第72回定時総代会議案

会議の目的事項

報	口	事	項	
	1.	2018年月	度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変質	釛
		計算書、	連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等	等
		変動計算	章書報告の件	1頁
	2.	相互会	社制度運営に関する報告の件 ・・・・・・・・・・・	67頁
決	議	事	項	
	第1	号議案	2018年度剰余金処分案承認の件・・・・・・・・・	70頁
	第2	号議案	基金の再募集および定款一部変更の件・・・・	71頁
	答り	旦丝安	並送見承辺の仏	79百
	毎3	万	計	13貝
	第4	号議案	取締役11名選任の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77頁
			評議員承認の件 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73 77

明治安田生命保険相互会社

報告事項

1. 2018 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2018 年度(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)事業報告書

- 1. 保険会社の現況に関する事項
- (1) 事業の経過および成果等

■ 経営環境

当年度の日本経済は、自然災害による下押しがあったものの、堅調な米国景気等を背景に、均せば緩やかな回復傾向で推移しました。個人消費は、賃金の伸びが鈍いこと等から、緩慢な回復にとどまりました。設備投資は、省力化投資を中心に、回復傾向が続きました。輸出は、中国景気の減速等を背景に、増勢が鈍化しました。金融市場について、日本株は、米国長期金利の上昇による米株安を受けて10月に急落し、その後は一定程度戻したものの、世界景気減速懸念等を背景に伸び悩む展開が続きました。為替相場は、世界景気減速懸念等を受け、一時円高ドル安に振れる場面もありましたが、堅調な米国景気や日米金利差の拡大等を背景に、円安ドル高が進みました。長期金利は、日銀の金融政策により、0%付近での推移が続きました。

■ MYイノベーション 2020 の取組み

企業理念「明治安田フィロソフィー」 (※1) の実現に向けて、「イノベーション」 (変革・創造) を興すべく、2017 年 4 月から 3 ヵ年プログラム「MYイノベーション 2020」 (中期経営計画+企業 ビジョン実現プロジェクト+みんなの健活プロジェクト) に取り組んでいます。

本プログラムでは、お客さま志向とコンプライアンスの徹底を前提に、「成長性」「収益性」「健全性」のバランスを取りつつ、企業価値の安定的かつ着実な向上をめざし、成長戦略・経営基盤戦略・ブランド戦略を推進しました。その結果、当年度末の企業価値(EEV)(※2)は5兆2,968億円(前年度末比+7.2%)となりました。

- (※1) 当社の経営全般に関する基本的な考え方・基本理念であり、当社の存在意義や使命を示す「経営理念」、長期的な当社のめざすべき姿である「企業ビジョン」、「経営理念」と「企業ビジョン」の実現に向けて役職員一人ひとりが大切にすべき価値観である「明治安田バリュー」で構成(2017年4月制定)
- (※2) 運用環境や貯蓄性商品の解約率など経営戦略によるコントロールが困難な前提を 2016 年度末時点で固定して 計算した企業価値の指標

(みんなの健活プロジェクト)

「MYイノベーション 2020」の中核的な取組みとして、「お客さま」「地域社会」「当社従業員」の継続的な健康増進を支援する「みんなの健活プロジェクト」に取り組んでいます。

本プロジェクトは、毎年の健康診断結果に応じたインセンティブを提供する「商品」、病気の 予防・早期発見に役立つ「サービス」、地域社会の健康増進を支援する「アクション」の 3 つを 構成要素としています。当年度は、新商品「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を開発すると ともに、健康増進に役立つ情報を提供する「MY健活レポート」の開発と「体験版」の提供、将来 の病気の発症リスクを知ることができる先進検査の優待等の新サービスの提供、「明治安田生命 Jリーグウォーキング」の開催など、2019 年 4 月の本格展開に向けて「サービス」「アクション」 を先行展開しました。

また、当社従業員向けには、健康への意識向上・知識習得を目的とした教育プログラムを開始する等の取組みを行ない、2019年3月には「平成30年度東京都スポーツ推進モデル企業」(※3)に選定されました。

(※3) 従業員のスポーツ活動を推進する取組みや、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業 266 社 を、東京都が「東京都スポーツ推進企業」として認定。今回はその「東京都スポーツ推進企業」のなかから、 特に社会的な影響や波及効果の大きい取組みを実施している企業 11 社が選定

(SDGs等への取組み)

持続可能な社会の実現を目的としているSDGs(※4)が掲げる17の目標のうち、当社ステークホルダーへの影響度および事業との関連性の観点等から、相対的に重要性が高いと考えられるものを優先課題と設定し、経営課題との関連性を整理のうえ取り組んでいます。

具体的な事業活動としては、「みんなの健活プロジェクト」を通じたお客さまの健康増進、「明治安田生命」リーグ」の応援を通じた地域社会の活性化、従業員のワーク・エンゲイジメント (※5)の向上に向けた取組み、サステイナビリティ投融資の推進など、さまざまな活動を通じて、社会課題の解決や持続可能な社会の実現に貢献しています。

また、2019年1月には、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD) (※6) が公表した、気候変動にかかる「リスク」および「機会」が財務面にもたらす影響を自主的に把握・開示することを企業等に対し促す提言に賛同しました。

- (※4) 持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される国際目標
- (※5) 一人ひとりが誇りとやりがいを感じながら活き活きとチャレンジングに働く状態
- (※6) Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略で、G 2 0 の財務大臣・中央銀行総裁からの要請により、2015 年 12 月に金融安定理事会に設置された組織

(お客さま志向の業務運営)

企業理念「明治安田フィロソフィー」に基づき策定した「お客さま志向の業務運営方針 -お客さま志向自主宣言-」のもと、ご加入から保険金・給付金等の確実なお支払いはもとより、お客さまに寄り添ったあたたかいアフターフォローに努めること等を通じて、お客さまの最善の利益が図られるよう、お客さま志向の業務運営に取り組んでいます。

同方針に基づく当社のお客さま志向の取組みが評価され、2018 年 11 月には、消費者庁が創設 した「消費者志向経営優良事例表彰」において「消費者庁長官表彰」を受賞しました。

■ 分野別の当年度の主な取組み

【成長戦略(国内生命保険事業)】

[アドバイザーチャネル]

成長が見込まれる「第三分野」「高齢者・退職者」「女性」「投資型商品」の4つを重点マーケットと位置付けたうえで、医療・介護等の第三分野・保障性商品の販売量拡大と、お客さま数の拡大に取り組んでいます。

(商品面)

2018年11月には、若年層等の保険未加入者にもご加入いただきやすい「かんたん保険シリーズ

ライト! By明治安田生命」(以下、「ライト!シリーズ」)に、損害保険商品「明治安田生命 おでかけ携行品」を追加しました(※7)。

また、単身世帯や働く女性の増加に伴い拡大する就業不能保障ニーズに対応した「ベストスタイル」の新特約「給与・家計サポート特約」を 2018 年 6 月に発売しました。

さらに、重点マーケットの一つと位置付ける「投資型商品」マーケットにおいて、「米ドル建・一時払養老保険」の販売を推進するとともに、2019年2月には、積立てによる貯蓄ニーズにお応えする商品として平準払いの「つみたてドル建終身」を発売しました。

(販売サービス態勢面)

販売サービス態勢をいっそう強化するため、MYライフプランアドバイザー(以下、「アドバイザー」)の「質」「量」の拡充に取り組んでいます。集合育成組織の増設や、教育カリキュラムの見直し等により、教育・育成態勢のさらなる充実を図るとともに、新卒採用の法人総合営業職地域型(MYRA: MY Relationship Associate)の展開地域拡大や営業管理・育成体制の整備等を通じて、都市部を中心としたマーケットでの競争力を強化しました。

また、昨今の来店ニーズをふまえ、保険に関するご相談や各種お手続きの専用窓口として、「保険がわかるデスク」を、大都市圏中心に 20 店舗展開しています。その他の地域についても、支社等の店頭に、同様の機能を持った相談窓口として「MYほけんデスク」を設置しています。

販売面では、新たなお客さまとの接点を創出し、潜在的なお客さまのニーズの顕在化を図り、お客さまのご意向・ご要望をふまえた提案を行なう一連の活動を体系化し、アドバイザーの標準活動として推進しています。また、保障の必要性をわかりやすく解説し、お客さまの意向をきめ細やかに確認する「コンセプトパンフレット」の活用を促進するとともに、「ライト!シリーズ」のご契約者向けにも保障に関するご意向を確認する専用ツールを提供するなど、コンサルティングの高度化に取り組みました。

さらに、新たなお客さまとの接点を拡充するため、デジタルマーケティング手法を活用したWEBプロモーションの展開、法人営業部門との協働による団体従業員等へのアプローチの強化、Jリーグのパートナー企業等と連携した「明治安田生命フットサルフェスタ 2018」等のイベントの開催など、会社力を活かしたマーケット開拓を強化しています。

こうした取組みの結果、当年度のアドバイザー等チャネル(※8)における新契約件数は 97 万件(前年同期比+1.1%)となりました。なお、ラインアップを拡充した「ライト!シリーズ」の累計販売件数は、当年度末時点で 100 万件を突破しました。また、当年度末時点のお客さま数(アドバイザー等チャネル)(※9)は 703 万人(前年度末差+9 万人)と増加し、中期経営計画目標の 700 万人を 1 年前倒しで達成しました。

- (※7) 「明治安田生命おでかけ携行品」は東京海上日動火災保険株式会社が提供する損害保険商品。なお、当社は 東京海上日動火災保険株式会社の代理店として当該商品を販売
- (※8) アドバイザー等チャネルとは、アドバイザーチャネルに、金融機関以外の代理店営業チャネルを加えたもの
- (※9) 生命保険契約者(すえ置・年金受取中を含む)+生命保険被保険者+損害保険契約者(重複を除く)

[代理店営業チャネル]

銀行をはじめとする金融機関窓口販売では、中高年層・富裕層等の資産運用ニーズにお応えするため、外貨建一時払終身保険「外貨建・エブリバディプラス」の販売を推進するとともに、2018年

12 月には「豪ドル建・一時払養老保険」を発売しました。また、銀行への営業支援態勢の強化にも取り組んでいます。

法人代理店や税理士代理店等については、委託先の拡大および関係強化を通じた法人マーケット 開拓を進めるとともに、代理店への教育・支援を推進しています。こうした取組みの結果、当年度末 時点の代理店数は 2,030 店(前年度末差+309 店)と増加しました。

[法人営業チャネル]

企業・団体の福利厚生制度の発展・サポートを目的に、民間企業・官公庁など、それぞれのマーケット特性に応じた商品・サービスを提供しています。

団体保険については、保険料率改定に伴う保障の見直し機会を捉えた保障充実化の提案等により、保有契約高は 115.8 兆円と 9 年連続で増加しました。また、就業不能保障ニーズの高まりに応えるため、病気やケガで働けない状態となった場合の生活費をサポートする「団体総合就業不能保障保険」を 2019 年 1 月に発売し、マーケットの拡大に取り組みました。

お客さま数(法人営業チャネル) (※10) についても、企業・団体の福利厚生制度の拡充に取り組むとともに、企業・団体の従業員等への提案機会を拡大するBtoE(※11) ビジネスの推進により、当年度末時点で497万人(前年度末差+12万人)に増加し、中期経営計画目標の494万人を1年前倒しで達成しました。

団体年金については、お客さまの運用ニーズにあわせたコンサルティング活動を通じ、特別勘定や 媒介による投資顧問子会社商品の販売を強化しています。

あわせて、アドバイザーの活動基盤としての職域開拓や系列企業開拓など、法人営業の顧客基盤を 活用し、企業・団体の従業員等との接点拡大に取り組んでいます。

- (※10) 任意加入型団体保険の被保険者数(当社単独・幹事契約の本人・配偶者被保険者)
- (※11) Business to Employee の略で、企業・団体の従業員等に対するアプローチを意味する当社用語

[事務サービス]

(個人保険分野)

タブレット型営業端末(マイスターモバイル)を用いた電子手続きの拡充や、ご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」の機能拡充により、事務手続きのわかりやすさの向上や所要時間の短縮など、利便性向上に取り組んだ結果、お客さまの手続き満足度(※12)は63.2%(前年度差+6.1pt)となりました。

また、高齢者を中心としたアフターフォロー態勢の高度化に向け、引き続き「MY安心ファミリー登録制度」(第二連絡先)の登録を推進し、アドバイザー担当契約における 65 歳以上の登録者数は当年度末時点で約 114.4 万人(対象のご契約者の 82.3%)となりました。あわせて、「MY長寿ご契約点検制度」を通じて保険金の請求有無等を確認したお客さまは 2019 年 1 月末時点で累計約 36.7 万人(対象のご契約者の 97.4%)となり、これまでに約 7,500 件のお手続きを行ないました。

さらに、自力ではお手続きが困難なお客さまを代筆等でサポートする「MYアシスト+(プラス)」 制度を 2018 年 4 月に創設し、登録のご案内を推進しています。

加えて、お客さまの問い合わせ手段の選択肢を広げるため、2019年2月から当社公式ホームページ上で、チャット形式で生命保険商品に関するお問い合わせ等に対応する「リアルタイムチャットサービス」を開始しました。

なお、コミュニケーションセンターにおける高齢者に対する積極的なサービス向上の取組みが 評価され、株式会社リックテレコムが主催する「コンタクトセンター・アワード 2018」 (※13) に おいて、センター表彰部門の「最優秀オペレーション部門賞」を受賞しました。

- (※12) 「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」と回答したお客さまの割合
- (※13) コンタクトセンター (コールセンター) の運営上の課題に対して行なった活動および成果のうち、優れた 取組みを相互に称えあうとともに、知識・経験を共有することを目的として、2004 年度に創設された表彰 制度

(企業保険分野)

団体窓口向けインターネット事務サービス「MY法人ポータル」を通じてお客さま満足度と各種事務サービスの利便性向上を図っています。具体的には、「MY法人ポータル」内のオンラインによる事務手続き等の利用勧奨を行なうとともに、一定規模以上の団体に対して各種帳票の参照機能の提供を開始しました。その結果、団体事務手続き満足度調査における総合満足度(※14)は、65.3%(前年度差+0.2pt)となりました。

また、団体保険の退職者用保険のご契約者に対しても継続して法人版「MY長寿ご契約点検制度」 を通じたアフターフォローに取り組み、保険金の請求有無等を確認したお客さまは当年度末時点で 累計約11,700人(対象のご契約者の99.6%)に達し、ご要望に応じて各種お手続きを行ないました。

(※14) 「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の 5 つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

[資産運用]

サープラス・マネジメント型ALM (※15) の考え方に基づく運用を基本としつつ、超低金利環境や市場動向に対応した効果的な投融資を実施しています。

当年度は、内外金利差や為替水準をふまえ、米国金利が上昇した局面で外国公社債を買い入れたほか、日銀の金融政策の微修正を受け国内金利が上昇した局面で国債を買い入れるなど、市場環境に応じた効果的な資産配分を実施しました。

収益力の強化に向けては、資産運用手法の高度化・多様化や、資産運用ガバナンス・リスク管理の高度化等に取り組む一環として、クレジット投融資を強化しています。中期経営計画期間累計で1兆6,000 億円を投融資する計画に対し、国内外の企業やプロジェクト向け貸付の実行、国内外企業が発行する社債の買い入れなど、前年度からの累計で約1兆2,000億円の投融資を行ない、順調に進捗しています。

加えて、社会・経済のサステイナビリティ(持続可能性)向上に貢献する観点から、サステイナビリティ投融資を推進しました。具体的には、いわゆるESG分野に加え、地方創生やインフラ、イノベーション関連分野等を主な投融資対象としています。中期経営計画期間累計で 5,000 億円の投融資をめざすなか、地方創生に資するファンドへの投資や環境配慮型商品の開発を積極的に進めている企業が発行する社債の買い入れ等により、前年度からの累計で約 4,200 億円の投融資を行ない、順調に進捗しています。

なお、2019年1月には、持続可能な社会の実現を目的に、機関投資家がESGの観点を投資の意思 決定に組み込むことを提唱する、国連責任投資原則(PRI)(※16)に署名しました。

また、「基本ポートフォリオ」を策定し、時価ベースで計測した資産および負債の将来的な推移や、 会社全体のリスク・リターンプロファイルを把握するなど、統合的リスク管理(ERM)(※17)に 基づく先進的な経営管理の定着・浸透を図っています。 これらの取組みにより、当年度の利差益は、2,732億円(前年度差+507億円)となりました。

- (※15) サープラス・マネジメント型ALM [Asset Liability Management] とは、経済価値(市場価額あるいは将来キャッシュ・フロー等による市場整合的な価額)で評価した資産価値と負債価値の差額であるサープラスを資本概念として捉え、その変動リスクをコントロールする資産負債の総合的な管理のこと
- (※16) 国連責任投資原則 (PRI [Principles for Responsible Investment]) は、2006 年に国連環境計画・金融イニシアティブと国連グローバル・コンパクトとの協働により策定
- (※17) 統合的リスク管理(ERM [Enterprise Risk Management])とは、会社全体のリスク、リターン、資本を 経済価値ベースで定量的にコントロールし、リスク回避の基本方針を策定する一方、とるべきリスクをとり ながら企業価値の最大化をめざす経営管理手法のこと

(スチュワードシップ活動)

「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、投資先企業の企業価値向上ならびに 当社の株主利益の最大化に努めるため、一般勘定・特別勘定それぞれの特性に応じて対話および 議決権行使を実施しました。さらに、前年度から議決権行使結果の個別開示を開始した特別勘定に 加え、当年度は一般勘定においても個別開示を開始したほか、2018年7月以降の株主議決権行使分 より、行使結果の開示を年度単位から四半期単位に変更するなど、情報開示の拡充に取り組みました。 また、社外取締役が過半数を占める監査委員会において、議決権行使結果の検証を行なっている ほか、議決権行使の判断基準変更の際も適切性の検証を行なうなど、利益相反管理を適切に実施 しています。

【成長戦略(国内生命保険事業以外)】

[海外保険事業]

グローバルな成長機会を取り込みつつ、安定的かつ持続的な利益成長の実現により、ご契約者利益に貢献することをめざして、当社の経験・ノウハウの提供等を通じた既存投資先とのシナジー創出や収益力強化に努めています。また、海外保険事業の着実な発展を支えるグローバル人材の育成に取り組むとともに、海外拠点を活用した新規投資の調査・研究を推進しています。

なお、既存投資先 5 ヵ国 7 社の 2018 年 1 - 12 月期 (※18) のグループ基礎利益への貢献額は、531 億円 (前年同期差+74 億円) と拡大し、グループ基礎利益全体に占める割合は 8.4% (前年度末比+0.6pt) となりました。

(※18) 海外子会社・関連会社の決算目は12月31日のため

[国内関連事業]

国内関連会社各社、各財団は、それぞれが強みとする専門性をより高めるとともにガバナンス態勢 を高度化することで、ご契約者利益の向上や社会貢献に取り組んでいます。

明治安田損害保険株式会社では、お客さまニーズに対応した傷害保険等の販売拡大やERMに基づく経営管理態勢の高度化に取り組んでいます。

明治安田アセットマネジメント株式会社では、2018年6月に「監査等委員会設置会社」に移行し、 取締役会の監督機能を強化するなど、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

また、いっそうのグループー体運営を企図し、2018年3月に子会社化した明治安田システム・テクノロジー株式会社を、2018年9月に完全子会社化しました。

なお、国内関連会社のグループ基礎利益への貢献額は、44億円となりました。

【経営基盤戦略】

[グループ経営管理]

当社グループ全体の収益規模に対する国内・海外関連事業のウェイトの拡大と、国際的な監督規制の動向等をふまえ、グループ経営管理態勢の強化に取り組んでいます。当年度は、グループ整合的な統制水準の確保を目的として、「グループ内部統制基本方針」、「グループリスク管理基本方針」、「グループコンプライアンス基本方針」、「グループ内部監査基本方針」を 2018 年 10 月に制定するとともに、当社が個別に資本配賦 (※19) を行なう重要子会社である、スタンコープ・フィナンシャル・グループや明治安田損害保険株式会社との間で、リスク管理、コンプライアンス、内部監査の 3 領域のグループ会議を、2019 年 1 月に試行実施しました。

さらに、国内関連会社については、自立(律)経営の確立をめざした取組みを推進しており、当社への影響度が大きい事業を営む6社の重点指定会社を対象に、業務執行内容および健全な企業風土 醸成のモニタリングを各社の取締役会の主な役割と定め、監督機能を強化しました。加えて、重点指定会社が実施する自己点検の状況を当社が社外からモニタリングし、各社の内部管理・内部監査等の取組みレベルに応じた支援等を行なうなど、社内・社外による二重のモニタリング態勢を構築しました。

海外保険関連会社については、各社への出資状況や各国規制等に応じた経営管理態勢を構築しています。主要な子会社であるスタンコープ・フィナンシャル・グループについては、当社と共通の価値観を有する経営陣に日々の業務執行を委ねる一方で、当社役職員を取締役として派遣し、取締役会等を通じた業務執行の監督やモニタリングを実施しています。また、各社共通の枠組みとして、ガバナンスやリスク管理等の経営管理全般にわたるガイドラインを定め、これに基づく経営管理を各社経営陣に要請するとともに、各社の態勢整備状況のモニタリングを実施しています。

(※19) 事業分野やリスク種類ごとのリスクテイク可能なリスク量の上限を定めること

[コーポレートガバナンス]

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針をとりまとめ制定・公表している「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、引き続きコーポレートガバナンス態勢の整備を推進しています。

第三者(外部コンサルタント)の助言・サポートを取り入れた取締役会および3 委員会(指名・監査・報酬)の自己評価の実施、付議事項の整理を含む取締役会運営の見直し、総代とのコミュニケーション機会の拡充および意見等のタイムリーな経営への反映を企図した専用WEBサイトの設置など、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組みました。

また、経営の透明性を高めるため積極的な情報開示に努めており、当社の財務情報やCSRの取組みおよび経営活動等を報告する法定ディスクロージャー誌「明治安田生命の現況〔統合報告書〕」では、SDGs達成への取組みを「価値創造プロセス」に関連付けて掲載し、当社のビジネスモデルが持続可能な社会の実現に寄与することを示すなど、非財務情報の開示の充実に取り組みました。

なお、当社の内部監査態勢の強化や品質の維持・向上の取組みが評価され、2018 年 9 月に、日本内部監査協会の「会長賞(内部監査優秀実践賞)」(※20)を受賞しました。

(※20) 「内部監査が制度的に充実し、かつ長期にわたり内部監査活動が継続して積極的に行なわれ、成果をあげ、 内部監査の普及・発展に貢献している企業・経営組織体」を表彰する制度

[統合的リスク管理〔ERM〕]

リスクテイクの意思を定めた「リスクアペタイト」のもと、「資本配賦」などERMを活用した 経営計画を定め、経営目標である企業価値(EEV)や経済価値ベースのソルベンシー比率(ESR) の達成に向けて取り組んでいます。当年度は、経済環境の不確実性を念頭に置いたアクションプラン の拡充等を中心に、いっそうのERM態勢の強化に取り組みました。

グループベースでは、特に重要度の高い子会社(重要子会社)であるスタンコープ・フィナンシャル・グループ、明治安田損害保険株式会社においては、グループリスクアペタイト、重要子会社への資本配賦の枠組みに従って、経営計画の策定・運営を行なっています。

(資本政策)

中期経営計画において、2020年3月末までに、所定の内部留保と外部調達資本の合計であるオンバランス自己資本を3兆円まで積み増すことをめざしています。この計画をふまえ、内部留保の積み増しに加えて、2018年4月に米ドル建劣後特約付社債10億ドル(1,074億円)を発行し、9月には基金500億円の再募集を行ない自己資本の着実な積み増しを推進しています。その結果、当年度末時点のオンバランス自己資本は、29,188億円(前年度末差+2,676億円)となりました。

(リスク管理)

業務遂行から生じるさまざまなリスクを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、 モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセスを通じて、事業全体の統合 リスク管理を推進しています。

特に、当社にとって影響の大きいリスクについては、重要リスクとして特定し、このうち、経営として特に注視していくべきリスクとして、「市場環境の急変に伴う財務健全性の低下」、「ブランド価値の毀損リスク(募集コンプライアンスおよび適切な勤務管理への対応が不十分となるリスク)」、「海外保険事業に対する経営管理態勢整備不十分」の3つを定め、その対応策を経営計画に反映し、リスク発生の未然防止や発生時の影響軽減に取り組みました。その他、「サイバーセキュリティ強化への対応不十分」を重要リスクに定め、専門体制(CSIRT)による情報収集や定期的な訓練を実施しています。

あわせて、リスクテイク戦略の妥当性を検証するプロセスであるORSA (Own Risk and Solvency Assessment:自己資本充実度評価) についても、統合リスク管理の中核的手法の一つとして実施しています。

また、グループベースでも、重要リスク管理態勢を整備し、特定したグループの重要リスクに 関してモニタリングを実施するほか、グループベースのORSAに取り組んでいます。

[コンプライアンス]

業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスが最優先されるという基本的考え方のもと、コンプライアンス態勢の高度化やコンプライアンス風土の確立に向けて取り組んでいます。

具体的には、当年度制定した「グループコンプライアンス基本方針」において、推進すべき項目を明確化し、また、コンプライアンス違反の未然防止や相互牽制機能の発揮を企図した、予兆を捉えた管理態勢の高度化や申出経路拡大を通じた内部通報制度のいっそうの定着に取り組みました。

加えて、マネー・ローンダリング等の金融犯罪対策の推進、利益相反管理態勢の高度化、情報管理 にかかる態勢の整備・高度化に取り組みました。

[人事政策]

従業員一人ひとりの「ワーク・エンゲイジメント」の向上をめざし、「働きがい」と「働きやすさ」 の両面を追求する取組みを進めました。

具体的には、「人財力の持続的向上」に向けて、「明治安田フィロソフィー」の理念教育を進める とともに、各種育成プログラムの拡充・高度化等を通じて人材力の底上げ、専門人材のすそ野拡大、 将来の経営を担う人材の計画的な選抜・育成に取り組みました。

また、従業員の心身の健康増進意識を高めるために、会社が従業員の健康に積極的に関与し、各種 健康セミナーの開催、ウォーキングを柱とする健康キャンペーンを展開しているほか、従業員一人 ひとりの自主的な健康づくりの取組みをサポートするシステム基盤の整備を進めました。

あわせて、「多様性受容と活躍支援」にも取り組んでおり、女性層やシニア層、障がい者の活躍 支援を重点的に進めるとともに、職場の上司・部下や同僚同士が多様な人材を受け容れるための風土 づくりを推進しました。なお、女性管理職の割合を 2020 年 4 月までに 30%程度に引き上げることを 目標としており、2019 年 4 月始時点では 24.4% (人数 311 名) となっています。

さらに、「働き方改革」として、全社横断的な業務実態の調査や調査結果に基づく業務効率化を 進めるなど、生産性向上の取組みを推進するとともに、長時間労働の抑止など、適切な勤務管理の 推進や働きやすい環境の整備に取り組みました。

こうした従業員の健康づくりに向けた取組みが評価され、経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人 ~ホワイト500~」(※21)に3年連続で認定されました。

(※21) 上場企業に限らず、健康保険組合等の保険者と連携して優良な健康経営を実践している大規模法人を顕彰 するために、2017 年度から開始した認定制度

[防犯·防災対策]

主に社外で働くアドバイザーが犯罪被害に遭うことを未然に防止するため、防犯ブザーの配付や被害に遭わないための営業活動上の留意事項について教育・指導を行なうとともに、専用の相談窓口を設置するなど、被害の拡大を防止するための支援体制を整備しました。

また、当年度は「平成30年7月豪雨」や「平成30年北海道胆振東部地震」等の大きな自然災害が相次ぎましたが、被災した地域への義援金の寄贈、被災されたお客さまへのお見舞い活動や保険契約に関する特別取扱いの実施など、被災者の方に寄り添った対応を行ないました。なお、災害時の対応については、訓練等を通じて不断の見直し・高度化を進めています。

[事業費効率化]

個人保険分野および企業保険分野における事務サービス等において、コスト削減に向けた取組みを 推進しています。

具体的には、個人保険事務では、集金業務の縮減やご契約手続きの電子化を、当年度末時点において各々90%程度実現し、企業保険事務や資産運用事務においては、帳票削減を推進するなどコスト削減を図るとともに、帳票等の印刷・社内物流等や、什器・備品等の執務環境整備業務を見直し、印刷費や配送費の削減等にも取り組んでいます。

また、時間外勤務時間の縮減に向け、報告物の集約・削減や、本社事務におけるRPA (※22) の 導入といった業務負荷軽減の取組みに加え、管理監督者層向けの研修や映像教材の提供を通じた従業 員の意識変革の推進など、さまざまな業務効率化の取組みを行ないました。

(※22) Robotic Process Automation の略で、人がPCで行なう定型作業をソフトウェアに設定し、作業を代替するシステム

[情報投資]

経営基盤の強化や経営戦略の実現を目的に、中長期的なシステム開発態勢の強化・刷新に取り組んでいます。

具体的には、システム専門人材の採用や育成ルートの刷新、および関連子会社との連携強化等の体制整備の取組み(2019年4月から一部運用開始)、ならびに情報セキュリティ対策の高度化やお客さま満足度の向上に向けた最新のICT導入等による営業・事務システムインフラの刷新等を行ないました。

また、外部インフラ・サービスのさらなる活用に向けた調査・研究を推進し、一部の業務での活用 を開始するとともに、業務効率化につながるテレビ会議等の新機能を搭載した従業員向け端末等の 社内システムインフラを 2019 年 1 月から順次展開しています。

[イノベーションの創出]

中期経営計画の成長戦略の一環として、「先端技術等によるイノベーション」創出に資する取組みを推進しています。

「人工知能・ICT」の領域では、主に生命保険会社の基幹業務(保険引受や保険金支払査定、保険営業活動、資産運用およびお客さまからの照会対応業務など)において、人工知能やRPAの活用に向けた検討と一部業務への導入を行ない、人工知能によるデータ分析の精度向上や定型作業の効率化等を実現しました。

「ヘルスケア」の領域では、疾病の予防および早期発見等の未病分野における新たなサービスの 提供をめざし調査を行なっています。当年度では、先進的な研究を行なっている弘前大学および慶應 義塾大学先端生命科学研究所との連携に係る契約をそれぞれ締結しました。

【ブランド戦略】

「明治安田フィロソフィー」のさらなる浸透をめざし、「みんなの健活プロジェクト」を柱として、対面のアフターフォローの価値の訴求、Jリーグへの協賛や地方創生に係る自治体との包括連携協定 (※23) 等に基づく取組みを推進しました。

「みんなの健活プロジェクト」においては、多様なメディアを活用し、本プロジェクトのコンセプトを発信するとともに、Jリーグや地方自治体との協働など、他社との差別化を図るための当社独自イベントの開催に取り組みました。これらの地域単位の活動は、地域の活性化や課題解決に具体的に貢献する取組みと位置づけ、地方テレビや新聞等での報道露出を通じて地域のお客さまに広くご紹介することで、地域に寄り添うというイメージの浸透を図っています。

「対面のアフターフォロー」については、ご契約の定期点検等を通じたお客さまのご意向に沿ったアフターフォローの実践、総合保障商品「ベストスタイル」のご契約者に向けたアフターフォローの解説冊子「安心ロードマップ」のお届け、高齢のお客さま向け各種制度のご案内に加え、「みんなの健活プロジェクト」を通じたサービスの提供など、新しいアフターフォローの価値を実感いただく取組みを拡大しました。

また、これらの取組みがお客さまに幅広く届き、当社のブランドイメージ向上につながるよう、 広告宣伝や報道対応が一体となった効果的なアウタープロモーションを展開し、当社の認知度・好感 度のいっそうの向上を図りました。

(※23) 当年度は新たに 13 の地方自治体と包括連携協定を締結し、当年度末時点では累計で 28 の地方自治体と協定 を締結

【「企業ビジョン実現プロジェクト」の実施状況】

「企業ビジョン」実現に向けて一人ひとりが創造力をもって積極的・主体的に取り組む企業風土の 醸成をめざして、2017年から本プロジェクトを展開しています。

プロジェクト 2 年目である当年度は、「一人ひとりの行動が、企業ブランドの形成につながっていることを常に意識する状態」である「自分ごと化」につながる諸施策を実施するとともに、プロジェクトの柱である各組織単位の小集団活動「Kizuna(+xt)運動」を通じて、「お客さまとの絆」「地域社会との絆」「働く仲間との絆」を深める取組みや、コミュニケーション・一体感向上に向けたボトムアップ型の取組みを全員参画で行ないました。

主な取組みとして、各組織内の業務効率化や「働き方改革」に向けた取組みに加え、誕生日やご契約の節目等にあわせて、アドバイザーがお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする「MYメッセージ活動」を推進しました(当年度約 524.5 万枚/前年度比+約 72.5%)。「明治安田生命 J リーグ」の応援では、「全員がサポーター」を合言葉に約 34.5 万人(前年比+約 27.6%)のお客さまおよび当社従業員とその家族がスタジアムで観戦しました。

こうした取組みに加え、従業員向けの「企業ビジョン」に関する各種研修等を実施し、「企業ビジョン」の理解度向上、共有の推進を図りました。

【主要業績の概況】

[当期における当社の主要業績について]

2018年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料(各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標)において、新契約年換算保険料が1,413億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆2,656億円となりました。このうち、第三分野(医療・介護保障等)は、新契約年換算保険料が543億円、年度末での保有契約年換算保険料が4,320億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は115 兆 8,156 億円、団体年金保険の年度末保有契約高(責任準備金の金額)は7 兆 6,913 億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田生命グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、8 兆 9,241 億円でした。

(新契約年換算保険料)

(D)			
	当年度		前年度
	金額	前年度比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	1,413 億円	10.4%	1,279 億円
うち第三分野	543 億円	26.9%	428 億円

(減少契約年換算保険料)

	当年度		前年度
	金額	前年度比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	1,268 億円	△ 0.1%	1,268 億円

(保有契約年換算保険料)

	当年度末	前年度末	
	金額	前年度末比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	2 兆 2,656 億円	0.6%	2 兆 2,511 億円
うち第三分野	4,320億円	7.5%	4,020 億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

(新契約高)

	当年度	前年度	
	金額	前年度比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	1 兆 4,271 億円	△ 10.8%	1 兆 6,000 億円

(減少契約高)

	当年度	前年度	
	金額	前年度比増減率	金額
個人保険・個人年金保険	5 兆 1,896 億円	△ 7.6%	5 兆 6, 188 億円

(保有契約高)

<u> </u>								
						当年度末	前年度末	
						金額	前年度末比増減率	金額
個人保険・個人年金保険				三金色	呆険	74 兆 7,648 億円	△ 4.8%	78 兆 5, 273 億円
団		体	保		険	115 兆 8, 156 億円	1.6%	113 兆 9, 442 億円
団	体	年	金	保	険	7兆6,913億円	1.1%	7 兆 6,072 億円

経常収益では、保険料等収入が 2 兆 7,708 億円となりました。うち個人保険は 1 兆 5,145 億円、個人年金保険は 3,508 億円、団体保険は 3,034 億円、団体年金保険は 5,655 億円となりました。資産運用収益は、利息及び配当金等収入が 8,072 億円、有価証券償還益が 766 億円、有価証券売却益が 157 億円で、資産運用収益合計では 9,118 億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は2兆2,054億円、うち個人保険・個人年金保険が1兆4,795億円、団体保険が1,487億円、団体年金保険が5,454億円となりました。責任準備金等繰入額は、4,656億円となりました。資産運用費用は、金融派生商品費用が1,301億円、有価証券売却損が375億円、有価証券評価損が177億円、資産運用費用合計では2,271億円でした。事業費は、3,574億円となりました。

これらの結果、経常利益は3,735億円でした。また、基礎利益(保険料収入や保険金・事業費支払 等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の 基礎的な期間収益の状況を表す指標)は5,896億円となりました。

特別損益のうち、特別利益は、固定資産等処分益により 24 億円でした。特別損失は、不動産圧縮損 19 億円、固定資産等処分損 15 億円、減損損失 12 億円を計上したほか、価格変動準備金へ 1,313 億円繰り入れるなど、合計で 1,366 億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は 2,225 億円となりました。 当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期未処分剰余金は 2,233 億円となりました。 当期未処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に 1,696 億円繰り入れることとしています。

				当年度		前年度
				金額	前年度比増減率	金額
経	常	収	益	3 兆 7,682 億円	1.6%	3 兆 7, 101 億円
	保険	料 等	収 入	2 兆 7,708 億円	1.9%	2 兆 7, 194 億円
	資 産	運用	収 益	9,118億円	2.4%	8,901 億円
経	常	費	用	3 兆 3,946 億円	1.6%	3 兆 3, 418 億円
	保険金	等 支	払 金	2 兆 2,054 億円	△ 0.3%	2 兆 2, 125 億円
	責任準備	#金等終	異入額	4,656億円	11.1%	4,190 億円
	資 産	運用	費用	2,271 億円	9.6%	2,072 億円
	事	業	費	3,574億円	0.3%	3,564 億円
経	常	利	益	3,735 億円	1.4%	3,683 億円
	基礎	利	益	5,896億円	7.9%	5,467 億円
特	別	利	益	24 億円	57.5%	15 億円
特	別	損	失	1,366 億円	24.0%	1,101 億円
当	期	純 剰	余	2, 225 億円	△ 7.4%	2,401 億円
当	期未処	分 剰	余 金	2, 233 億円	△ 6.8%	2, 395 億円

総資産については、年度末で39兆2,608億円となりました。

					当年度末		前年度末	
					金額	構成比	金額	構成比
総		資		産	39 兆 2,608 億円	100.0%	38 兆 5,643 億円	100.0%
	現金及	をびう	預 貯	金等	1兆4,500億円	3.7%	8,122 億円	2.1%
	有	価	証	券	32 兆 1,821 億円	82.0%	31 兆 7,819 億円	82.4%
	貸	付		金	4 兆 2,238 億円	10.8%	4 兆 5,073 億円	11.7%
	有 形	固	定質	章 産	8,703 億円	2.2%	8,730 億円	2.3%

負債の大宗を占める責任準備金残高は 32 兆 2,487 億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立てています。

						当年度末		前年度末	
						金額	構成比	金額	構成比
負	債	\mathcal{O}	部	合	計	35 兆 2, 293 億円	89.7%	34 兆 4, 599 億円	89.4%
	責	任	準	備	金	32 兆 2, 487 億円	82.1%	31 兆 7, 985 億円	82.5%
	支	払		備	金	1,304億円	0.3%	1,151 億円	0.3%
	価	格 変	動	準値	莆 金	8, 159 億円	2.1%	6,845 億円	1.8%
純	資	産 の	音	16 合	計	4兆 315億円	10.3%	4 兆 1,043 億円	10.6%
	基金	金・基	金償	却積	立金	9,300億円	2.4%	8,800億円	2.3%
	剰		余		金	4,916億円	1.3%	5,057億円	1.3%
	その	他有価	証券	評価差		2 兆 4,502 億円	6.2%	2 兆 5,640 億円	6.6%
負債	責及	び純賞	€産(の部	合計	39 兆 2,608 億円	100.0%	38 兆 5,643 億円	100.0%

ソルベンシー・マージン比率 (行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表す指標) は、983.3%となりました。

[当期における当社グループの主要業績について]

2018年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は4兆1,825億円、経常利益は3,906億円、親会社に帰属する当期純剰余は2,295億円となりました。

				当年度		前年度
				金額	前年度比増減率	金額
経	常	収	益	4兆1,825億円	1.6%	4 兆 1, 170 億円
経	常	利	益	3,906 億円	5.5%	3,701 億円
親会社	土に帰属す	トる 当期網	純剰余	2, 295 億円	△13.4%	2,650 億円

グループ保険料(※24)は3兆813億円、グループ基礎利益(※25)は6,338億円となりました。

- (※24) 連結損益計算書上の保険料等収入
- (※25) 明治安田生命の基礎利益に連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度	前年度	
	金額	前年度比増減率	金額
グループ保険料	3 兆 813 億円	1.9%	3 兆 243 億円
グループ基礎利益	6,338億円	8.3%	5,851 億円

総資産については、年度末で42兆1,207億円となりました。

			当年度末	前年度末
			金額	金額
総	資	産	42 兆 1, 207 億円	41 兆 5, 434 億円

連結ソルベンシー・マージン比率は、1,040.1%となりました。

【対処すべき課題】

成長戦略(国内生命保険事業)では、当社が持続的に成長するための基盤の確保に向けて、成長が 見込まれる「高齢者・退職者」等の重点マーケット開拓の強化とお客さま数の拡大に取り組んでいき ます。また、「みんなの健活プロジェクト」においては、従来の商品・サービスの枠を超えて、新た な価値の創造・提供に向け、同プロジェクトの軌道乗せを推進していきます。

また、資産運用では、超低金利環境下における収益力の強化に向けて、資産運用手法の高度化・ 多様化に取り組むとともに、金融市場の変動への対応力の強化を図っていきます。

成長戦略(国内生命保険事業以外)では、海外保険事業において、安定的かつ持続的な収益基盤の 拡大に向けて、既存投資先とのシナジー創出や収益拡大に取り組んでいきます。

経営基盤戦略では、保険募集を中心とする業務の適正を確保するため、コンプライアンス態勢の強化に引き続き取り組んでいきます。また、働き方の継続的な見直しを通じて、特に生産性の向上と労務管理の高度化を進めるとともに、中長期的なビジネス競争力確保に向けたシステム開発態勢の強化や、国際的な監督規制の動向等をふまえた、グループ経営管理態勢のさらなる強化を進めていきます。

なお、各分野の取組みを推進するにあたって、経営環境の変化等に応じて、四半期ごとの経営計画 の機動的な見直しを継続実施していきます。

(2) 財産および損益の状況の推移

ア. 当社の財産および損益の状況の推移

		区	分		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (当 期)
年					億円	億円	億円	億円
度	個	人	保	険	711, 937	680, 422	645, 576	613, 583
末	個	人 年	金 保	険	140, 035	145, 038	139, 696	134, 065
契	団	体	保	険	1, 119, 188	1, 129, 569	1, 139, 442	1, 158, 156
約	団	体 年	金 保	険	73, 454	74, 417	76, 072	76, 913
高	そ	の他	の保	険	3, 251	3, 240	3, 180	2, 534
					百万円	百万円	百万円	百万円
保	険	料	等 収	入	3, 357, 858	2, 615, 872	2, 719, 469	2, 770, 879
資	産	運	用収	益	788, 144	816, 067	890, 118	911, 810
保	険	金 等	支 払	金	2, 301, 138	2, 204, 036	2, 212, 551	2, 205, 432
経		常	利	益	300, 953	318, 455	368, 360	373, 522
当	其	月 純	剰	余	218, 472	233, 805	240, 187	222, 530
社員	員配	当準備	前金繰刀	、額	165, 707	169, 815	185, 731	169, 630
総		資		産	36, 576, 681	37, 561, 475	38, 564, 334	39, 260, 805

イ、当社グループの財産および損益の状況の推移

	X	分		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (当 期)
				百万円	百万円	百万円	百万円
経	常	収	益	4, 276, 540	3, 875, 469	4, 117, 073	4, 182, 501
経	常	利	益	299, 107	314, 883	370, 190	390, 618
親会	社に帰属す	する当期	純剰余	214, 099	223, 730	265, 038	229, 579
純	資	産	額	3, 631, 671	4, 044, 345	4, 123, 752	3, 986, 421
総	資	Ť	産	39, 164, 289	40, 412, 770	41, 543, 423	42, 120, 715

(3)支社等および代理店の状況

区 分	前期末	当 期 末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	86	90	4
営業部・営業所	926	931	5
海外事務所	2	2	0
計	1,014	1,023	9
代 理 店	1,721	2,030	309
計	2, 735	3, 053	318

(4) 使用人の状況

	>\	\\/ \\ \\	小 + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			当期末	現在		
区分	前期末	当期末	当期増減(△)	『万(△) 平均年齢		平均勤約	売年数	平均給与月智	額
	名	名	名	厉	彘 月	年	月	千	-円
内務職員	10, 485	10, 506	21	44	4	16	2	340	
営業職員	31, 776	32, 444	668	47	4				_

- (注) 1. 内務職員は、総合職・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より、出向・休職・組合専従を除いた数です。
 - 2. 平均給与月額は、2019年3月の税込基準内給与で賞与、時間外手当等は含みません。

(5) 主要な借入先の状況

特になし

(6) 資金調達の状況

内 容	発行日	償還期限	金額
劣後特約付社債 (米ドル建)	2018 年 4 月 26 日	2048 年 4 月 26 日 (注)	10 億米ドル

内 容	実施日	償却期限	金額
基金の募集 (再募集)	2018 年 9 月 25 日	2023 年 9 月 20 日	500 億円

⁽注) 償還期限は、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能です。

(7) 設備投資の状況

ア. 設備投資の総額

	百万円
設備投資の総額	44, 692

⁽注) 2018 年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、 有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
明治安田システム・ テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用管理業務、顧客企業へのコンサルティング業務、金銭収納代行業、介護関連事業、疾病予防サービスの提供	1982 年 4 月 1 日	百万円 100	% 100.0
明治安田アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資助言·代理業、投 資運用業、第二種金 融商品取引業	1986年11月15日	百万円 1,000	92. 9
明治安田損害保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996年8月8日	百万円 52,000	100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険·健康保険 業務	1961 年 8 月 3 日	万米ドル 635	100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国における不動産投資	1998年8月3日	万米ドル 4,266	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および 保険関連事業	1998年9月23日	万米ドル 495,000	100.0

⁽注) 1. 明治安田システム・テクノロジー株式会社は、分社化に伴い金銭収納代行事業を、事業譲渡に伴い疾病予防サービス提供事業を 2019 年 3 月 31 日付で廃止しました。

^{2.} 明治安田システム・テクノロジー株式会社の保有議決権割合を 2018 年 9 月 27 日付で 100.0%に変更しました

^{3.} Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited への資本参加は1976年3月26日、StanCorp Financial Group, Inc. への資本参加は2016年3月8日です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員の状況

ア. 取締役

(年度末現在)

	氏	名		地(立および担当	重要な兼職	その他
鈴	木	伸	弥	取締役会長	指名委員 報酬委員	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根	岸	秋	男	取 締 役	指名委員 報酬委員	株式会社ニコン取締役	
Щ	下	敏	彦	取締役		株式会社山口銀行取締役 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役 日本化薬株式会社監査役	
井	福	正	博	取 締 役		安田倉庫株式会社取締役	
打	保	誠一	一郎	取 締 役	監査委員		
服	部	重	彦	取 締 役 (社 外)	報酬委員長	株式会社島津製作所相談役 田辺三菱製薬株式会社取締役 ブラザー工業株式会社取締役	
落	合	誠	_	取 締 役 (社 外)	監査委員長 報酬委員	弁護士 日本電信電話株式会社監査役 宇部興産株式会社監査役	
木	瀬	照	雄	取 締 役 (社 外)	指名委員長 監査委員	TOTO株式会社特別顧問	
須	田	美分	そ子	取 締 役 (社 外)	指名委員 監査委員	一般財団法人キヤノングローバル戦略 研究所特別顧問 宇部興産株式会社監査役	
北	村	敬	子	取 締 役 (社 外)	監査委員報酬委員	京王電鉄株式会社監査役日野自動車株式会社監査役	会計学を研究する専門 家として、財務および 会計に関する相当程度 の知見を有するもので あります。
秋	田	正	紀	取 締 役 (社 外)	指名委員	株式会社松屋代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア代表取締役会長	

⁽注)監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等と の連携強化等のため、社内取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

イ. 執行役

(年度末現在)

	氏 名			地(立および担当	重要な兼職	その他	
金	令 フ	木	伸	弥	代表執行役	内部監査部	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
木	艮卢	岩	秋	男	代表執行役 社 長		株式会社ニコン取締役	

副 社 長 「運用企画部、融資部(※)、 クレジット投資部(※)、 証券運用部、 特別勘定運用部、 特別勘定運用部、 不動産部(※)、 運用審査部(※)、 運用審査部(※)、 運用審査部(※)]、 秘書部 本化薬株式会社監査役 日本化薬株式会社監査役 日本化薬株式会社監査役 日本化薬株式会社監査役 日本化薬株式会社監査役 日本化薬株式会社取締役 井 福 正 博 執 行 役 副 社 長 副 社 長 可務執行役 営業企画部、 法人営業企画部、 法人営業企画部、 法人営業企画部 (ブランド戦略推進担当) 営業企画部 (ブランド戦略推進担当) 荒 谷 雅 夫 専務執行役 不動産部、 海外事業企画部 (※)、 広報部、調査部 「事務執行役 「事務サポート部、 保険金部、情報システム部 日 樂 昌 彦 常務執行役 代理店営業部門長 2019 年 3 月 31 日付で		氏	名		地(立および担当	重要な兼職	その他
財 社 長 野務執行役 営業企画部、広報部 (ブランド戦略推進担当) 大 西 恵	山	下	敏	彦		[運用企画部、融資部(※)、 クレジット投資部(※)、 証券運用部、 特別勘定運用部、 不動産部(※)、 運用審査部(※)、 運用サービス部(※)]、	エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役	2019 年 3 月 31 日付で 執行役副社長を辞任 しました。
法人営業企画部、広報部	井	福	正	博		運用審査部、商品部、人事部	安田倉庫株式会社取締役	
接外事業企画部(※)、	大	西		忠	専務執行役	法人営業企画部、広報部		
保険金部、情報システム部	荒	谷	雅	夫	専務執行役	海外事業企画部 (※) 、		
「総合代理店業務部] 常務執行役を辞任しました。 常務執行役を辞任しました。 常務執行役を辞任しました。 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一	牧	野	真	也	専務執行役			
選用サービス部	相	樂	昌	彦	常務執行役			2019 年 3 月 31 日付で 常務執行役を辞任しま した。
「業務部] 「業務部] 「	菊	Ш	隆	志	常務執行役			
「お客さまの声」統括部、コンプライアンス統括部	綾	井	康	之	常務執行役			
海外事業推進部 グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド 取締役 永 島 英 器 常務執行役 情報システム部(システム品 質管理担当)、関連事業部、 リスク管理統括部、法務部 中 谷 新 司 常務執行役 公法人営業部門長 [公法人業務部] 長 尾 浩 一 常務執行役 契約部、法人サービス部、 団体年金サービス部 中 村 篤 志 常務執行役 営業人事部、総務部、企画部 河 村 雅 直 執行役 総合法人営業部門長 [総合法人業務部]	梅	嵭	輝	喜	常務執行役	「お客さまの声」統括部、		
中 谷 新 司 常務執行役 公法人営業部門長 [公法人業務部] 長 尾 浩 一 常務執行役 契約部、法人サービス部、 団体年金サービス部 中 村 篤 志 常務執行役 営業人事部、総務部、企画部 河 村 雅 直 執行役 総合法人営業部門長 [総合法人業務部]	Щ	内	和	紀	常務執行役		グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド	
長尾浩一常務執行役 契約部、法人サービス部、団体年金サービス部 中村篤志常務執行役営業人事部、総務部、企画部河村雅直執行役総合法人営業部門長[総合法人業務部]	永	島	英	器	常務執行役	質管理担当)、関連事業部、		
団体年金サービス部 中 村 篤 志 常務執行役 営業人事部、総務部、企画部 河 村 雅 直 執行役 総合法人営業部門長 [総合法人業務部]	中	谷	新	司	常務執行役			
河 村 雅 直 執行役 総合法人営業部門長 [総合法人業務部]	長	尾	浩	_	常務執行役			
[総合法人業務部]	中	村	篤	志	常務執行役	営業人事部、総務部、企画部		
上 田 泰 史 執行役 契約サービス部、収益管理部	河	村	雅	直	執行役			
	上	田	泰	史	執行役	契約サービス部、収益管理部		

⁽注) 1. 部門長の[]内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。

^{2.} 担当執行役配置部(※)の分掌業務にかかる個別案件についての決裁権限を有しません。

(2) 会社役員に対する報酬等

区	Ź	分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動 報酬	その他 報酬
				百万円	百万円	百万円	百万円
取	締	役	8	128	128	_	0
執	行	役	18	988	556	421	9
	計		26	1, 116	684	421	9

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、 2018 年 7 月 3 日開催の第 71 回定時総代会終結の時をもって退任した取締役 1 名分を含んでおります。
 - 2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
 - 3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している 役員に対し、役員年金(退職慰労金)として、取締役32名に対し85百万円および監査役8名に対し12百万円 を支給しております。
 - 4. 当社は、2018年7月3日の報酬委員会において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議し、方針にもとづき策定された規程に則り、会社業績および個人評価を決定のうえ、支給金額を決議しました。方針は次のとおりです。
 - (1) 基本方針

取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当会社の経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準 に設定する。

(2) 取締役の報酬

取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱等の有無に応じた固定報酬とする。

(3) 執行役の報酬

執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬、業績連動報酬 および代表権加算で構成する。

- ア. 基本報酬および代表権加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。
- イ.業績連動報酬は、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に 応じ、一定の範囲内で決定する。
- 5. 当社役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と「業績連動報酬」と「その他報酬」から構成されており、「業績連動報酬」は会社業績部分および個人業績(評価)部分にわかれ、役位に応じて設定しています。「業績連動報酬」部分が報酬総額に対して占める割合は、役位に応じて37.0%から47.2%となります。(2018年度実績)
- 6.「業績連動報酬」の指標は、経営目標と同一指標とし、企業価値EEV、個人保険分野における保有年換算保険料や法人営業分野における団体保険保有契約高などが主なものとなります。
- 7. その他報酬には、主なものとして社宅家賃補助等があります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の概要
服部重彦	
落 合 誠 一	当該取締役の保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、
木 瀬 照 雄	1,000 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 427 条
須 田 美矢子	第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任
北 村 敬 子	限定契約を締結しております。
秋 田 正 紀	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況		
服 部 重 彦	〈他の会社の業務執行取締役等の兼職状況〉 株式会社島津製作所 相談役		
	当社は、株式会社島津製作所と保険、融資の取引があるほか、同社の株式 を保有しております。		
	〈他の会社等の社外役員の兼職状況〉 田辺三菱製薬株式会社 取締役 ブラザー工業株式会社 取締役		
	当社は、田辺三菱製薬株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社はブラザー工業株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。		
落 合 誠 一	弁護士		
	〈他の会社等の社外役員の兼職状況〉 日本電信電話株式会社 監査役 宇部興産株式会社 監査役		
	当社は、日本電信電話株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の 株式を保有しております。 また、当社は宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の 株式を保有しております。		
木 瀬 照 雄	〈他の会社の業務執行取締役等の兼職状況〉 TOTO株式会社 特別顧問		
	当社は、TOTO株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を 保有しております。		
須 田 美矢子	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問		
	〈他の会社等の社外役員の兼職状況〉 宇部興産株式会社 監査役		
	当社は宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を 保有しております。		

氏 名	兼職その他の状況	
北 村 敬 子	〈他の会社等の社外役員の兼職状況〉 京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役 当社は、京王電鉄株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を 保有しております。 また、当社は、日野自動車株式会社と保険の取引があります。	
秋 田 正 紀	(他の会社の業務執行取締役等の兼職状況) 株式会社松屋代表取締役社長執行役員 当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 (他の会社等の業務執行取締役等の兼職状況) 株式会社ギンザコア代表取締役会長	

(2) 社外役員の主な活動状況

丑	1	名		在任期間	取締役会および 各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
服	部	重	彦	2012年7月3日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち11 回出席。 当年度報酬委員会 8 回 開催のうち8回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、長年にわたる経営者と しての経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。
落	合	誠	_	2012年7月3日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち12回出席。 当年度監査委員会 15 回 開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 8 回 開催のうち8回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、法律の専門家としての 知識や経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。
木	瀬	照	雄	2014年7月2日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち 12 回出席。 当年度指名委員会 5 回 開催のうち 5 回出席。 当年度監査委員会 15 回 開催のうち 15 回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、長年にわたる経営者と しての経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。

氏	名	在任期間	取締役会および 各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
須田	美矢子	2014年7月2日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち 12 回出席。 当年度指名委員会 5 回 開催のうち5回出席。 当年度監査委員会 15 回 開催のうち 15 回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、金融経済の専門家として の知識や経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。
北村	敬子	2015 年 7 月 2 日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち12回出席。 当年度監査委員会 15 回 開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 8 回 開催のうち8回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、財務および会計の専門家 としての知識や経験等をふまえた 幅広い見地から発言があります。
秋田	正 紀	2017年7月4日就任	当年度取締役会 12 回 開催のうち 12 回出席。 当年度指名委員会 5 回 開催のうち 5 回出席。	取締役会等において、当社の経営 に対し、長年にわたる経営者と しての経験等をふまえた幅広い 見地から発言があります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	百万円 91	_

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1)基金拠出額

260,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

4名

(3)基金拠出者

サム畑川老の爪々ナセルタサ	当社への基金拠出状況		
基金拠出者の氏名または名称	基金拠出額	基金拠出割合	
	百万円	%	
明治安田生命 2016 基金特定目的会社	100, 000	38. 46	
明治安田生命 2014 基金特定目的会社	60, 000	23. 08	
明治安田生命 2017 基金特定目的会社	50, 000	19. 23	
明治安田生命 2018 基金特定目的会社	50,000	19. 23	

⁽注) 明治安田生命 2014 基金特定目的会社、明治安田生命 2016 基金特定目的会社、明治安田生命 2017 基金特定目的会社および明治安田生命 2018 基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、その発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人	会計監査人としての報酬等の額	1. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」を
指定有限責任社員 金井 沢治		ふまえ、会計監査人の監査計画、
指定有限責任社員 熊木 幸雄	201百万円	職務遂行状況、監査報酬の見積り、 非監査業務の委託状況および非監査 報酬などが適切であるかを確認の
指定有限責任社員 蓑輪 康喜		うえ、会計監査人の報酬等について 同意しました。
		2. 当社は、会計監査人に対して、 公認会計士法第2条第1項の業務以外 の業務(非監査業務)である以下の 業務を委託し対価を支払っていま す。 ・米ドル建劣後特約付社債の募集に 係るコンフォートレター作成業務 等

(注) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 297百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 監査委員会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると 認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する 場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。

なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を 解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。

2. 総代会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計 監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を 行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する 場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。

3. 会計監査人の不再任

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の 監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.および Meiji Yasuda America Incorporated は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「グループ内部統制 基本方針」を定めております。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

<グループ内部統制基本方針>

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ(以下、グループ)の内部統制に関する基本的な事項を定める。

なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人 等をいう。

- 1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制
 - (1)監査委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関して以下のとおり整備する。
 - ア. 監査委員会事務局

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

イ. 監査委員会事務局への要員配置

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

ウ. 独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

- (2) 監査委員会への報告に関する体制を以下のとおり整備する。
 - ア. 当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

- 1. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況
- 2. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況 および運用状況
- 3. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況
- 4. その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- (3) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。
 - ア. 内部監査部との連携

当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部から監査の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部に対して調査を求める等、内部監査部との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

イ. 文書・規程類等重要な記録の確認

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

ウ. 監査費用

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじ

め予算を計上するとともに、追加の費用が発生したときは、その職務の執行に必要でない と認められる場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置しており、同事務局所属員の人事異動等について監査委員会の同意を経て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、代表執行役をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査委員会事務局所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。

内部監査部は、監査委員会に対し四半期ごとに内部監査概況を報告し、また、内部監査 部長は、常勤監査委員に対し月1回の定例報告に加え随時報告を実施しています。

監査委員会事務局は、内部通報の内容を確認し、重要性の高い通報を常勤監査委員 および監査委員会に報告しています。また、コンプライアンス統括部は、内部通報に かかる事実調査結果の分析等を四半期ごとに監査委員会に報告しています。

2. 業務の適正を確保するために必要な体制

- (1) 当社は、グループ全体の適正な経営を実現するため、グループ経営に関する基本的事項を「国内関連会社経営管理規程」および「海外関連会社経営管理規程」に定めるとともに、これに基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行ない、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。
- (2) 当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、「お客さまの声」統括部を設置するとともに、グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部統制の有効性を検証する部署として内部監査部を設置する。
- (3) 当社は、グループにおける内部統制の体制整備および運営に必要な領域について方針等を 定める。
- (4) 当社はグループ会社に対し、必要に応じて取締役、監査役等を派遣し、グループ会社の経営の適正を検証する。
- (5) 当社は、保険業法、その他の海外も含めた関係法令等の遵守を前提とし、また、グループ会社の出資割合や覚書の定め等をふまえつつ、グループ会社における経営計画等の策定、業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施する。グループ会社の内部統制は、次の区分に基づき推進する。

ア. 子会社・子法人等

事業特性、規模、適用法令等をふまえ、定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項 および報告事項等を定めるとともに、適切な報告体制を確保する。なお、資本配賦を行なう 等、当社が経営戦略上重要と位置付ける子会社については、当社内部統制に準じた体制 整備を推進する。

イ. 関連法人等

事業特性、規模、適用法令、出資割合等をふまえ、経営管理に係るモニタリング等を 行なう。

- (6) 当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生を防止するための体制を整備する。
- (7) 当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に 影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が 当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告 する体制を整備する。

当社は、グループ全体の適正な経営の実現を図るため、国内は「国内関連会社経営管理規程」、海外は「海外関連会社経営管理規程」を定めるとともに、当該規程に基づき、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。

また、グループ整合的な統制を図る観点から、「グループ内部統制基本方針」、「グループコンプライアンス基本方針」、「グループリスク管理基本方針」、「グループ内部監査基本方針」を制定しました。

グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・監視するとともに、当社が個別に資本配賦を行なう重要子会社との間で、コンプライアンス、リスク管理、内部監査について意見交換を行なうグループ会議を開催しました。

グループ会社の事業特性、規模、適用法令等、また、当社の出資割合等に応じて、 グループ会社が当社に対して事前協議または報告すべき事項等を約定しています。

グループ会社の経営管理態勢のさらなる高度化に向け、「国内グループ会社経営管理 改革推進委員会」「海外保険事業改革推進委員会」「ガバナンス改革推進委員会」を設置 し、各種取組みについて審議・報告を行ないました(2018 年度は、各委員会を、10回、 14回、11回開催)。

- 3. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため の体制
 - (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置する。
 - (2) 当社は、「グループコンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
 - (3) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力による不当要求等の事案発生時の対応を適切に 行なうための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社 およびグループ会社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう措置を講じる とともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス統括部を設置し、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する体制としています。

また、「グループコンプライアンス基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、 規程等に基づき、国内関連事業、海外保険関連事業の各総括管理部とコンプライアンス 統括部が連携して、グループ会社の状況に応じて、コンプライアンス推進状況をモニタリ ングするとともに、必要に応じて指導・支援をしています。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的勢力の混入・介入等への報告体制、反社会的勢力との関係遮断、不当要求対応に関する教育・指導等について定めるとともに、当該規程等に基づき対応し、対応状況を定期的に経営会議・取締役会に報告しています。

- 4. リスク管理に関する体制
 - (1) 当社は、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置する。
 - (2) 当社は、「グループリスク管理基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のリスク管理を推進する。
 - (3)当社は、関連会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内関連会社リスク管理規程」および「海外関連会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営を確保する。

当社は、リスク管理統括部を設置し、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう体制としています。

「グループリスク管理基本方針」のほか関連規程を制定し、グループのリスク管理の基本的な考え方、当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定め、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

グループ重要リスク管理の枠組みを整備し、グループ重要リスクを特定し、モニタリング計画・モニタリング手法を策定し、モニタリングを実施しています。

グループ全体の健全かつ適切な業務運営の確保のため、国内は「国内関連会社リスク管理規程」、海外は「海外関連会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を定期的に経営会議・取締役会に報告しています。

5. 内部監査に関する体制

- (1) 当社は、「グループ内部監査基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体の内部監査体制の整備を推進する。
- (2) 当社の内部監査部は、当社の内部監査を定期的に実施するとともにグループ会社の内部 監査状況をモニタリングする。また、覚書の定め等もふまえつつ、必要に応じてグループ会社 の監査を実施する。その結果を監査対象部署・監査対象会社に通知し、指摘事項に対する改善 策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役会等に適宜 状況を報告する。

【運用状況の概要】

当社は、内部監査部を設置し、グループ内部監査態勢の構築・整備等を行なう体制と しています。

「グループ内部監査基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、 当社およびグループ会社の内部監査等を実施しています。

監査結果の概要・分析結果(監査概況)を定期的に経営会議、監査委員会および取締役会に報告するとともに、各監査の指摘事項は、改善フォローを行ない、監査概況で状況を報告しています。

- 6. 当社単体の内部統制(1~5. に記載する事項を除く)
 - (1) 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を以下のとおり整備する。
 - ア. コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル

当社は、代表執行役をはじめ執行役および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役会に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

イ. コンプライアンス実践計画

当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的な実践計画を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

ウ. コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応

当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にコンプライアンス統括部および 取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者を通じた報告体制を構築し、あわせて、 社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象に ついては、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、 コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

当社は、コンプライアンスを実現するための具体的な計画として「コンプライアンス実践計画」を毎年度策定し、その推進状況について、定期的に取締役会へ報告しています。

「内部通報管理規程」を制定し、当該規程に基づき、社内、社外の内部通報窓口を設置しています。内部通報制度の運用にあたっては、通報者保護を徹底するとともに、社外の専門家を委員とする「お客さまサービス推進諮問会議」および監査委員会による内部通報制度の第三者検証を実施しています。また、内部通報制度の運用状況について、定期的に取締役会に報告しています。

コンプライアンスの推進および推進態勢の整備ならびにコンプライアンスに関する 部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「コンプライアンス検証委員会」を設置 しています(2018 年度は当該委員会を 10 回開催)。

- (2) リスク管理に関する体制を以下のとおり整備する。
 - ア. 組織別・種類別リスクならびに統合リスクの管理

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。

イ. リスク管理状況の報告およびリスク発生時の対応

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または 危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合、もしくはその懸念がある 場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、「リスク管理基本規程」、「統合リスク管理規程」、「各種類別リスク管理規程」、「組織別リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、各リスクの管理を行なっています。

リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報 交換・連絡・調整を目的として、「リスク管理検証委員会」を設置しています(2018 年度 は当該委員会を 18 回開催)。

経営計画の達成を阻害する重要な要因として特定した重要リスクを中心として、四半期ごとに、足元の外部環境、リスクテイク・回避状況をふまえて、当社のリスク管理状況を把握し、経営会議・取締役会に報告しています。

具体的には、サイバーセキュリティ管理について、サイバーセキュリティ管理態勢強化ロードマップに基づき、段階的に高度化を推進するなど、外部環境の変化を捉えた態勢強化を図っています。

- (3) 執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。
 - ア. 職務権限規程・経営会議

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、取締役会が決裁する。

イ. 中期経営計画の策定

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

また、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「当社は、(中略)経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を以下のとおり整備する。 当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報(経営会議等、各種会議の議事録 および資料等)について、「コンプライアンス基本規程」、「情報管理規程」等に基づいて 適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理規程」等、経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制を以下のとおり整備する。

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」、「財務報告内部統制規程」「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に 内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。 2018年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。 また、2018年度が算における財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、2018 年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者(執行役社長)が確認しています。

当社は、本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進する。

当社は、2018年10月1日付で「内部統制システムの基本方針」を廃止し、本事業報告書に掲載の「グループ内部統制基本方針」を制定しております(同年9月12日取締役会にて決議)。

7. その他

相互会社制度運営に関する事項

- 1. 2018 年 7 月 3 日、第 71 回定時総代会において、基金の再募集および定款の一部変更、総代候補 者選考委員の選任がそれぞれ決議されました。
- 2. 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
- (1) 2018 年 7 月 18 日、第 43 回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考委員長の互選、 2020 年 1 月 1 日就任の総代選出スケジュールおよび総代候補者選考基準が決議されました。
- (2) 2018 年 10 月 23 日、第 44 回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考基準に基づく 具体的な選考方針、都道府県別総代定数および再任・退任総代に関する事項が決議されました。
- (3) 2019 年 3 月 15 日、第 45 回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者候補選考に関する事項が決議されました。
- 3. 評議員会の開催状況は次のとおりです。
- (1) 2018 年 6 月 26 日、第 44 回評議員会を開催し、「2017 年度決算の概要、健康増進プロジェクトの検討状況、第 71 回定時総代会決議事項、2017 年度開催のお客さま懇談会で寄せられたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項」について審議いただきました。
- (2) 2018年11月22日、第45回評議員会を開催し、「2018年度上半期報告、海外保険事業の取組み」について審議いただきました。
- (3) 2019 年 2 月 21 日、第 46 回評議員会を開催し、「2018 年度決算見通し、お客さま満足度のさらなる向上に向けた取組み、みんなの健活プロジェクト」について審議いただきました。
- 4. 2018 年 12 月 4 日、総代報告会を開催し、「2018 年度上半期報告、『みんなの健活プロジェクト』 の概要」について報告しました。
- 5. 2019 年 1 月から 2 月にかけて、全国の支社 101 会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,346 名のお客さまにご出席いただき、9,116 件のご意見・ご要望をいただきました。また、お客さま懇談会への出席が難しいご契約者からも幅広くご意見・ご要望をお伺いするため、「お客さま懇談会」開催期間にあわせて、当社公式ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。
- 6. 2019 年 3 月 31 日時点の社員数は 651 万 3,093 名、総代数は 220 名です。

商品に関する事項

【個人営業】

- 1.2018年6月2日、病気やケガで働けなくなったときの月々の生活費を保障する総合保障商品ベストスタイル新特約「給与・家計サポート特約」を発売しました。
- 2. 2018 年 12 月 3 日、円に比べ金利が高いオーストラリアの通貨を活かして資産を形成する、金融機関窓口販売専用商品「豪ドル建・一時払養老保険」を発売しました。
- 3.2019年2月2日、幅広い払込期間やさまざまな受取方法で、多様な資産形成・資産活用ニーズにお応えする、米ドル建ての「つみたてドル建終身」を発売しました。

【法人営業】

1. 2018 年 4 月 2 日、標準生命表の改定に伴い、総合福祉団体定期保険、団体定期保険、団体信用 生命保険、消費者信用団体生命保険等の保険料率の改定を実施しました。

- 2. 2018 年 10 月 1 日、住宅ローンにおける多様化したお客さまニーズに対応するため、団体信用 就業不能保障保険において、同一債務を負う複数の連帯債務者を連生被保険者とする取扱いを開始 しました。
- 3. 2019 年 1 月 1 日、病気やケガで働けない状態となった場合に、毎月の生活費を保障する「団体総合就業不能保障保険」を発売しました。あわせて、同商品に付加することで所定の精神障害に備える「特定精神障害給付特約」や就業不能開始後の初期の出費に備える「初期支援給付特約」を発売しました。

社会貢献活動に関する事項

- 1. 「子どもの健やかな成長」と「地域社会への貢献」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しました。
- (1) 「小学生向けサッカー教室」

2015年1月から開始したJリーグ協賛の一環として、当社の支社等の所在地を中心に、Jリーグ各クラブの現役選手や元選手およびコーチ等が講師をつとめる小学生向けサッカー教室を実施しています。当年度は、全国各地の支社で 139 回のサッカー教室を開催し、11,142 名のお子さまや保護者の方々が参加しました。

(2) 「あしながチャリティー&ウォーク」

当社従業員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて親をなくした子どもたちの進学と心のケア支援を行なう活動です。あしなが育英会のご協力のもと、当年度は 9 月から 12 月に全国 73 ヵ所でウォーキングを開催し、集まったチャリティー募金約 1,600 万円をあしなが育英会へ寄贈しました。

(3) 「次世代トップアスリート応援プロジェクト」

世界を舞台に活躍することが期待される若手スポーツアスリートを支援するために、2015 年7 月に「次世代トップアスリート 応援プロジェクト ~めざせ世界大会~」を創設し、当年度末時点で10選手を支援しています。

(4)「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」

愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを毎年開催しており、当年度は9月に石川県、青森県、徳島県、10月に和歌山県、11月には静岡県で開催しました。コンサート会場にて実施したチャリティー募金は公益社団法人日本フィランソロピー協会を通じ、東日本大震災で被災した子どもたちの支援のために活動しているNPO団体等へ寄付しました。また、コンサート翌日に近隣の小中学校にて、音楽を通じて子どもたちの情操教育のお役に立てるよう、作曲家三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。

(5) 「ふれあいコンサート」

日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのある子どもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で開催しています。35年目を迎えた当年度は9月に三重県、愛知県、岐阜県の特別支援学校等5校で開催しました。

(6) 「非営利活動法人等への寄付」

社会的な課題の解決をめざして活動している非営利活動法人等への寄付を実施しています。 当年度は全国の高齢者・児童・被災者・障がい者・LGBT・環境分野において支援活動を行な う10団体へ寄付しました。

(7) 「黄色いワッペンの贈呈」

1965 年以来、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国約 107 万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計贈呈数は約 6,550 万枚となりました。

- 2. ご高齢者の安心、そして地域のために貢献できればとの思いから、「子どもの命・安全を守る」 地域貢献活動の取組みに「ご高齢者等の見守り」活動を加え、「地域を見守る」社会貢献活動と して、明治安田生命労働組合と共同で、2014 年 9 月から全国の支社・営業所等において展開して います。また、自治体や警察との連携のなかで、見守りに関する協定書を締結しており、当年度末 時点で、手続き中を含め、43 都道府県で142 の自治体・警察と協定を取り交わし、地域に密着した 活動として推進しました。
- 3. 社会から必要とされる価値を創造し、地域の発展に貢献することをめざし、全国各都道府県および地方銀行等と「地方創生に関する包括連携協定」の締結を推進しています。当年度末時点で28の自治体および4の地方銀行と協定を締結しました。生命保険本来の相互扶助の精神に基づき、健康増進事業の推進や地域経済の自立支援、次世代を担う子どもたちの健やかな成長とその環境づくりなど、支援メニューを強化し、地方創生の取組みをサポートしていきます。
- 4.公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計 4億6,700万円の寄付金を支出しました。

役員に関する事項

- 1. 2018 年 2 月 9 日の取締役会決議により、2018 年 4 月 1 日付にて、長尾浩一、中村篤志の 2 氏が 執行役に選任のうえ、常務執行役に選定、河村雅直、上田泰史の 2 氏が執行役に選任され、それぞ れ就任しました。
- 2. 2018 年 7 月 3 日、第 71 回定時総代会において、取締役に鈴木伸弥、根岸秋男、山下敏彦、井福正博、服部重彦、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀の 10 氏が再任、打保誠一郎氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。
- 3. 2018年7月3日付で、古城謙治氏は取締役を退任しました。
- 4. 2018 年 7 月 3 日の取締役会決議により、取締役鈴木伸弥氏が取締役会長に再任、指名委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、木瀬照雄、須田美矢子、秋田正紀の 5 氏が再選、監査委員会の委員に取締役落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の 4 氏が再選、打保誠一郎氏が新たに選定、報酬委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、服部重彦、落合誠一、北村敬子の 5 氏が再選され、それぞれ就任しました。

また、代表執行役に鈴木伸弥氏、代表執行役社長に根岸秋男氏が再任され、それぞれ就任しました。また、執行役副社長に山下敏彦、井福正博の2氏が再任、専務執行役に大西忠、荒谷雅夫、牧野真也の3氏が再任、常務執行役に相樂昌彦、菊川隆志、綾井康之、梅﨑輝喜、山内和紀、永島英器、中谷新司、長尾浩一、中村篤志の9氏が再任、執行役に河村雅直、上田泰史の2氏が再任され、それぞれ就任しました。

5.2019年3月31日付で、山下敏彦氏は執行役副社長を、相樂昌彦氏は常務執行役を辞任しました。

2018年度(2019年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円) 科 科 目 目 額 額 資 産 の 部) 負 債 部) の 及び預貯 1, 147, 715 契約 準 32, 622, 143 金 金 払 備 現 金 支 金 130, 411 149 預 貯 金 1, 147, 565 責 任 準 金 32, 248, 774 ル 員 配 当 準備 \exists ン 90,000 金 242, 957 買 権 212, 307 再 保 借 1,065 金 信 託 16,669 社 債 560, 735 証 32, 182, 181 の 888, 152 債 14, 346, 841 現 先 勘 定 58, 266 玉 地 方 債 372,091 債券貸借取引受入担保金 552, 716 社 債 2, 373, 171 払 法 人 税 13,615 株 式 払 金 4, 243, 360 52,073 払 費 用 外 玉 証 券 9, 702, 141 未 30, 149 前 益 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 証 券 1, 144, 574 2,681 貸 付 金 4, 223, 805 ŋ 金 26,073 ŋ 保 保 約 款 貸 付 239, 335 預 証 金 35, 589 貸 3, 984, 470 融派生 27,674 付 商 固 870, 356 金融商品等受入担保金 形 定 産 82, 313 地 除去 債 603,904 3, 288 土 258, 110 物 仮 受 建 金 3,710 建 設 仮 勘 定 4,329 発 損 失 引 当 金 1 815, 975 その他の有形固定資産 4,012 固 定 88, 489 延 税 金 239, 296 フ 1 ウ T 47,640 再評価に係る繰延税金負債 79, 370 その他の無形固定資産 払 承 22, 563 40,848 代 理 店 負債の部合計 35, 229, 303 0 保 貸 資 産 の 再 険 1, 189 そ ഗ 他 産 323, 984 260,000 670,000 収 金 95,809 却 積 立 金 未 前 払 費 用 5,906 価 金 452 未 収 収 益 105, 150 491, 675 損失塡補準 託 10,079 金 11, 463 2,355 その 他 剰 先物取引差入証拠金 480, 212 先物取引差金勘定 26 基金償却準備 98,000 金融派生商 価格変動積立金 29,764 73, 754 金融商品等差入担保金 社会厚生事業増進積立金 17, 391 35 仮 払 金 3, 256 事業基盤強化積立金 100,000 26,940 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 資 産 10, 254 不動産圧縮積立金 前 払 年 金 用 86,903 別 準 備 金 2,000 支 承 諾 見 返 22, 563 途 積 立. 85 貸 倒 引 当 金 $\triangle 5,361$ 当期未処分剰余金 223, 386 金 等 1, 422, 128 その他有価証券評価差額金 2, 450, 220 延ヘッジ損 41, 253 土地再評価差額金 117, 898 評価・換算差額等合計 2,609,372 純資産の部合計 4, 031, 501 産 部 負債及び純資産の部合計 の 合 計 39, 260, 805 39, 260, 805

貸借対照表の注記

- 1. 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外(信託財産として運用している有価証券を含む)については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- 3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- 4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年 月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

- 5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法(ただし、建物については定額法)によっております。
- 6. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、 子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- 7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査 部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は93百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法給付算定式基準

数理計算上の差異の処理年数 10 年 過去勤務費用の処理年数 10 年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高 はありません。

- 9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
- 11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年9月3日日本公認会計士協会)に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

- 12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
 - (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。

- ・1996年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの(2007年度から3年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、2010年度以降も年金開始の都度積立て)
- ・変額保険および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの
- ・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
- 13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- 14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
- 15. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性(リスク)に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた

経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1, 147, 715	1, 147, 715	_
その他有価証券(譲渡性預金)	33, 998	33, 998	_
買入金銭債権	212, 307	225, 616	13, 309
満期保有目的の債券	197, 980	211, 289	13, 309
その他有価証券	14, 327	14, 327	_
金銭の信託	16, 669	16, 669	
その他有価証券	16, 669	16, 669	_
有価証券	31, 003, 951	33, 480, 771	2, 476, 819
売買目的有価証券	775, 564	775, 564	_
満期保有目的の債券	4, 138, 098	4, 959, 211	821, 112
責任準備金対応債券	8, 057, 811	9, 713, 518	1, 655, 706
その他有価証券	18, 032, 477	18, 032, 477	_
貸付金	4, 223, 805	4, 498, 906	275, 100
保険約款貸付	239, 335	239, 335	_
一般貸付	3, 984, 470	4, 259, 571	275, 100
貸倒引当金(*1)	△4, 033		
	4, 219, 772	4, 498, 906	279, 133
社債	560, 735	587, 971	27, 236
売現先勘定	58, 266	58, 266	_
債券貸借取引受入担保金	552, 716	552, 716	_
金融派生商品(*2)	46, 079	46, 079	_
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2, 585)	(2,585)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	48, 664	48, 664	_

^(*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

• 資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

^(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」 (平成20年3月10日 企業会計基準委員会) に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価 開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表 価額は、1,178,229 百万円(うち子会社株式及び関連会社株式 881,663 百万円)であります。また、当年度にお いて、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について 0 百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積 高を控除した額を時価としております。

負債

①社債

3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

• 金融派生商品

- ①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。
- ②外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理 されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されている ため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△10,376 百万円であります。
- ②満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額	①国債·地方債等	3, 563, 208	4, 297, 660	734, 452
を超えるもの	②社債	467, 140	547, 364	80, 224
	③その他	297, 929	317, 752	19, 822
	合計	4, 328, 278	5, 162, 778	834, 499
時価が貸借対照表計上額	①国債·地方債等	_	_	_
を超えないもの	②社債	2,800	2, 798	△1
	③その他	5,000	4, 924	△75
	合計	7,800	7, 723	△76

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は50,733 百万円であり、売却益の合計額は800 百万円であります。売却損はありません。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額	①国債·地方債等	7, 492, 896	9, 127, 506	1, 634, 610
を超えるもの	②社債	30, 344	34, 303	3, 959
	③その他	493, 842	511, 581	17, 739
	合計	8, 017, 082	9, 673, 392	1, 656, 309
時価が貸借対照表計上額	①国債·地方債等		_	_
を超えないもの	②社債			_
	③その他	40, 728	40, 125	△603
	合計	40, 728	40, 125	△603

④その他有価証券の当年度中の売却額は891,891 百万円であり、売却益の合計額は14,962 百万円、売却損の合計額は37,527 百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得	(1)株式	1, 478, 135	3, 835, 843	2, 357, 708
原価または償却原価を超	(2)債券	4, 839, 378	5, 276, 532	437, 153
えるもの	①国債·地方債等	3, 167, 226	3, 512, 009	344, 783
	②社債	1, 672, 152	1, 764, 522	92, 370
	(3) その他	5, 759, 780	6, 451, 371	691, 590
	合計	12, 077, 294	15, 563, 746	3, 486, 452
貸借対照表計上額が取得	(1)株式	196, 093	173, 524	△22, 569
原価または償却原価を超	(2)債券	49, 321	49, 065	△255
えないもの	①国債·地方債等	_	_	_
	②社債	49, 321	49, 065	△255
	(3)その他	2, 374, 142	2, 311, 136	△63, 005
	合計	2, 619, 557	2, 533, 726	△85, 830

- (*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。
- ⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について 11,361 百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預貯金	1, 147, 565	_	_		_	_
買入金銭債権	_	_	_		_	212, 307
貸付金(*)	443, 009	604, 622	648, 901	574, 134	710, 617	1, 002, 811
有価証券	677, 302	2, 389, 931	2, 092, 797	1, 118, 538	3, 442, 754	14, 853, 441
満期保有目的の 債券	166, 788	369, 907	395, 511	548, 735	515, 916	2, 138, 438
責任準備金対応 債券	_	68, 957	190, 309	72, 345	838, 067	6, 888, 130
その他有価証券 のうち満期があ るもの	510, 513	1, 951, 066	1, 506, 976	497, 457	2, 088, 770	5, 826, 872
合計	2, 267, 877	2, 994, 553	2, 741, 699	1, 692, 673	4, 153, 371	16, 068, 560

- (*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない374百万円は含めておりません。
- (*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

						(
	1年以内	1年超	3 年超	5 年超	7年超	10 年超
	1 年以内	3 年以内	5 年以内	7 年以内	10 年以内	10 平旭
社債	_	_	_	_	_	560, 735
売現先勘定	58, 266	_	_	_	_	_
債券貸借取引 受入担保金	552, 716	_	_	_	_	_
合計	610, 983	_	_	_	_	560, 735

- 16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は568,568百万円、時価は759,655百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。
- 17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、18,955百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は3,943百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額91百万円、延滞債権額1百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は15,012百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

- 18. 有形固定資産の減価償却累計額は、436,021 百万円であります。
- 19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、825,371百万円であります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。
- 20. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,609,825百万円であります。
- 21. 子会社等に対する金銭債権の総額は、2,530百万円、金銭債務の総額は、4,460百万円であります。
- 22. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
- 23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高 233,768 百万円 前期剰余金よりの繰入額 185,731 百万円 当期社員配当金支払額 176,676 百万円 利息による増加等 134 百万円 当期末現在高 242,957 百万円

- 24. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。
- 25. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
- 26. 担保に供されている資産の額は、有価証券3,187百万円であります。
- 27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は2,322,166百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は58,278百万円であります。
- 28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、65,181 百万円であります。

- 29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
- 30. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 47,718 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

事業主からの拠出額

退職給付の支払額

期末における年金資産

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

- (2) 確定給付制度
 - ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	281, 135 百万円
勤務費用	10,148 百万円
利息費用	2,530 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,552 百万円
退職給付の支払額	△22,920 百万円
期末における退職給付債務	273,446 百万円
②年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	394, 232 百万円
期待運用収益	3,487 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△31,217 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

3,588 百万円

△9,367 百万円

360,723 百万円

積立型制度の退職給付債務	272,480 百万円
年金資産	△360,723 百万円
	△88,243 百万円
非積立型制度の退職給付債務	965 百万円
未認識数理計算上の差異	△2,214 百万円
未認識過去勤務費用	2,588 百万円
退職給付引当金(△は前払年金費用)	△86,903 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	10,148 百万円
利息費用	2,530 百万円
期待運用収益	△3,487 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△639 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△866 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	7,685 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	7.7%
株式	37.5%
生命保険一般勘定	27.8%
共同運用資産	19.3%
投資信託	3.6%
現金及び預金	0.9%
その他	3.2%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が52.9%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率 0.9%

長期期待運用収益率

確定給付企業年金2.0%退職給付信託0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は1,018百万円であります。

- 32. 子会社等の株式等は、881,663 百万円であります。
- 33. 繰延税金資産の総額は、730,103 百万円、繰延税金負債の総額は、965,260 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,139 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 413, 482 百万円および価格変動準備金 228, 146 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 916,612 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△19.10%であります。

34. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する 支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は318百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部 分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は28,250百万円であります。

2018年度(2018年4月1日から) 損益計算書

		(単位:百万円)
科 目	金	額
経 常 収 益	2	3, 768, 212
保険料等収入 保険	2, 770, 879	
保 険 料 再 保 険 収 入	2, 769, 643 1, 236	
資 産 運 用 収 益	911, 810	
利息及び配当金等収入	807, 260	
預 貯 金 利 息	999	
有価証券利息・配当金	677, 845	
貸 付 金 利 息	74, 234	
不動産賃貸料 その他利息配当金	37, 991	
その他利息配当金 有価証券売 却益	16, 190 15, 762	
有 価 証 券 償 還 益	76, 650	
為	8, 185	
その他運用収益	125	
特別勘定資産運用益	3, 824	
その他経常収益	85, 522	
年金特約取扱受入金保険金据置受入金	16, 217 52, 178	
退職給付引当金戻入額	9, 455	
その他の経常収益	7, 670	
経 常 費 用		3, 394, 689
保険金等支払金	2, 205, 432	
保 険 金	637, 897	
年 金 給 付 金	614, 555	
解 約 返 戻 金	395, 524 463, 306	
その他返戻金	89, 249	
再 保 険 料	4, 897	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	465, 609	
支払備金繰入額	15, 301	
責任準備金繰入額	450, 211	
社員配当金積立利息繰入額 資 産 運 用 費 用	97 227, 135	
支払利息	12, 572	
金銭の信託運用損	184	
有 価 証 券 売 却 損	37, 527	
有価証券評価損	17, 708	
有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用	4, 983	
金融派生商品費用貸倒引当金繰入額	130, 169 341	
賃貸用不動産等減価償却費	9, 516	
その他運用費用	14, 132	
事業費	357, 421	
その他経常費用	139, 090	
保険 金据 置 支 払 金 税 金	78, 698 27, 606	
減 価 償 却 費	27, 606 28, 125	
その他の経常費用	4, 660	
経 常 利 益	,	373, 522
特別利益		2, 409
固 定 資 産 等 処 分 益 特 別 損 失	2, 409	136, 629
	1, 547	130, 029
減損損失	1, 204	
価格変動準備金繰入額	131, 380	
不動産圧縮損	1, 931	
偶発損失引当金繰入額	0	
社会厚生事業増進助成金 税 引 前 当 期 純 剰 余	565	239, 302
法人税及び住民税		52, 912
法 人 税 等 調 整 額		△36, 140
│ 法 人 税 等 合 計		16, 771
当期 純剰 余		222, 530

損益計算書の注記

- 1. 子会社等との取引による収益の総額は、18,957百万円、費用の総額は、38,849百万円であります。
- 2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 1,705 百万円、株式等 3,287 百万円、外国証券 10,769 百万円であります。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 78 百万円、株式等 488 百万円、外国証券 36,960 百万円であります。 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 11,361 百万円、外国証券 6,142 百万円であります。
- 4. 「金融派生商品費用」には、評価益が23,151百万円含まれております。
- 5. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで 減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用。途	件 数	減 損	損 失(百万円)	
		土 地	建物	計
賃貸不動産等	1 件	_	231	231
遊休不動産等	6 件	692	280	972
合 計	7 件	692	511	1, 204

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については 正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 1.90%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

2018年度 (2018年4月1日から) 基金等変動計算書

																		(単位:	: 百万円)
						置	金		桊							評価・換	換算差額等		
							漸	杀	ne	金					77			Į.	1
	*	基金償却	再評価	:			8 0	0 他	剰余	妥				基金等	んのあ 有価語券	繰組入が、	上海 三談	平信・ 瀬神・	純質産 合計
	H H	積立金	積立金	損失塡補 準備金	基金償却準備金	価格変動 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	事業基盤 強化 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金	別途積立金	当期 未处分 剰余金	条件 本		評価 差額金	対は	上 類 日 母 日 母	差額等合計	
当期首残高	260,000	620, 000	452	10, 902	96, 000	29, 764	47	100,000	27,380	2,000	85	239, 577	505, 757	1, 386, 210	2, 564, 070	35, 881	118, 189	2, 718, 141	4, 104, 352
当期変動額																			
基金の募集	50,000													50, 000					50, 000
社員配当準備金の 積立												△185, 731	△185, 731	△185, 731					△185, 731
損失塡補準備金の 積立				561								△561							
基金償却積立金の 積立		50, 000												50, 000					50, 000
基金利息の支払			_									△1, 171	△1, 171	$\triangle 1, 171$					$\triangle 1, 171$
当期純剰余			_									222, 530	222, 530	222, 530					222, 530
基金の償却	△50,000													△50,000					△50, 000
基金償却準備金の 積立					52,000							△52, 000							
基金償却準備金の 取崩					△50,000								△50,000	△50,000					△50, 000
社会厚生事業増進 積立金の積立							553					△553							
社会厚生事業増進 積立金の取崩							∨565					292							
不動産圧縮積立金 の積立									105			△105							
不動産圧縮積立金 の取崩									△544			544							
士地再評価差額金 の取崩												290	290	290					290
基金等以外の項目の 当期変動額 (純額)															△113,850	5, 372	△290	△108, 768	△108, 768
当期変動額合計		50, 000		561	2,000		△11		△439			△16, 190	△14,081	35, 918	△113,850	5, 372	△290	△108,768	△72,850
当期末残高	260,000	670, 000	452	11, 463	98,000	29, 764	35	100, 000	26,940	2, 000	85	223, 386	491,675	1, 422, 128	2, 450, 220	41, 253	117, 898	2, 609, 372	4,031,501

2018年度 (2018年4月1日から) 剰余金処分案

(単位:円)

			科			目			金	額
当		期	未	処	分	剰	余	金		223, 386, 646, 671
任		意	積	<u> </u>	金	取	崩	額		544, 792, 287
	不	動	産 圧	E 縮	積	立 金	取 崩	額	544, 792, 287	
					計					223, 931, 438, 958
剰		余		金	夕	L	分	額		223, 931, 438, 958
	社	員	Į	配	当	準	備	金	169, 630, 604, 400	
	差		引	純	į	剰	余	金		54, 300, 834, 558
	扫	員	失	塡	補	準	備	金	512, 000, 000	
	基	表		金		利		息	918, 500, 000	
	信	£	意	Í	積		<u>\frac{1}{1}.</u>	金	52, 870, 334, 558	
		基	金	償	刦	進	備	金	52, 000, 000, 000	
		社	会 厚	1 生	事 業	増進	進 積 立	金	564, 178, 000	
		不	動	産	圧	縮	積 立	金	306, 156, 558	

2018年度(2019年3月31日現在)連結貸借対照表

			(単位:百万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1, 287, 537	保険契約準備金	35, 321, 301
コールローン	90, 000	支 払 備 金	738, 628
買入金銭債権	212, 307	責 任 準 備 金	34, 339, 715
金銭の信託	21, 669	社員配当準備金	242, 957
有 価 証 券	33, 403, 624	代 理 店 借	2, 937
貸付金	5, 019, 827	再 保 険 借	1, 187
有 形 固 定 資 産	912, 057	社債	589, 098
土 地	618, 014	その他負債	1, 012, 377
建物物	280, 168	退職給付に係る負債	6, 995
リース 資産	711	偶 発 損 失 引 当 金	1
建設仮勘定	5, 221	価格変動準備金	816, 962
その他の有形固定資産	7, 941	繰延税金負債	281, 498
無形固定資産	467, 182	再評価に係る繰延税金負債	79, 370
ソフトウェア	55, 131	支 払 承 諾	22, 563
のれん	132, 965	負債の部合計	38, 134, 293
その他の無形固定資産	279, 086	(純資産の部)	
代 理 店 貸	1, 578	基金	260, 000
再 保 険 貸	164, 308	基金償却積立金	670, 000
その他資産	428, 437	再評価積立金	452
退職給付に係る資産	91, 988	連結剰余金	499, 135
繰 延 税 金 資 産	2, 994	基金等合計	1, 429, 588
支 払 承 諾 見 返	22, 563	その他有価証券評価差額金	2, 442, 225
貸 倒 引 当 金	△5, 361	繰延ヘッジ損益	41, 253
		土地再評価差額金	117, 898
		為替換算調整勘定	△44, 976
		退職給付に係る調整累計額	△273
		その他の包括利益累計額合計	2, 556, 127
		非 支 配 株 主 持 分	705
		純資産の部合計	3, 986, 421
資産の部合計	42, 120, 715	負債及び純資産の部合計	42, 120, 715

連結計算書類の作成方針

理結計昇音類の作成力計	
	当連結会計年度 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで 2018 年 4 月 1 日から 2018 年 4 月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1
1. 連結の範囲に関する事項	連結実質子会社数 17 社 主要な連結実質子会社は、明治安田損害保険株式会社、明治安田 アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式 会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporated でありま す。 主要な非連結実質子会社は、明治安田ライフプランセンター株式会社 であります。 非連結実質子会社は、総資産、売上高、当期損益および(利益)剰余 金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政 状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しい ため、連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1)持分法適用の非連結実質子会社数 0社 (2)持分法適用の関連会社数 9社 主要な持分法適用の関連会社は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUiR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limited であります。 StanCorp Financial Group, Inc.傘下1社について、売却を行ったことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。 (3)持分法を適用していない非連結実質子会社(明治安田ライフプランセンター株式会社ほか)および関連会社については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項	海外の連結実質子会社の決算日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項	のれんおよびのれん相当額は、定額法により 20 年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額 償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均、それ以外(信託財産として運用している有価証券を含む)については連結会計年度末日の市場価格等の平均、それ以外(信託財産として運用している有価証券を含む)については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- 3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- 4. 当社は、土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

- 5. 当社の保有する有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法は、定率法(ただし、建物については定額法)によっております。海外の連結実質子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 6. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、海外の連結実質子会社の資産、負債、収益および費用は、海外の連結実質子会社の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- 7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査 部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は93百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10 年 過去勤務費用の処理年数 10 年

- 9. 当社の偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 10. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
- 11. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年9月3日日本公認会計士協会)に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

- 12. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
 - (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。

- ・1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率 2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの(2007 年度から 3 年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、2010 年度以降も年金開始の都度積立て)
- ・変額保険契約および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において 積み立てたもの
- ・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
- 一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
- 13. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
- 14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の海外の連結実質子会社の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。
- 15. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性(リスク)に着目するサープラス・マネジメント型 A L M によっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の海外の連結実質子会社が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社および一部の海外の連結実質子会社が保有する有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取

引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社および一部の海外の連結実質子会社の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

当社および連結実質子会社では、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1, 287, 537	1, 287, 537	_
その他有価証券(譲渡性預金)	33, 998	33, 998	_
買入金銭債権	212, 307	225, 616	13, 309
満期保有目的の債券	197, 980	211, 289	13, 309
その他有価証券	14, 327	14, 327	_
金銭の信託	21, 669	21, 669	_
その他有価証券	21, 669	21, 669	_
有価証券	32, 932, 586	35, 411, 027	2, 478, 440
売買目的有価証券	1,601,661	1, 601, 661	_
満期保有目的の債券	4, 160, 730	4, 983, 463	822, 733
責任準備金対応債券	8, 057, 811	9, 713, 518	1, 655, 706
その他有価証券	19, 112, 383	19, 112, 383	_
貸付金	5, 019, 827	5, 292, 784	272, 957
保険約款貸付	242, 958	242, 958	_
一般貸付	4, 776, 869	5, 049, 826	272, 957
貸倒引当金(*1)	△4, 033	_	_
	5, 015, 794	5, 292, 784	276, 990
社債	589, 098	616, 693	27, 595
売現先勘定	58, 266	58, 266	_
債券貸借取引受入担保金	552, 716	552, 716	_
金融派生商品(*2)	46, 533	46, 533	_
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2, 131)	(2, 131)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	48, 664	48, 664	_

^(*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

^(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した連結会計年度末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等によって おります。

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、連結会計年度末前 1 ヵ月の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については連結会計年度末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、471,037 百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等について 0 百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、当社の破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒 見積高を控除した額を時価としております。

負債

①社債

連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格等によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

• 金融派生商品

- ①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、連結会計年度末日の終値または清算価格等によって おります。
- ②外国為替予約等の店頭取引の時価については、連結会計年度末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。 なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ①売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△10,376百万円であります。
- ②満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のと おりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上	①国債·地方債等	3, 581, 847	4, 317, 920	736, 072
額を超えるもの	②社債	467, 140	547, 364	80, 224
	③その他	297, 929	317, 752	19, 822
	合計	4, 346, 917	5, 183, 037	836, 120
時価が連結貸借対照表計上	①国債·地方債等	_		_
額を超えないもの	②社債	2,800	2, 798	△1
	③その他	8, 993	8, 917	△75
	合計	11, 793	11,716	△76

- (*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。
- ③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は50,733 百万円であり、売 却益の合計額は800 百万円であります。売却損はありません。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの 連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上	①国債·地方債等	7, 492, 896	9, 127, 506	1, 634, 610
額を超えるもの	②社債	30, 344	34, 303	3, 959
	③その他	493, 842	511, 581	17, 739
	合計	8, 017, 082	9, 673, 392	1, 656, 309
時価が連結貸借対照表計上	①国債·地方債等	_	_	
額を超えないもの	②社債	_	_	_
	③その他	40, 728	40, 125	△603
	合計	40, 728	40, 125	△603

④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,088,252 百万円であり、売却益の合計額は15,794 百万円、売却損の合計額は39,925 百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

				(1 12 17 17
	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取	(1)株式	1, 478, 135	3, 835, 843	2, 357, 708
得原価または償却原価を超	(2)債券	4, 861, 369	5, 299, 063	437, 693
えるもの	①国債・地方債等	3, 188, 231	3, 533, 547	345, 316
	②社債	1, 673, 138	1, 765, 515	92, 377
	(3) その他	6, 012, 079	6, 712, 864	700, 785
	合計	12, 351, 583	15, 847, 770	3, 496, 187
連結貸借対照表計上額が取	(1)株式	196, 093	173, 524	△22, 569
得原価または償却原価を超	(2)債券	60, 165	59, 715	△450
えないもの	①国債・地方債等		_	_
	②社債	60, 165	59, 715	△450
	(3) その他	3, 188, 739	3, 101, 368	△87, 371
	合計	3, 444, 999	3, 334, 608	△110, 390

- (*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。
- ⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について 11,546 百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超	3 年超	5 年超	7年超	10 年超
		3年以内	5年以内	7年以内	10 年以内	
預貯金	1, 287, 385					_
買入金銭債権	_		_			212, 307
金銭の信託	5, 000		_			_
貸付金(*)	472, 783	656, 974	679, 859	594, 924	751, 319	1, 620, 634
有価証券						
満期保有目的の債券	166, 788	371, 590	398, 958	552, 343	521, 576	2, 146, 673
責任準備金対応債券	_	68, 957	190, 309	72, 345	838, 067	6, 888, 130
その他有価証券のう	562, 525	2, 121, 525	1, 734, 143	670, 326	2, 312, 293	6, 050, 737
ち満期があるもの						
合計	2, 494, 482	3, 219, 048	3, 003, 271	1, 889, 939	4, 423, 256	16, 918, 482

- (*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない374百万円は含めておりません。
- (*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1年超	3 年超	5 年超	7年超	10 年超
		3 年以内	5 年以内	7年以内	10 年以内	
社債	_	_	28, 363	_	_	560, 735
売現先勘定	58, 266			_	_	_
債券貸借取引受入 担保金	552, 716			_	_	_
合計	610, 983	_	28, 363	_	_	560, 735

- 16. 当社および一部の連結実質子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は581,588百万円、時価は782,819百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。
- 17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、25,934百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は4,265百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額91百万円、延滞債権額1百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は21,668百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

- 18. 有形固定資産の減価償却累計額は、447,080 百万円であります。
- 19. 一部の海外の連結実質子会社が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。 貸付金 614 百万円
- 20. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、825,371百万円であります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。

21. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高 233,768 百万円 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 185,731 百万円 当連結会計年度社員配当金支払額 176,676 百万円 利息による増加等 134 百万円 当連結会計年度末現在高 242,957 百万円

- 22. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。
- 23. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
- 24. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金8百万円、有価証券4,823百万円、貸付金104,745百万円であります。
- 25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の連結貸借対照表価額は 2,322,166 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は 58,278 百万円であります。
- 26. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、87,902 百万円であります。
- 27. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建 劣後特約付社債 560,735 百万円を含んでおります。
- 28. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は47,718百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

- 29. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の海外の連結実質子会社は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結実質子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	352,805 百万円
勤務費用	10,356 百万円
利息費用	4,875 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△4,266 百万円
退職給付の支払額	△25,177 百万円
過去勤務費用の当期発生額	△47 百万円
その他	△1,106 百万円
期末における退職給付債務	337, 440 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	460,011 百万円
期待運用収益	7,824 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△36,605 百万円
事業主からの拠出額	3,714 百万円
退職給付の支払額	△11,469 百万円
その他	△1,042 百万円
期末における年金資産	422, 433 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	329,650 百万円
年金資産	△422,433 百万円
	△92,782 百万円
非積立型制度の退職給付債務	7,790 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△84,992 百万円
退職給付に係る負債	6,995 百万円
退職給付に係る資産	△91,988 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△84,992 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用10,356 百万円利息費用4,875 百万円期待運用収益△7,824 百万円数理計算上の差異の当期の費用処理額△571 百万円過去勤務費用の当期の費用処理額△865 百万円その他91 百万円確定給付制度に係る退職給付費用6,062 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異△32,873 百万円過去勤務費用△817 百万円合計△33,691 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異△2,952 百万円未認識過去勤務費用2,593 百万円合計△358 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	7.3%
株式	32.3%
生命保険一般勘定	31.0%
共同運用資産	22.5%
投資信託	3.1%
現金及び預金	0.9%
その他	2.9%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が45.2%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社および一部の海外の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率

国内0.9%海外4.3~4.4%

長期期待運用収益率

国内

確定給付企業年金2.0%退職給付信託0.0%海外3.9~7.3%

(3) 確定拠出制度

当社および連結実質子会社の確定拠出制度への要拠出額は、3,953百万円であります。

- 30. 非連結実質子会社および関連会社の株式等は、174,468 百万円であります。
- 31. 繰延税金資産の総額は、764,906 百万円、繰延税金負債の総額は、1,035,013 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、8,396 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 436,003 百万円および価格変動準備金 228,319 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額916,966百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△17.82%であります。

2018年度(2018年4月1日から)連結損益計算書

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
科目	金	額
経 常 収 益		4, 182, 501
保険料等収入	3, 081, 385	•
資 産 運 用 収 益	980, 255	
	872, 291	
有 価 証 券 売 却 益	16, 595	
有 価 証 券 償 還 益	76, 949	
為	8, 186	
その他運用収益	2, 408	
特別勘定資産運用益	3, 824	
その他経常収益	120, 860	A #21 222
経 常費 用		3, 791, 882
保 険 金 等 支 払 金	2, 424, 510	
保 険 金	725, 847	
年金	616, 446	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	523, 719	
解 約 返 戻 金	464, 349	
その他返戻金等	94, 147	
責任準備金等繰入額	465, 714	
支 払 備 金 繰 入 額	13, 631	
責任準備金繰入額	451, 985	
社員配当金積立利息繰入額	97	
資産運用費用	261, 599	
支 払 利 息	33, 866	
金 銭 の 信 託 運 用 損	183	
有 価 証 券 売 却 損	39, 925	
有 価 証 券 評 価 損	17, 893	
有価証券償還損	5, 075	
金融派生商品費用		
	130, 990	
貸倒引当金繰入額	779	
賃貸用不動産等減価償却費	10, 210	
その他運用費用	22, 675	
事業費	468, 136	
その他経常費用	171, 920	
<u> </u>	111, 020	390, 618
		2, 758
固定資産等処分益	2, 758	
特 別 損 失		136, 852
固定資産等処分損	1, 590	
減損損失	1, 204	
偶発損失引当金繰入額	0	
価格変動準備金繰入額		
	131, 553	
不 動 産 圧 縮 損	1, 931	
社会厚生事業增進助成金	565	
その他特別損失	6	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余		256, 525
法人税及び住民税等		58, 212
法人税等調整額		△32, 673
法 人 税 等 合 計		25, 539
当期 純剰余		230, 985
非支配株主に帰属する当期純剰余		1, 406
親会社に帰属する当期純剰余		229, 579
20 mm to 1 con time to the 1221 dept that 123		220, 0.0

連結損益計算書の注記

- 1. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 資産のグルーピング方法

当社および一部の連結実質子会社は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

- (2) 減損損失の認識に至った経緯
- 一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
- (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減	損)
		土 地	建物等	計
賃貸不動産等	1 件	_	231	231
遊休不動産等	6件	692	280	972
合 計	7 件	692	511	1, 204

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については 正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・ フローを 1.90%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく 鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定して おります。

2018年度 (2018年4月1日から) 連結基金等変動計算書

											٠)	(単位:百万円)
		퐴	倒	排			•	その他の包括利益累計額	利益累計額				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他 有価証券 評価 差額金	線 くっぷ 間 は は は	上地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計	非支配株主持分	純 <u>資</u> 産 合計
当期首残高	260,000	620, 000	452	504, 951	1, 385, 404	2, 583, 926	35, 881	118, 189	△27, 485	23, 861	2, 734, 374	3, 974	4, 123, 752
当期変動額													
基金の募集	50,000				50,000								50, 000
社員配当準備金の積立				△185, 731	△185, 731								△185, 731
基金償却積立金の積立		50, 000			50,000								50, 000
基金利息の支払				△1, 171	△1, 171								△1, 171
親会社に帰属する当期純剰余				229, 579	229, 579								229, 579
基金の償却	△50,000				△50,000								△50,000
基金償却準備金の取崩				△50, 000	△50,000								△50,000
土地再評価差額金の取崩				290	290								290
非支配株主との取引に係る 親会社の特分変動				1, 216	1, 216								1, 216
基金等以外の項目の当期変動額 (純額)						△141, 701	5, 372	√290	△17, 491	△24, 134	△178, 246	$\triangle 3,268$	△181, 515
当期変動額合計	l	50,000	I	$\triangle 5,816$	44, 183	\triangle 141, 701	5, 372	√290	△17, 491	$\triangle 24, 134$	$\triangle 178, 246$	$\triangle 3, 268$	△137, 331
当期末残高	260,000	670, 000	452	499, 135	1, 429, 588	2, 442, 225	41, 253	117, 898	△44, 976	△273	2, 556, 127	202	3, 986, 421

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

明治安田生命保険相互会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 熊 木 幸 雄 電業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜 印 業 務 執 行 社 員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

明治安田生命保険相互会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

金井沢治印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

熊木幸雄印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

蓑輪康喜印

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの 評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が 採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての 連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する 取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム) について執行役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告 を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施 しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書ならびに連結計算 書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の 職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

明治安田生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 落合誠一 印

監查委員 木瀬照雄 印

監查委員 須田 美矢子 印

監査委員 北村敬子 印

監査委員 打 保 誠一郎 印

(注) 監査委員 落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子および北村敬子は、保険業法第 53 条の 2 第 5 項および第 53 条の 24 第 3 項に規定する社外取締役であります。

2. 相互会社制度運営に関する報告の件

■総代会

総代会は、保険業法(第42条第1項)の規定に基づいて、社員総会に代わる機関として社員から 選出された総代により構成され、経営に関する重要事項について審議し、決議を行ないます。

■総代の定数

総代の定数は、定款(第 14 条)において 222 名と定めています。総代定数 222 名のうち 200 名については、①地域別選出による定数 120 名(社員数に比例して全都道府県から 1 名以上を選考)、②地域別選出によらない定数 80 名に配分し、幅広い層の社員から選ばれた総代構成となるようにしています。

また、22 名については、総代選出プロセスの多様化を図り、透明性をさらに高めることを目的に 導入した「立候補制」(総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を 選定する制度)により選出される総代です。

上記の総代定数については、総代が社員の意思を代表し多様な視点から経営を監督するとともに、 総代会において会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なううえで適正な水準であると考えて います。

■ 総代の選出方法

総代は、社員お一人おひとりによる「社員投票」(信任投票)により選出されます。社員投票の結果、個々の総代候補者について不同意とする得票数が、有権者数(社員投票を実施する年の7月末日時点の社員数)の10分の1に満たない場合、総代に就任することが確定します。

総代の選出にあたっては、総代定数 222 名のうち 200 名については、2 年ごとに定数の半数を改選することとし、総代候補者選考委員会が「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者から選出します。また、22 名については、「立候補制」により選定された総代候補者から選出します。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会(以下、「選考委員会」)は、「総代候補者選考委員選考基準」に基づき、社員のなかから選考され、総代会において選任された総代候補者選考委員で構成されています。また、選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者の選定過程を通じ、選考委員会の会社からの独立性を確保することに努めています。

総代候補者選考委員選考基準

総代候補者選考委員の選考基準は以下のとおりです。

- ・当社の社員であること
- ・生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心をもち、総代候補者選考委員としてふさわし い見識を有していること
- ・公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること

- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準

選考委員会が定めた総代候補者の選考基準は以下のとおりです。

(1)総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

ア. 消費者としての視点

消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点

イ. 経営者としての視点

会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点

ウ. 専門家としての視点

専門家の見地から経営チェックを行なう視点

- (2) 総代候補者の資格要件
 - ・当社の社員(ご契約者)であること
 - ・生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表としてふさわしい見識を有していること
 - ・総代会に出席可能であること
 - ・他社の総代に就任していないこと

立候補制について

総代選出規則に基づく、立候補制の概要は次のとおりです。

- (1) 立候補の資格
 - ・立候補の受付期間の末日時点で、社員資格を 2 年以上継続して有している個人のご契約者 (当社およびその子会社等の役職員を除く)であることを要します。
- (2)総代候補者の選定
 - ・立候補者数が選出数22名を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定します。
 - ・立候補者数が選出数 22 名を超えた場合は、以下の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。

<地域ブロック別定員数>

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東 北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2名
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8名
中 部・北 陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4名
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4名
中 国・四 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2名
九 州・沖 縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2名
	計	22 名

■ 評議員会の開催

2018 年 7 月 3 日開催の第 71 回定時総代会以降に開催された評議員会に付議した事項は次のとおりです。

第 45 回評議員会(2018 年 11 月 22 日)

- ①2018年度上半期報告
- ②海外保険事業の取組み
- 第46回評議員会(2019年2月21日)
 - ①2018 年度決算見通し
 - ②お客さま満足度のさらなる向上に向けた取組み(指標の検証等)
 - ③みんなの健活プロジェクト

また、2019年6月20日に開催予定の第47回評議員会に、次の事項を付議する予定です。

- ①2018 年度決算
- ②次期中期経営計画の方向性等
- ③第72回定時総代会決議事項
- ④2018 年度開催の「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等のうち、当会社の経営に 関する重要な事項

■ お客さま懇談会の開催

2018 年度のお客さま懇談会は、2019 年 1 月から 2 月にかけて、全国の支社等 101 会場で開催し、108 名の総代を含む 2,346 名のご契約者のみなさまにご出席いただきました。2018 年度は、「2018 年度上半期報告」「みんなの健活プロジェクトの概要」「社会貢献活動への取組み」等についてご説明し、9,116 件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

また、お客さま懇談会への出席が難しいご契約者からも幅広く経営に関するご意見・ご要望等を お伺いするため、お客さま懇談会開催期間にあわせて、当社公式ホームページ内にご意見をお寄せ いただくためのページを新たに開設しました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等につきましては、会社経営に反映させるよう努めるとともに、その対応状況を冊子「『お客さま懇談会』で寄せられたご意見・ご要望等について」にまとめ、ご出席いただいたご契約者のみなさまにお届けしています。

決 議 事 項

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 2018 年度剰余金処分案承認の件

本議案の内容は、前記報告事項50頁に記載のとおりであります。

2018 年度未処分剰余金は 2,233 億 8,664 万円となりました。これに不動産圧縮積立金取崩額 5 億 4,479 万円を加え、剰余金処分額を 2,239 億 3,143 万円とさせていただきたいと存じます。 このうち、1,696 億 3,060 万円を社員 (ご契約者) 配当準備金として繰り入れ、残りの差引純剰余金のうち、5 億 1,200 万円を損失塡補準備金として積み立て、9 億 1,850 万円を基金利息の支払いに充当し、さらに、その残額を任意積立金とさせていただきたいと存じます。

なお、任意積立金のうち基金償却準備金 520 億円は、基金の償却に備える目的で積み立てております。 この結果、次期繰越剰余金はゼロとなります。

- (注) 1. 保険業法第 121 条の規定に基づき、保険計理人から取締役会へ提出された意見書等において、「平成 30 年度末に保有するすべての保険契約について、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること」、「平成 30 年度末におけるすべての社員に対する剰余金の分配案が公正・衡平なものであること」ならびに「財産の状況に関して、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、保険業の継続の観点から適正な水準を維持できること、および保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であること」を確認した旨の報告がなされております。
 - 2. 2018 年度決算に基づく社員配当金の分配については、附属資料 (87~110 頁) に記載のとおりであります。

す。なお、「第15条第2項第2

代」とは、立候補制により選出

された総代を指します。

には、あわせてその欠員につ一号の候補者から選出される総

第2号議案 基金の再募集および定款一部変更の件

1. 変更の趣旨

(1) 基金の増額および償却完了にかかる変更

自己資本を充実させ、経営基盤をよりいっそう強固なものとするため、新たに 500 億円の基金 を募集することとし、あわせて、基金の総額等に関する定款規定の変更を行なうものであります。

(2)総代の補欠選出にかかる変更

総代に欠員が生じた場合の補欠選出について、総代候補者選考委員会の推薦により選定した 候補者から選出された総代(2年ごとに定数の半数を改選)と、「立候補制」により選出された 総代(4年ごとに全員を改選)の改選期が異なることをふまえ、「立候補制」により選出された 総代について、補欠選出は原則として行なわず、選出後2年以内にその半数を超えて欠員が生じ ている場合のみ補欠選出を行なう旨、所要の定款規定の変更を行なうものであります。

2.

. 定款変更案	(下線は変更	部分を示すものであります。)
現行定款	変更案	変更の理由
第2章 基 金	第2章 基 金	
〔基金の総額〕	〔基金の総額〕	2019 年度 (令和元年度) に基金
第5条 当会社の基金の総額(基金	第5条 当会社の基金の総額(基金	を募集することに伴い、基金の
償却積立金を含む。) は、 <u>9300</u>	償却積立金を含む。)は、 <u>9800</u>	総額の変更を行なうものであ
<u>億円</u> とする。	<u>億円</u> とする。	ります。
第4章 総代会	第4章 総代会	
[総代の改選および補欠選出]	[総代の改選および補欠選出]	
第18条 1. 総代の改選は、2年ご	第 18 条 1. 総代の改選は、2 年ご	
とに定数の半数について行な	とに定数の半数について行な	
う。	う。	
2. 前項の規定にかかわらず、第	2. 前項の規定にかかわらず、第	
15 条第 2 項第 2 号の候補者か	15 条第 2 項第 2 号の候補者か	
ら選出される総代の改選は、4	ら選出される総代の改選は、4	
年ごとに行なう。	年ごとに行なう。	
3. 第1項の規定による半数改選	3. 第1項の規定による半数改選	定款第 15 条第 2 項第 2 号の候
の際、改選期の到来していな	の際、改選期の到来していな	補者から選出される総代につ
い総代について欠員を生じて	い総代について欠員を生じて	いて、選出後2年以内にその半
いる場合には、あわせてその	いる場合 <u>(第15条第2項第2</u>	数を超えて欠員が生じている
欠員について補欠選出を行な	号の候補者から選出される総	場合のみ補欠選出を行なう旨
う。	代については、その半数を超	の変更を行なうものでありま

えて欠員が生じている場合)

いて補欠選出を行なう。

現行定款	変更案	変更の理由
4. 前項の規定にかかわらず、総	4. 前項の規定にかかわらず、総	
代の欠員が第14条に定める定	代の欠員が第14条に定める定	
数の半数を超えた場合には、	数の半数を超えた場合には、	
遅滞なく補欠選出を行なう。	遅滞なく補欠選出を行なう。	
第 10 章 計 算	第 10 章 計 算	
〔損失塡補準備金〕	〔損失塡補準備金〕	2019 年度 (令和元年度) に基金
第54条 当会社は、損失塡補準備	第 54 条 当会社は、損失塡補準備	を募集することに伴い、損失塡
金を <u>9300 億円</u> まで積み立てる	金を <u>9800 億円</u> まで積み立てる	補準備金について、変更を行な
ものとする。	ものとする。	うものであります。
附則	附則	
〔平成 30 年度の基金の拠出者の権	〔平成 30 年度の基金の拠出者の権	次条として第 6 条を定めるた
利に関する事項〕	利に関する事項]	め、基金の償却の時をもって条
第5条 1. 平成30年度の基金の拠	第5条 1. 平成30年度の基金の拠	数の繰り上げの定款変更の効
出者に対しては、第6条第1項	出者に対しては、第6条第1項	力が生じる旨を本条末尾に規
の基金の償却を基金拠出の日	の基金の償却を基金拠出の日	定するものであります。
から5年以内に行なう。	から5年以内に行なう。	
2. 本条は、前項の基金の償却の	2. 本条は、前項の基金の償却の	
時をもって削除する。	時をもって削除する。 <u>この場合</u>	
	において、以下の条数は繰り上	
	<u>げる。</u>	
(新設)	〔令和元年度の基金の拠出者の権	2019年度(令和元年度)に基金
	利に関する事項]	を募集することに伴い、基金の
	第6条 1. 令和元年度の基金の拠	償却についての事項を規定す
	出者に対しては、第6条第1項	るものであります。なお、基金
	の基金の償却を基金拠出の日	の償却の時をもって本条削除
	<u>から5年以内に行なう。</u>	の定款変更の効力が生じるも
	2. 本条は、前項の基金の償却の	のであります。

時をもって削除する。

第3号議案 評議員承認の件

評議員の任期満了(本総代会終結時)に伴い、定款第26条および第27条の規定により評議員20名の承認をお願いするものであります。

各候補者は、企業経営者、法律・会計・保険等の専門知識を有する学識経験者、その他の会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議するのにふさわしい見識を有していることを定めた評議員選考規程に基づき選考しております。

評議員候補者の氏名、職業、新任・重任の区分等は次のとおりであります。

評議員候補者(敬称略・五十音順)

氏 名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区	分
秋 山 弘 子 (1943年4月10日)	東京大学 名誉教授、高齢社会共創センター センター長 秋山氏は、米国国立老化研究所研究員、ミシガン大学社会科学総合研究所研究 科学者等を経て、現在は、ジェロントロジー(老年学)を専門とする大学教授 として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項 を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者と しました。	重	任
阿南 久(1950年2月17日)	一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事 阿南氏は、日本生活協同組合連合会理事、全国消費者団体連合会事務局長、 消費者庁長官等を歴任、現在は、一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を 審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者と しました。	重	任
上 村 協 子 (1955年8月2日)	東京家政学院大学 教授 上村氏は、生活経営学、家庭経済学を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重	任
上村達男(1948年4月19日)	早稲田大学 名誉教授、弁護士 上村氏は、会社法、金融商品取引法を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重	任

氏 名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区	分
大塚紀男 (1950年7月5日)	日本精工株式会社 相談役 大塚氏は、機械事業を中核とする日本精工株式会社の社長、会長を経て、現在 は相談役を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を 審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者と しました。	重	任
沖 野 眞 已 (1964年1月12日)	東京大学 教授 沖野氏は、民法、消費者法等を専門とする大学教授として研究に携わられて おり、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員として ふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重	任
小 倉 利 之 (1942年1月20日)	芙蓉総合リース株式会社 特別顧問 小倉氏は、株式会社みずほホールディングスの副社長を務められた後、その傘下で総合リース事業を中核とする芙蓉総合リース株式会社の社長、会長を経て、現在は特別顧問を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重	任
小野由理(1969年10月10日)	株式会社三菱総合研究所 オープンイノベーションセンター長 小野氏は、株式会社三菱総合研究所のオープンイノベーションセンター長を 務められるとともに、統計科学、都市計画等を専門とする研究に携わられて おり、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員として ふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重	任
恩 藏 直 人 (1959年1月29日)	早稲田大学 教授 恩藏氏は、マーケティング戦略を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重	任
片野坂 真 哉 (1955年7月4日)	ANAホールディングス株式会社 取締役社長 片野坂氏は、定期航空運送事業を中核とする全日本空輸株式会社を傘下に 持つANAホールディングス株式会社の社長を務められており、会社からの 諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を 有しているため、評議員候補者としました。	新	任

氏 名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区	分
河 合 美 宏 (1960年9月14日)	京都大学 経営管理大学院 特命教授 河合氏は、経済開発協力機構 (OECD) 保険委員会事務局、ポーランド政府 財務大臣顧問、保険監督者国際機構 (IAIS) 事務局長等を経て、現在は、 国際マネジメント、金融等を専門とする大学教授として研究に携わられて おり、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員として ふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	新	任
佐 藤 健 (1940年9月2日)	三菱製紙株式会社 特別顧問 佐藤氏は、製紙事業を中核とする三菱製紙株式会社の社長を経て、現在は特別顧問を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重	任
杉 山 博 孝 (1949年7月1日)	三菱地所株式会社 取締役会長 杉山氏は、不動産事業を中核とする三菱地所株式会社の社長を経て、現在は 会長を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議 する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としま した。	新	任
高田晴仁 (1965年10月14日)	慶應義塾大学大学院 教授 高田氏は、商法、会社法を専門とする大学教授として研究に携わられており、 会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわ しい見識を有しているため、評議員候補者としました。	新	任
中 浜 隆 (1959年12月10日)	小樽商科大学 教授 中浜氏は、保険学を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社 からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい 見識を有しているため、評議員候補者としました。	重	任
道 盛 大志郎 (1956年9月29日)	株式会社大和総研 専務理事、弁護士 道盛氏は、大蔵省勤務、東京国税局長、税務大学校長等を歴任、現在は、株式 会社大和総研の専務理事を務められるとともに、弁護士としても業務に携わ られており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員 としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	新	任

氏 名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区	分
宮 原 耕 治 (1945年12月3日)	日本郵船株式会社 相談役 宮原氏は、外航貨物海運業を中核とする日本郵船株式会社の社長、会長を 経て、現在は相談役を務められており、会社からの諮問事項または経営上の 重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員 候補者としました。	重	任
山 内隆 司(1946年6月12日)	大成建設株式会社 取締役会長 山内氏は、建設業を中核とする大成建設株式会社の社長を経て、現在は会長を 務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する 評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としました。	重	任
山 木 利 満 (1947年5月3日)	小田急電鉄株式会社 取締役会長 山木氏は、鉄道事業を中核とする小田急電鉄株式会社の社長を経て、現在は 会長を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議 する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者としま した。	重	任
山 崎 彰 三 (1948年9月12日)	公認会計士 山崎氏は、監査法人勤務、日本公認会計士協会会長等を歴任、現在は、公認 会計士として業務に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の 重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員 候補者としました。	重	任

⁽注) 職業は、2019年5月22日現在であります。

第4号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役 11 名は、本総代会終結の時をもって任期満了となるため、指名委員会の決議に基づき、取締役鈴木伸弥、根岸秋男、井福正博、打保誠一郎、服部重彦、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀の 10 氏につきまして、あらためて選任をお願いするものであり、荒谷雅夫氏につきまして、新たに選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、同委員会で定めた選任基準に照らし、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、 社内取締役・社外取締役とも取締役候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされており ます。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

取締役候補者

氏 名	略歴、当社における地位および担当
(生 年 月 日)	〈重要な兼職〉
^{すず} き のぶ や 鈴 木 伸 弥 (1955 年 5 月 21 日)	1979 年 4月 安田生命保険相互会社入社 2008 年 7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 商品部長委嘱 2010 年 4月 同 常務執行役 2013 年 7月 同 取締役会長 代表執行役 指名委員 報酬委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 取締役

【取締役候補者とした理由】

鈴木氏は、これまでの当社個人営業部門、リスク管理統括部、商品部等における経験等により、当社の経営の 重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験 を有しております。

2013年より取締役会長代表執行役として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
ね ぎし あき お 根 岸 秋 男 (1958年10月31日)	1981年 4月 明治生命保険相互会社入社 2009年 7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 営業企画部長委嘱 2011年 4月 同 執行役 2012年 4月 同 常務執行役 2013年 7月 同 取締役 代表執行役社長 指名委員 報酬委員 2019年 4月 同 取締役 代表執行役社長 方ループ経営責任者 指名委員 報酬委員 現在に至る
	〈重要な兼職〉 株式会社ニコン 取締役

根岸氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2013年より取締役代表執行役社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。

い かく まさ ひろ 井 福 正 博 (1958年6月9日)	1981年4月 2011年7月 2013年4月 2013年7月 2015年4月 2016年4月 2016年7月 2019年4月	安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社 証券運用部長委嘱 同 執行役 同 常務執行役 同 専務執行役 同 執行役副社長 同 取締役 執行役副社長 同 取締役 執行役副社長 プループ監査責任者 現在に至る	執行役
	〈重要な兼職〉 安田倉庫株式会社	取締役	

【取締役候補者とした理由】

井福氏は、これまでの当社個人営業部門、証券運用部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2016年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
がられた。まされる 荒 谷 雅 夫 (1961年1月10日)	1983 年 4月 明治生命保険相互会社入社 2013 年 7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 運用企画部長委嘱 2014 年 4月 同 執行役 2015 年 4月 同 常務執行役 2017 年 4月 同 専務執行役 2019 年 4月 同 執行役副社長 資産運用部門長委嘱 現在に至る
	同氏は、2019 年 6 月 25 日付で株式会社山口銀行の取締役に就任 する予定です。

荒谷氏は、これまでの当社資産運用部門、調査部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および 取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2017年より専務執行役として、2019年より執行役副社長として当社経営を担っており、取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。

うつ ぼ せい いち ろう 打 保 誠 一 郎 (1961年4月23日)	1985年 4月 明治生命保険相互会社入社 2014年 4月 明治安田生命保険相互会社 秘書部長 2018年 4月 同 参事役 2018年 7月 同 取締役 監査委員 現在に至る
--	---

【取締役候補者とした理由】

打保氏は、これまでの当社企画部、秘書部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2018 年より常勤監査委員として執行役等の職務の執行を監督しており、引き続き取締役会の構成員として取締役会の監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。

氏 名	略歴、当社における地位および担当
(生 年 月 日)	〈重要な兼職〉
間 部 重 彦 (1941年8月21日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 7年 【取締役会への出席状況】 11/12 回	1964 年 4 月 株式会社島津製作所入社 1993 年 6 月 同 取締役 1997 年 6 月 同 常務取締役 2003 年 6 月 同 代表取締役会長 2009 年 6 月 同 代表取締役会長 2012 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 2014 年 7 月 同 取締役 報酬委員長 現在に至る 2015 年 6 月 株式会社島津製作所 相談役 現在に至る (重要な兼職) 株式会社島津製作所 相談役 田辺三菱製薬株式会社 取締役 ブラザー工業株式会社 取締役

服部氏は、株式会社島津製作所社長のほか、田辺三菱製薬株式会社等の社外役員や一般社団法人日本分析機器工業会会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2012年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】

服部氏が相談役を務める株式会社島津製作所は、2016年5月に防衛省との航空機用補助動力装置の修理契約において、所定の手続きを経なければ本来使用できない部品を修理して取り付ける等といった不適切な行為を行なっていたことを自発的に申告し、その事実について防衛省より、2017年6月9日より2017年9月22日までの期間、指名停止措置を受けました。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
*** *** *** *** *** *** *** ** ** ** **	1981年 4月 成蹊大学法学部 教授 1990年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 教授 2007年 4月 中央大学法科大学院 教授 2007年 4月 弁護士登録 2007年 6月 東京大学 名誉教授 現在に至る 2012年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員 2014年 7月 同 取締役 監査委員長 指名委員 2017年 7月 同 取締役 監査委員長 報酬委員 現在に至る
【取締役会への出席状況】 12/12 回	〈重要な兼職〉 弁護士 日本電信電話株式会社 監査役 宇部興産株式会社 監査役 なお、同氏は、2019年6月25日付で日本電信電話株式会社の監査役 を退任する予定です。

落合氏は、会社法等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、日本電信電話株式会社監査役や 宇部興産株式会社監査役を務めるなど、法律の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役 等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2012 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】

落合氏が監査役を務める宇部興産株式会社において、2017年12月11日、同社が50%を出資する宇部丸善ポリエチレン株式会社が過去に販売した製品の一部に関して、お客さまとの契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことが判明しました。

同氏は、判明までその事実を認識しておりませんでしたが、判明直後の取締役会において、①独立した調査委員会を立ち上げ、徹底した原因究明と包括的な再発防止策を委嘱すべきこと、②東京証券取引所の「不祥事対応のプリンシプル」に準拠して適切に対応することを提言し、その結果、2018 年 2 月 21 日付にて同社と利害関係のない弁護士および社外取締役で構成された調査委員会が設置されました。同社は、同年 6 月 5 日付で調査委員会からの調査報告書を受領し、同年 6 月 7 日付で 16 事業(のべ 24 製品)における品質に関する不適切行為およびその再発防止策を公表しましたが、その後、調査委員会の提言により 2 件の補充調査を実施し、同年 9 月 28 日付で品質検査上の不適正行為に関する一連の調査を完了した旨を同年 10 月 2 日付で公表しました。

また、品質管理に関する会社グループの内部統制システムを抜本的に改善するための組織改正を実施すると ともに、2019 年度株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行を公表しています。

氏 名	略歴、当社における地位および担当				
(生 年 月 日)	〈重要な兼職〉				
本 瀬 照 な 木 瀬 照 雄 (1947年4月29日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 5年 【取締役会への出席状況】 12/12回	1970 年 4月 東陶機器株式会社 (現TOTO株式会社) 入社 1996 年 6月 同 取締役 同 取締役 上席常務執行役員 2002 年 6月 同 取締役専務執行役員 2003 年 6月 同 代表取締役会長 兼 取締役会議長 2009 年 4月 同 代表取締役会長 兼 取締役会議長 2014 年 4月 同 和談役 同 相談役 2014 年 6月 同 相談役 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員 2017 年 6月 TOTO株式会社 特別顧問 現在に至る 2017 年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員長 監査委員 現在に至る 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員長 監査委員 現在に至る (重要な兼職) TOTO株式会社 特別顧問				

木瀬氏は、TOTO株式会社社長のほか、西日本鉄道株式会社等の社外役員や一般社団法人九州経済連合会の副会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2014年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

氏 名	略歴、当社における地位および担当				
(生 年 月 日)	〈重要な兼職〉				
有 田 美失子 (1948年5月15日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 5年 【取締役会への出席状況】 12/12回	1988 年 4月 専修大学経済学部 教授 1990 年 4月 学習院大学経済学部 教授 2001 年 4月 日本銀行政策委員会 審議委員 2011 年 5月 一般財団法人キヤノングローバル 戦略研究所 特別顧問 現在に至る 2014 年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 2017 年 7月 同 取締役 指名委員 監査委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問 宇部興産株式会社 監査役 なお、同氏は、2019 年 6 月 27 日付で宇部興産株式会社の監査役を 退任する予定です。				

須田氏は、経済学者としての幅広い知識に加え、日本銀行政策委員会審議委員や一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所特別顧問を務めるなど、金融経済の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2014年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】

須田氏が富士通株式会社の取締役在任中、2016 年 7 月に、東京電力株式会社(現東京電力ホールディングス株式会社)が発注する電力保安通信用機器の納入に関する独占禁止法違反行為について、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、必要な対応についてすべて完了しております。また、2017 年 2 月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の納入に関して独占禁止法に違反する行為があったことについて、公正取引委員会より認定を受けました。なお、本案件については、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれの命令も受けておりません。

また、同氏が監査役を務める宇部興産株式会社において、2017 年 12 月 11 日、同社が 50%を出資する宇部丸善ポリエチレン株式会社が過去に販売した製品の一部に関して、お客さまとの契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことが判明しました。

同氏は、判明までその事実を認識しておりませんでしたが、判明直後の取締役会において、独立した調査委員会を立ち上げ、徹底した原因究明と包括的な再発防止策を委嘱すべきことを提言し、その結果、2018 年 2 月 21 日付にて同社と利害関係のない弁護士および社外取締役で構成された調査委員会が設置されました。同社は、同年 6 月 5 日付で調査委員会からの調査報告書を受領し、同年 6 月 7 日付で 16 事業 (のべ 24 製品)における品質に関する不適切行為およびその再発防止策を公表しましたが、その後、調査委員会の提言により 2 件の補充調査を実施し、同年 9 月 28 日付で品質検査上の不適正行為に関する一連の調査を完了した旨を同年 10 月 2 日付で公表しました。

また、品質管理に関する会社グループの内部統制システムを抜本的に改善するための組織改正を実施すると ともに、2019 年度株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行を公表しています。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉				
*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	1981 年 4 月 中央大学商学部 教授 1997 年 11 月 同 商学部長 2004 年 4 月 同 副学長				
(1945年11月21日)	2015 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員				
社外取締役候補者	2016 年 4 月 中央大学 名誉教授 現在に至る				
【取締役在任期間】 4年	2017年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 現在に至る				
【取締役会への出席状況】 12/12 回	〈重要な兼職〉 京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役				

北村氏は、会計学を研究する専門家としての幅広い知識に加え、公益財団法人財務会計基準機構理事や京王 電鉄株式会社監査役を務めるなど、財務および会計の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・ 執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2015年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

	1983 年 4	. 月	阪急電鉄株式会社入社	
あき た まさ き	1991年 7	月	株式会社松屋入社	
秋 田 正 恕	1999年 5	月	同 取締役	
	2001年 5	月	同 常務取締役	
(1958年12月24日)	2005年 3	月	同 専務取締役	
(1000 12/, 21	2005年 5	月	同 代表取締役副社長	
社外取締役候補者	2007年 5	月	同 代表取締役社長	
工/下块/师 区 医	2008年 5	月	同 代表取締役社長執行役員	
【取締役在任期間】			現在に至る	
	2017年 7	月	明治安田生命保険相互会社 取締役	
2 年			指名委員	
「野妓御人」の山鹿仏知			現在に至る	
【取締役会への出席状況】	/手冊43 美陸/			
12/12 回	〈重要な兼職〉	2 化丰斯级	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア 代表取締役会長				
	THE TAIL	, -,		
	I			

【社外取締役候補者とした理由】

秋田氏は、株式会社松屋社長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および 取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2017 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督すること により、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職は、2019年5月17日現在であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 3. 取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。
 - ・取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する。
 - ・取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならび に執行役および取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識 および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。
 - ・社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立 性に関する基準」を満たしていることを確認する。
 - 4. 2019年7月2日付取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。
 - ・2018 年 12 月 12 日の指名委員会決議に基づき、「取締役の員数」は 11 人、「社外取締役・社内 取締役の構成」については社外 6 人・社内 5 人とする。
 - ・経営者としての経験、法律・金融経済・財務会計等の専門性、当社の業務に関する専門知識、在任 年数など、取締役会を構成する取締役の多様性および知識・経験等のバランスを考慮するとともに、 社内取締役については、当社の業務に関する専門知識等を有している者を取締役候補者として選任 する。

- 5. 「社外取締役の独立性に関する基準」による当社からの独立性の確認状況は、以下のとおりであります。
- ・「社外取締役の独立性に関する基準」の確認状況

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
服 部 重 彦氏	0	0	0	0	0
落 合 誠 一氏	0	0	0	0	0
木 瀬 照 雄氏	0	0	0	0	0
須 田 美矢子 氏	\bigcirc	\circ	0	\circ	0
北 村 敬 子氏	0	0	0	0	0
秋 田 正 紀氏	0	0	0	0	0

- 「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。
- (1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
- (2) 直近 3 会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間 1,000万円以上の報酬を受領していないこと
- (3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または3親等以内の 親族でないこと
- (4) 直近3会計年度以内に、当社年間収入保険料の2%を超える保険取引を有する会社(有価証券報告書上の連結子会社を含む)・団体の役職員等でないこと
- (5) その総収入もしくは経常収益の2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと
- ・上記のとおり、各社外取締役候補者と当社との間に、「社外取締役の独立性に関する基準」で独立 性の判断基準として記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、各社外取締役 候補者について、当社からの独立性は確保されていると判断しております。
- 6. 当社と社外取締役との間では、保険業法第 53 条の 33 第 1 項に関する責任につき、1,000 万円 または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 427 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれ か高い額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、6 名の社外取締役候補者があらためて 選任された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。

社員配当金の分配について

第 1 号議案でご審議いただく「2018 年度剰余金処分案承認の件」に基づく 2019 年度社員配当金は 次のとおりであります。

1. 個人保険・個人年金保険(除く5年ごと利差配当付保険・3年ごと利差配当付保険・5年ごと配当付保険)

(1) 通常配当

主契約および特約ごとに次のアからエにより計算した金額の合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。また、新養老保険、保障付積立保険、旧安田生命保険相互会社契約の新・養老保険の主契約部分で保険金が500万円未満の平準払契約については零とします。加えて、新養老保険、保障付積立保険および1998年4月2日以降締結の個人年金保険のうち一時払の契約については、特約を含めて零とします。

ア. 別表 1-1 および 1-2 に掲げる保険種類について、同表に記載する額

ただし、費差配当において、配当回数第 1 回目の契約はこれを零とし、保険料払込中かつ死亡 保険金が 1,000 万円以上の契約は保険金額および配当回数に応じ、保険金 1 万円につき別表 2 の 金額を加えます。

- イ. 別表3に掲げる保険種類について、同表に記載する額
- ウ. 1981 年 4 月 1 日以前に締結された契約で、延長定期保険に変更された契約について、生存保険金を上回る死亡保険金 1 万円につき 10 円の金額
- エ. 別表 1-1 および 1-2 に掲げる保険種類中、1974 年から 1976 年の間に発売した疾病入院給付条項 のある保険種類のうち、保険料払込中のものについて、被保険者の年齢および保険期間等に応じて入院給付金日額 1,000 円につき 185 円以下の金額

(2)特別配当

ア. 1946 年 8 月 11 日以後 1955 年 3 月 31 日以前に締結された契約 2019 年度中に消滅する契約について、経過年数および保険料払込方法(回数)に応じて責任 準備金に 67.5%から 200%までの率を乗じた金額

イ. 1955年4月1日以後に締結された契約

零

2. 個人保険・個人年金保険(5年ごと利差配当付保険)

(1) 通常配当(利差配当) および特別配当の 2019 年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額。ただし、新生存給付金付定期保険特約が付加されている養老保険のうち、2008年1月2日以後の契約については特約も含めて零とします。また、こども保険(2012)については零とします。

ア. 下表の率(配当基準利回り)から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の主契約、特約	1.85%
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.65%
一時払養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50%
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1. 15%
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50%
	2008年4月2日以後2009年4月1日以前の契約	1.25%
一時払終身保険	1998年7月2日以後1999年4月1日以前の契約	1.50%
	1999年4月2日以後2001年10月1日以前の契約	1.70%
	2001年10月2日以後2003年4月1日以前の契約	1.55%
	2003年4月2日以後2006年4月1日以前の契約	1.30%
	2006年4月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.35%
	2007年4月2日以後2012年1月1日以前の契約	1.55%
	2012年1月2日以後2015年7月1日以前の契約(注1)	予定利率
		+0.05%
	2015年7月2日以後の契約(注1)	予定利率と同じ
一時払の最終生存者終身保険	1999年4月2日以後の契約	1.50%
一時払の終身買増特約、最終生存 者終身買増特約、連生終身保険特	1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%
約、および払込期間満了後終身買 増特約	2013年4月2日以後の契約	1.00%
利率変動型一時払逓増終身保険(注1)	
利率変動型一時払逓増終身保険(2016) (注1)	ス ウ 利
利率変動型一時払定期支払金付終	身保険(注1)	予定利率と同じ
利率変動型一時払逓増終身保険(介護保障型)(注1)	
利率変動型一時払個人年金保険	年金開始前(注1)	予定利率と同じ
	2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15%
	2009年9月1日以前に年金開始日を繰下げた契約	1. 25%
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始	1 000/
	または年金開始日を繰下げた契約	1.00%
	2014年3月1日以後に年金開始または年金開始を繰下	0. 550/
	げた契約	0. 55%
移行特約等(注2)	1999年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1. 15%
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00%
	2019年4月2日以後の契約	0.55%

			配当基準利回り
一時払特別終身保険	2006年9月2日以後2007	1.40%	
	2007年4月2日以後2011	年 11 月 30 日以前の契約	1.50%
	2011年12月1日以後2011年	第1保険期間が5年の契約	1.50%
	12月31日以前の契約 (注1) 第1保険期間が10年の契約		予定利率と同じ
	2012年1月1日以後の契約	为 (注 1)	予定利率と同じ
一時払個人年金保険	2006年9月2日以後2007	年4月1日以前の契約	1. 15%
一時払特別個人年金保険	2007年4月2日以後2009	年9月1日以前の契約	1.25% (注3)
	2009 年 9 月 2 日以後の契約		1.00%
一時払部分(転換、頭金)*、払済	保険*、延長保険*		1.50%
一時払変額個人年金保険の一般	2005年1月1日以後2007	年4月1日以前の契約	1.25%
勘定部分 (年金開始前)	2007年4月2日以後2013	年4月1日以前の契約	1.50%
	2013年4月2日以後の契約		1.00%
一時払変額個人年金保険の一般	2007年3月31日以前に年	1.00%	
勘定部分(年金開始後)	2007年4月1日以後2009	1. 15%	
	した契約		1. 10 70
	2009年9月2日以後2014年	年2月28日以前に年金開始	1.00%
	した契約		1.0070
	2014年3月1日以後に年金	0.55%	
一時払変額個人年金保険(超過給付金型、ステップアップ型、超過	2014年2月28日以前に据 した契約	1.00%	
給付金型[Ⅱ型]および年金原資 保証型2012)の一般勘定部分	2014年3月1日以後に据置 た契約	0.55%	
個人年金保険(2011)	保険料払込期間が5年のも	Ø	1.60%
	上記以外	1.85%	
平準払の介護終身年金保障保険	2012年9月2日以後2013	1.65%	
(年金開始後)	2013年4月2日以後2019	3年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	2019 年 4 月 2 日以後の契約	
一時払の介護終身年金保障保険	2012 年 9 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ	
一時払特別養老保険(指定通貨建 利率変動型一時払特別終身保険(移行後も含む)(注 1)	予定利率と同じ

^{*} は安田生命保険相互会社のみの保険契約

- (注1) 予定利率は契約日 (円建終身保険移行後は移行日) ごとに設定
- (注2)移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除きます。
- (注3) 年金開始後は1.15%

なお、契約転換条項による転換契約については、所要の調整を行ないます。

イ. 別表 4 に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 2019 年度の割り振り累計額

2018 年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、2019 年度の割り振り額を加えた金額を 2019 年度割り振り累計額とし、5 年ごとの契約応当日が到来する契約 (注4) に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

(注 4) 2019 年度に 5 年ごとの契約応当日が到来する契約は、1999 年度契約、2004 年度契約、2009 年度契約および 2014 年度契約です。

3. 個人保険・個人年金保険(3年ごと利差配当付保険)

(1) 通常配当(利差配当) および特別配当の2019年度の割り振り額 主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額

ア. 下表の率(配当基準利回り)から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約	予定利率が 2.0%以下の契約	1.85%
	予定利率が 2.0%超 3.0%以下の契約	1.65%
主契約(第1保険期間)	2000年5月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.70%
	2013年4月2日以後の契約	1.15%
生活サポート特約 (年金開始後)	2004年2月1日以後2007年4月1日以前の契約	1. 25%
	2007年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30%
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
新・生活サポート特約(年金開始	2006年12月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
後)	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.30%
生活サポート終身年金特約(年金	2011年10月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
開始後)	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.30%
一時払の介護保障定期保険特約	2010年5月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.00%
移行特約等(注5)	2000年5月1日以後2009年9月1日以前の契約	1. 15%
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00%
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	0.55%

⁽注5)移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除きます。

イ. 別表 4 に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 2019 年度の割り振り累計額

2018 年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、2019 年度の割り振り額を加えた金額を 2019 年度割り振り累計額とし、3 年ごとの契約応当日が到来する契約 (注 6) に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

(注 6) 2019 年度に 3 年ごとの契約応当日が到来する契約は、2001 年度契約、2004 年度契約、2007 年度契約、2010 年度契約および 2013 年度契約です。

4. 個人保険・個人年金保険(5年ごと配当付保険)

(1) 通常配当(利差配当および危険差配当)の2019年度の割り振り額主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額

ア. 下表の率(配当基準利回り)から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約		1.85%
「終身入院買増特約、定期保険特 約、終身保険特約および介護終身	2009年7月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%
年金給付特約」のうち(充当)一 時払	2013年4月2日以後の契約	1.00%
平準払の介護終身年金給付特約	2009年7月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.65%
(年金開始後)	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30%
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
平準払の生活サポート終身年金	2011年10月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
特約 (年金開始後)	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30%
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
一時払の生活サポート終身年金 特約	2011年10月2日以後2013年4月1日以前の契約	年金開始前 1.50% 年金開始後 1.40%
	2013年4月2日以後の契約	1.00%
家計保障年金特約 (年金開始後)	2014年6月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30%
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
利率変動型積立終身保険(低解約	返戻金型・指定通貨建)	予定利率と同じ

イ. 別表 5 に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 2019 年度の割り振り累計額

2018 年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、2019 年度の割り振り額を加えた金額を 2019 年度割り振り累計額とし、5 年ごとの契約応当日が到来する契約 (注7) に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

(注7) 2019 年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2009年度契約および2014年度契約です。

5. 団体保険

(1) 団体定期保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表 6 の率を乗じた金額。 なお、団体定期保険無配当扱特約を付加した契約の危険差益については、無配当部分を除きます。

(2)新・団体定期保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

(3)総合福祉団体定期保険(ヒューマン・ヴァリュー特約を含む)

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、総合福祉団体定期保険無配当扱特約を付加した契約の危険差益については無配当部分を除きます。

(4) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、特約の付加状況に応じた被保険者の集団において危険差損となる集団がある場合は、危険 差益となる各集団の危険差益から、危険差損となる集団の危険差損について危険差益となる各集団 の危険差益の規模により按分した金額を控除し、その金額を各集団の危険差益とします。ただし、 この金額が負値の場合はこれを零とします。

- (5)団体定期保険年金払特約、新・団体定期保険年金払特約および総合福祉団体定期保険年金払特約 責任準備金に次の率を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。
 - a. 予定利率 2.0%以下
- 1.85% 予定利率
- b. 予定利率 2.0%超 3.0%以下
- 1.65% 予定利率
- c. 予定利率 3.0%超 4.0%以下
- 1.50% 予定利率

d. 予定利率 4.0% 超

- 1.15% 予定利率
- (6) 団体終身保険(個人扱被保険者)
 - 一時払退職後終身保険に準じます。
- (7) 心身障害者扶養者生命保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

- ア. 経過責任準備金に「1.85%-予定利率」を乗じた金額
- イ. 危険差益に95%を乗じた金額、または危険差損に100%を乗じた金額

6. 団体年金保険

- (1) 厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険および国民年金基金保険 経過責任準備金に次の率を乗じた金額。ただし、保険年度中に他商品から移行された場合には、移 行前期間について所要の調整を行ないます。さらに、有期利率保証特約については零とします。
- ア. 厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険(特則一般勘定部分を除く)

1.61% - 予定利率

イ. 確定給付企業年金保険(特則一般勘定部分)

1.34% - 予定利率

ウ. 厚生年金基金保険、国民年金基金保険

0.95% - 予定利率

なお、厚生年金基金保険および厚生年金基金保険(02)において還元融資を行なった団体については、所要の調整を行ないます。

(2) 企業年金保険、新企業年金保険および新企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アおよびウの合計額が負値の場合はこれを零とします。なお、 企業年金保険については所要の調整を行ない、また、保険年度中に他商品から移行された場合には、 移行前期間について所要の調整を行ないます。さらに、有期利率保証特約については零とします。

- ア. 利差配当は、経過責任準備金に次の率を乗じた金額
 - a. 新企業年金保険(02)(特則一般勘定部分を除く) 1.61%-予定利率
 - b. 新企業年金保険(02)(特則一般勘定部分)

1.34% - 予定利率

c. 企業年金保険、新企業年金保険

- 0.95% 予定利率
- イ. 危険差益団体については、団体の規模に応じて、危険差益に 50%から 95%までの率を乗じた金額
- ウ. 責任準備金関係損益
- (3) 拠出型企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アおよびウの合計額が負値の場合はこれを零とします。なお、保 険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行ないます。

- ア. 利差配当は、経過責任準備金に次の率を乗じた金額
 - 1.57% 予定利率
- イ. 危険差益団体については、団体の規模に応じて、危険差益に 50%から 95%までの率を乗じた金額
- ウ. 責任準備金関係損益
- (4) 団体生存保険および新団体生存保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

- ア. 利差配当は、経過責任準備金に「0.95%-予定利率」を乗じた金額
- イ. 危険差益に95%を乗じた金額または危険差損に100%を乗じた金額
- (5) 予定利率変動型確定拠出年金保険

零

7. 財形保険·財形年金保険

保険種類ごとに以下のとおりとしますが、正値となる場合には零とします。

(1) 勤労者財産形成給付金保険

経過責任準備金に「下表の率(配当基準利回り) - 予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

	配当基準利回り
2013年3月31日以前の契約	1.50%
2013 年 4 月 1 日以後の契約	1. 25%

- (2) 勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険および財形年金積立保険 経過責任準備金に「1.50%-予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。
- (3) 財形年金保険

責任準備金に「1.50%-予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

8. 医療保障保険

(1) 医療保障保険(個人型)

次のアおよびイの合計額

- ア. 死亡保険金1万円につき、被保険者の現在年齢に応じて0.5円以上22.0円以下の金額
- イ. 入院給付金日額 1,000 円につき、被保険者の性別、現在年齢および配当回数に応じて 250 円以上 1,330 円以下の金額
- (2) 医療保障保険(団体型)

団体の規模に応じて、危険差益に25%から70%までの率を乗じた金額

9. 就業不能保障保険

(1) 長期就業不能保障保険および長期就業不能保障保険無事故給付特約

契約ごとに計算した、別表 1-2 に記載する額の合計額

ただし、費差配当において、配当回数第1回目の契約はこれを零とし、保険料払込中かつ死亡保険金が1,000万円以上の契約は保険金額および配当回数に応じ、保険金1万円につき別表2の金額を加えます。また、合計額が負値の場合はこれを零とします。

(2) 団体就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額

(3) 団体信用就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額

(4) 団体総合就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額

別表1-1

保険種類	費 差 配 当(保)
養老保険	死亡保険金1万円につき	2.5円以上28.5円以下
安田の新・養老保険*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上28.5円以下
新種養老保険*	死亡保険金1万円につき	24円以上55.5円以下
生活設計保険	死亡保険金1万円につき	14円以上28.5円以下
ダイヤモンド保険ゴールド	死亡保険金1万円につき	16円以上26.2円以下
オーダー設計の保険*	死亡保険金1万円につき	定期部分 13.5円以下
		養老部分 1.5円以上18.5円以下
新種こども保険*	死亡保険金1万円につき	2.8円以上31.4円以下
個人定期保険(個人定期保険集団扱特約 が付加されている場合を除く)	死亡保険金1万円につき	1円以上13.5円以下
新・定期保険(定期保険集団取扱特約が付加されている場合を除く)*	死亡保険金1万円につき	13.5円以下
生存給付金付終身保険	次の(1)および(2)の合計額 (1) 第2保険期間の死亡保険金1万円につき (2) 保険料1万円につき	1.75円以上19.5円以下 150円以下
終身保険	死亡保険金1万円につき	2.5円以上12円以下
定期付終身保険*	死亡保険金1万円につき	42.5円以上66.5円以下
特種終身保険*	死亡保険金1万円につき	65.5円以上76円以下
新·終身保険*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上12円以下
高齢者重度介護年金付終身保険	死亡保険金1万円につき	8円
介護年金付終身保険	保険料払込終了直前の死亡保険金1万円につき	1.25円以上
特別終身保険(重度介護年金型)*	基本保険金1万円につき	8円
生存給付金付定期保険	死亡保険金1万円につき	1.471円以上8円以下
祝金つき定期保険*	死亡保険金1万円につき	4.5円以下
新・祝金つき定期保険*	死亡保険金1万円につき	0.2円
医療給付つき女性保険*	死亡保険金1万円につき	0.1円以上4.5円以下
最終生存者終身保険	死亡保険金1万円につき	2.5円以上4.5円以下
変額保険	基本保険金1万円につき	0円
変額保険(終身型)*	死亡保険金1万円につき	0円
特定疾病保障定期保険	死亡保険金1万円につき	4.5円以下
特定疾病保障終身保険*	死亡保険金1万円につき	2.5円以上4.5円以下
新逓増定期保険	基本保険金1万円につき	0円

- (注) 1. 表中*印は安田生命保険相互会社のみの保険契約を示しております(以下同じ)。
 - 2. ダイヤモンド保険ゴールド、生存給付金付終身保険および家族保障特約 (1978年6月26日以後に締結されたもの) には、災害疾病関係 配当を含みます。
 - 3. 移行特約とは、年金移行特約、夫婦年金移行特約、介護保障移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、個人年金保険介護保障付年金移行特約および個人年金保険夫婦介護保障付年金移行特約を指します。
 - 4. 2019年4月2日以後に締結された養老保険および個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く)は、0円とします。

別表1-1 (続)

利 差 配 当

責任準備金に次の率を乗じた金額

- (1) 下記以外の契約
 - ア. 予定利率が2.0%以下の保険種類
 - 1.85% 予定利率
 - イ. 予定利率が2.0%超3.0%以下の保険種類 1.65% - 予定利率
 - ウ. 予定利率が3.0%超4.0%以下の保険種類 1.50%-予定利率
 - エ. 予定利率が4.0%超の保険種類
 - 1.15%-予定利率
- (2) 新養老保険のうち一時払の以下の契約

1995年9月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1.50% - 予定利率

2002年7月2日以後、2006年4月1日以前の契約 1.00%-予定利率

2006年4月2日以後、2007年1月1日以前の契約 1.10%-予定利率

2007年1月2日以後、2008年4月1日以前の契約 1.50%-予定利率

2008年4月2日以後、2009年4月1日以前の契約 1.25%-予定利率

2009年4月2日以後、2010年4月1日以前の契約 1.10% - 予定利率

2010年4月2日以後の契約

1.00% - 予定利率

- (3) 個人年金保険のうち一時払の以下の契約
 - 1998年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1.25%-予定利率
 - 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1.00%-予定利率
 - 2007年4月2日以後、2009年9月1日以前の契約 年金開始前 1.25%-予定利率
 - 年金開始後 1.15%-予定利率

2009年9月2日以後の契約

1.00%-予定利率

- (4) 終身保険のうち一時払の以下の契約
 - 1998年7月2日以後、1999年4月1日以前の契約 2.05%-予定利率
 - 1999年4月2日以後、2003年4月1日以前の契約 1.55% - 予定利率
 - 2003年4月2日以後、2007年4月1日以前の契約
 - 1.30%-予定利率
 - 2007年4月2日以後の契約
 - 1.55%-予定利率
- (5) 介護年金付終身保険および最終生存者終身保険のうち - 時払の以下の契約

1999年4月2日以後の契約

1.50% - 予定利率

- (6) 養老買増特約のうち一時払の以下の契約
 - 1999年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約

1.50% - 予定利率

- 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1.10%-予定利率
- 2007年4月2日以後、2008年4月1日以前の契約
 - 1.50% 予定利率
- 2008年4月2日以後、2009年4月1日以前の契約
 - 1.25%-予定利率
- (7) 終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険 特約および払込期間満了後終身買増特約のうち一時払 の以下の契約
 - 1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約
 - 1.50% 予定利率
 - 2013年4月2日以後の契約
 - 1.00%-予定利率

危険差配当

(1) 危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額

ただし、定期付終身保険(連生)*、特種終身保険(連生)*および新種こども保険*に おいては、被保険者死亡の場合の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じ て下表に例示する金額と、契約者死亡の場合の危険保険金1万円につき契約者の現在 年齢に応じて下表に例示する金額との合計額

区		杜	現 在 年 齢							
分	保険契約締結日	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
			円	円	円	円	円	円	円	_
1	1964年3月31日以前	男	-	_	_	_	67.2	145.4	304.0	609. 2
		女	_	_	_	_	86. 2	193.8	431.6	934. 6
2	1964年4月1日以後	男	-		-	-	45.6	97. 7	203.4	371.3
2	1969年5月31日以前	女	_			_	64.0	149. 1	344. 9	722. 4
3	1969年6月1日以後	男				14.7	33.8	87. 6	231. 3	598. 6
J	1974年5月1日以前	女	_	-	_	21.6	51.9	134.6	355. 6	921.0
4	1974年5月2日以後	男	_	_	_	6.8	8.3	20.1	52.8	136. 2
4	1976年3月1日以前	女	_	_	_	14. 6	28. 1	71. 1	184. 5	471.4
5	1976年3月2日以後	男	_	_	_	6.8	8. 3	20.1	52. 8	136. 2
J J	1981年4月1日以前	女	-		-	8.9	13.6	31. 1	74. 9	177. 3
6	1981年4月2日以後	男	-	-	1.4	1.6	1.8	9. 1	21. 7	51.3
0	1985年4月1日以前	女	_		2. 5	3. 4	4.8	9.8	23. 5	58.4
7	1985年4月2日以後	男			0.7	1.0	1. 2	3. 4	9.9	29.6
1	1990年4月1日以前	女	_	-	0.3	0.7	1. 1	2. 1	6.1	19.3
8	1990年4月2日以後	男	_	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0
0	1996年4月1日以前	女	-	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23. 2
9	1996年4月2日以後	男	0.6	5. 6	1.6	3.6	7.7	30.7	42.4	42.4
9	2007年4月1日以前	女	0.5	1.0	1. 1	1.8	3.9	11.9	20.7	20.7
10	2007年4月2日以後	男	0. 5	2. 6	1.8	2.8	6.3	11.9	18.8	18.8
10	2019年4月1日以前	女	0.4	0.8	1.4	1. 1	2. 2	2. 9	7. 4	7. 4
11	2019年4月2日以後	男	0.0	0.1	0.2	0.3	0.7	1.8	2.8	2. 8
11	2010年4月2日以後	女	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	1.0	1.3	1.3

- 1. 1994年4月1日以前に締結された生存給付金付終身保険については、上表 (注) 区分5を適用します。
 - 2. 高齢者重度介護年金付終身保険については、上表区分7を適用します。
 - 3. 上記にかかわらず、更新済の定期保険特約等については零とします。
 - 4. 上記にかかわらず、更新時の内容変更制度により定期保険特約等から変更 された養老買増特約および終身買増特約については零とします。
 - 5. 1996年4月2目以後2001年4月1日以前に締結された安田生命保険相互 会社の転換契約については、上表区分9に所要の調整を行ないます。
 - 6. 終身年金保険*については、上記区分2を適用します。
 - 7. 一時払変額個人年金保険、年金保険*、年金支払特約および移行特約には、 危険差配当はありません。
 - 8. 2019年4月2日以後に締結された一時払契約については、区分9を適用し ます。
 - 9. 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険*、特定疾病保障定期保険特 約、特定疾病保障定期特約*および特定疾病保障終身特約*については下表に 例示する金額

保険契約締結日	性			Ę	見在	年 誰	柃		
	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
		円	円	円	円	円	円	円	円
2007年4月1日以前	男	0.1	2. 1	0.6	5.3	14.6	10.4	28.4	124. 1
	女	0.0	0.2	0.6	1.4	4.3	7. 9	59.1	204.4
2007年4月2日以後	男	0.6	2. 7	1.8	3.6	6.4	20.4	40.7	77.5
2001年4月2日以後	女	0.5	0.8	1.3	2. 2	4.8	9.4	23. 1	31.0

・1996年4月2日以後2001年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会 社の転換契約については、所要の調整を行ないます。

別表1-1 (続)

保険種類	費差配当(保路	倹料払込中)
割増特約	死亡保険金1万円につき	18.5円
定期保険特約	死亡保険金1万円につき	13.5円以下
収入保障特約	各年の換算保険金の平均値1万円につき	1円以上2.5円以下
逓減定期保険特約	各年の換算保険金の平均値1万円につき	2.5円以下
生存給付金付定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1. 3円以上4. 5円以下
祝金つき定期保険特約*	死亡保険金1万円につき	1.225円以上2.17375円以下
祝金つき定期保険特約(1999)*	死亡保険金1万円につき	1円以下
新生存給付金付定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1.525円
特定疾病保障定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1.15円以下
特定疾病保障終身保険特約*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上2.5円以下
重度障害保障定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1円
総合障害保障定期特約*	死亡保険金1万円につき	0円
家族保障特約(1985年4月2日以後に締結 されたもの)	妻部分:家族基準保険金1万円につき 子部分:家族基準保険金1万円につき	9.7円以上11.625円以下 8.61円以上11.06円以下
養老買増特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
養老保険買増特約*	死亡保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
終身買増特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
終身保険買増特約*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上8円以下
介護年金付終身保険定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1円以上2.5円以下
重度介護給付組込定期保険特約*	死亡保険金1万円につき	8円
連生終身保険特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上4.5円以下
最終生存者終身買増特約	死亡保険金1万円につき	2. 5円以上4. 5円以下
ファミリー定期保険特約	死亡保険金1万円につき	13.5円以下
個人年金保険	1963年4月1日以後1974年8月1日以前締結のもの 年金月額100円につき 1979年5月26日以後締結のもの	18.5円
年金買増特約	年金原資1万円につき 年金原資1万円につき	1.25円以上11.75円以下 1.25円以上4円以下
新·年金保険*		0.375円以上3円以下
新·年金保険(1994)*	年金原資1万円につき 個別月払営業保険料×払込年数 1万円につき	4.5円以上7.5円以下
一時払変額個人年金保険	_	
年金保険*、年金支払特約および移行特約	_	

別表1-1 (続)

利 差 配 当 等

(8) 年金買増特約のうち一時払の以下の契約 1999年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約

1.25%-予定利率

2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約

1.00%-予定利率

2007年4月2日以後、2009年9月1日以前の契約

年金開始前 1.25%-予定利率

年金開始後 1.15%-予定利率

2009年9月2日以後の契約 1 00% - 予定利率

(9) 一時払変額個人年金保険のうち一般勘定に移行した以

2007年4月2日以後、2009年9月1日以前に一般勘定に移行 した契約

年金開始前 1.15%-予定利率

2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に一般勘定に移 行した契約

年金開始前 1.00%-予定利率

2014年3月1日以後に一般勘定に移行した契約

年金開始前 0.55%-予定利率

年金開始後の契約

(10) 移行特約(注2)

1999年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約

1.15%-予定利率

2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約

1.00% - 予定利率

2007年4月2日以後、2009年9月1日以前の契約

1.15%-予定利率

2009年9月2日以後、2019年4月1日以前の契約

1.00%-予定利率

2019年4月2日以後の契約

0.40%-予定利率

(11)安田の新・養老保険*のうち一時払の以下の契約

1995年9月9日以後、2002年6月30日以前の契約

1 50% - 予定利率

2002年7月1日以後の契約

1.00% - 予定利率

(12)新・年金保険*、新・年金保険(1994)*のうち一時払の以下 の契約

1998年5月6日以後、2002年6月30日以前の契約

1.50%-予定利率

2002年7月1日以後の契約

1.00% - 予定利率

(13) 新・終身保険*のうち一時払の以下の契約

1998年10月2日以後、1999年4月1日以前の契約

2.05%-予定利率

1999年4月2日以後、2001年4月1日以前の契約

1.80% - 予定利率

2001年4月2日以後の契約

1.55% - 予定利率

また、契約転換条項により、明治安田生命契約へ転換し た契約については、所要の調整を行ないます。

- (注) 1. 変額保険、変額保険(終身型)*には利差配当はあり ません。
 - 2. 移行特約のうち移行前の保険契約の責任準備金等、 当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料 に充当する場合は(1)によります。

半 危 険 差 配

10. 重度障害保障定期保険特約については下表に例示する金額

保険契約締結目	性			E	見在	年 歯	令		
	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
		円	円	円	円	円	円	円	円
2007年4月1日以前	男	1.3	6.3	1.7	4.4	5.9	35. 8	57. 6	152.9
	女	0.4	1.3	1.6	3. 1	4.4	16.8	47.9	135.9
2007年4月2日以後	男	1.2	3. 1	2. 6	3.6	4.5	15. 7	26.6	45.5
2007年4月2日以後	女	0.3	1.1	1.6	2.2	2.7	6.7	17.8	38. 2

11. 総合障害保障定期特約*については下表に例示する金額

1- H.I. H.I. I. I. I / / -	411 411 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
保険契約締結日	性	現 在 年 齢								
	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
2007年4月1日以前	男	0.9	4.9	1. 1	3.5	8.5	43.6	65.6	252.9	
	女	0.8	1.4	1.7	3.4	6.9	22. 3	58.0	211.0	
2007年4月2日以後	男	0.5	2.8	1. 9	3.4	6.0	19.5	37. 9	89.4	
2007年4月2日以後	女	0.5	1. 1	1.5	2.2	4.8	10.9	28.3	77.9	

- ・1996年4月2日以後2001年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社 の転換契約については、所要の調整を行ないます。
- 12. 新逓増定期保険については下表に例示する金額

保険契約締結日	性			Į	見在	年 歯	Ď		
	别	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
		円	円	円	円	円	円	円	円
2006年11月2日以後	男	0.5	3.4	1.6	2.7	2.6	18.1	17.6	17.6
	女	0.4	0.8	1.0	1.7	2. 5	5. 5	8.8	8.8

- 13. 変額保険、変額保険(終身型)*については零とします。
- 14. 個人年金保険および年金買増特約については、年金支払開始前に限り、契約 締結目に応じ次のとおりとします。

ア. 1963年3月31日以前 上表区分1を適用 イ. 1963年4月 1日以後1974年8月1日以前 上表区分2を適用 ウ. 1979年5月26日以後1981年4月1日以前 上表区分5を適用 工. 1981年4月 2日以後1986年7月8日以前 上表区分6を適用 才. 1986年7月 9日以後1990年4月1日以前 上表区分7を適用 カ. 1990年4月 2日以後 上表区分に同じ

15. 新・年金保険*については、年金支払開始前に限り、契約締結日に応じ次の とおりとします。

ア. 1986年12月 1日以前 上表区分6を適用 イ. 1986年12月 2日以後1990年4月1日以前 上表区分7を適用 ウ. 1990年 4月 2日以後

上表区分に同じ

(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者 の現在年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。

ただし、定期付終身保険(連生)*、特種終身保険(連生)*においては、被保険者死 亡の場合の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額 と、契約者死亡の場合の危険保険金1万円につき契約者の現在年齢に応じて下表に例 示する金額との合計額

性			Ð	見在	年 歯	冷		
別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
	円	円	円	円	円	円	円	円
男	0.1	0.1	0.1	0.6	1. 1	2. 1	3. 2	3. 2
女	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5

- 1. 上記にかかわらず、更新済の定期保険特約等については零とします。
 - 2. 上記にかかわらず、更新時の内容変更制度により定期保険特約等から変更さ れた養老買増特約および終身買増特約については零とします。
 - 3. 上記にかかわらず、新種こども保険*、変額保険、変額保険(終身型)*、 個人年金保険、年金買増特約、新・年金保険*、新・年金保険(1994)*、一時 払変額個人年金保険、年金保険*、年金支払特約および移行特約については零 とします。

別表1-2

保 険 種 類	費 差 配 当(保険料払込中)
教育資金付こども保険	基準保険金1万円につき 2.5円以上8円以下
保障付積立保険	災害死亡の場合の危険保険金1万円につき 0円
個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合)	死亡保険金1万円につき 2.5円以下
定期保険集団取扱特約付新·定期保険*	死亡保険金1万円につき 8円以下
養育年金特約	年金年額1万円につき 14.48円以上104.72円以下
長期就業不能保障保険	死亡保険金1万円につき 1円
長期就業不能保障保険無事故給付特約	給付金1万円につき 1.25円
一時払退職後終身保険	_
一時払退職後終身保険定期保険特約	_
災害1割加算型変額年金保険* 災害2割加算型変額年金保険* 災害3割加算型変額年金保険*	
災害4割加算型変額年金保険*	

⁽注) 2019年4月2日以後に締結された個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合) は、0円とします。

別表1-2 (続)

利 差 配 当

責任準備金に次の率を乗じた金額

- (1) 下記以外の契約
- ア. 予定利率が2.0%以下の保険種類
 - 1.85% 予定利率
- イ. 予定利率が2.0%超3.0%以下の保険種類
 - 1.65%-予定利率
- ウ. 予定利率が3.0%超4.0%以下の保険種類
 - 1.50%-予定利率
- エ. 予定利率が4.0%超の保険種類
 - 1.15%-予定利率
- (2) 保障付積立保険
- 2013年4月1日以前の契約
 - 1.70% 予定利率
- 2013年4月2日以後の契約
 - 1.35%-予定利率
- (3) 一時払退職後終身保険のうち以下の契約 1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約 1.50%-予定利率
- 2013年4月2日以後2015年7月1日以前の契約 1.00%-予定利率
- 2015年7月2日以後2016年7月1日以前の契約 0.75%-予定利率
- 2016年7月2日以後2017年1月1日以前の契約 0.35%-予定利率
- 2017年1月2日以後の契約
 - 0.25%-予定利率
- (4) 災害1割加算型変額年金保険*、災害2割加算型変 額年金保険*、災害3割加算型変額年金保険*、災害4 割加算型変額年金保険*のうち一般勘定に移行した 以下の契約
- 2007年4月1日以降、2014年2月28日以前に一般勘定に移行した契約
 - 1.00% (予定利率)
- 2014年3月1日以降に一般勘定に移行した契約 0.55% - (予定利率)

危険差配当

(1) 危険保険金1万円につき被保険者(養育年金特約にあっては契約者)の現在年齢に応じて下表 アまたはイに例示する金額

ア. 下表イ以外の契約

/ P. F	倹種類	性			玗	1 在	年	朎		
沐	火性規	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
			円	円	円	円	円	円	円	円
	1992年10月1日以前	男	_	_	0.7	1.0	1.2	3.4	9. 9	29. 6
養育年金特約		女	-	-	0.3	0.7	1. 1	2. 1	6. 1	19. 3
	1992年10月2日以後	男	-	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0
	1996年4月1日以前	女	-	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23. 2
	1987年3月31日以前	男	-	-	1.4	1.6	1.8	9. 1	21.7	51. 3
	1907年3月31日以前	女	-	-	2. 5	3. 4	4.8	9.8	23. 5	58. 4
一時払退職後終身 保険および一時払	1987年4月1日以後	男	-	-	0.7	1.0	1.2	3. 4	9. 9	29. 6
退職後終身保険 定期保険特約	1990年4月1日以前	女	-	-	0.3	0.7	1. 1	2. 1	6. 1	19. 3
	1990年4月2日以後	男	-	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7. 2	21.0
	1996年4月1日以前	女	_	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7. 2	23. 2
	1996年4月2日以後	男	0.6	5.6	1.6	3.6	7.7	30. 7	42. 4	42. 4
上記以外で契約 締結日が1996年	2007年4月1日以前	女	0.5	1.0	1. 1	1.8	3.9	11.9	20.7	20.7
4月2日以後の契約	2007年4月2日以後	男	0.5	2. 6	1.8	2.8	6.3	11.9	18.8	18.8
	2001年4月2日以復	女	0.4	0.8	1.4	1. 1	2. 2	2.9	7.4	7.4

イ. 2019年4月2日以後の個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合)

保険種類	性別									
术医性独		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	
個人定期保険(個人定期 保険集団扱特約が付加され	男	0.0	0.1	0. 2	0.3	0.7	1.8	2.8	2.8	
保険集団扱特約が付加され ている場合)		0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	1.0	1.3	1. 3	

- (注) 1. 保障付積立保険については、契約時の年齢により現在年齢に所要の調整を行ないま
 - 2. 個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合)の危険差配当については、別表1-1の「個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く)」をもとに被保険者数に応じて所要の調整を行なった金額とします。
- (2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者の現在 年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。

性			Ę	見在	年 歯	冷		
別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
	円	円	円	円	円	円	円	円
男	0.1	0.1	0.1	0.6	1. 1	2. 1	3. 2	3. 2
女	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5

(注) 上記に関わらず、災害1割加算型変額年金保険*、災害2割加算型変額年金保険*、災害3割 加算型変額年金保険*、災害4割加算型変額年金保険*、教育資金付こども保険、保障付積 立保険および養育年金特約については零とします。

別表2

死亡保険金1万円につき

配当回数保険金額	2~3回目	4~6回目	7~9回目	10回目~
2,000万円以下の部分	0. 3円	0.5円	0.5円	0.5円
2,000万円超5,000万円以下の部分	0. 3円	2. 0円	2.5円	3.0円
5,000万円超の部分	0. 3円	2. 0円	2.0円	2.0円

別表3

保 険 種 類	保険契約締結時	配	≝
災害倍額支払特約		災害保険金1万円につき	2円以上2.75円以下
災害特約		災害保険金1万円につき	2円以上2.75円以下
交通災害保障特約		交通災害保険金1万円につき	4.65円以上5.55円以下
家族交通災害保障特約		主契約にあわせて付加されている交通災	(害保障特約の
		交通災害保険金1万円につき	4. 25円
災害保障特約	1976年 3月 1日以前	災害保険金1万円につき	6.4円以上8.25円以下
	1976年 3月 2日以後	災害保険金1万円につき	2.35円以上4.2円以下
家族災害保障特約*		災害保険金1万円につき	7. 45円
災害割増特約	1976年 3月 1日以前	災害保険金1万円につき	2円以上2.75円以下
	1976年 3月 2日以後		
	1983年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき	1円以上1.75円以下
	1983年 4月 2日以後		
	1990年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき	0.5円以上0.75円以下
	1990年 4月 2日以後	災害保険金1万円につき	0.25円以上0.7円以下
災害疾病保障特約	1976年 3月 1日以前	災害保険金1万円につき	7.15円以上11.775円以下
	1976年 3月 2日以後	災害保険金1万円につき	3.1円以上7.725円以下
家族保障特約	1976年 3月 1日以前	保険金1万円につき	5.07円以上5.595円以下
	1976年 3月 2日以後		
	1978年 6月25日以前	保険金1万円につき	2.725円以上3.25円以下
	1981年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	70円以上400円以下
	1981年10月 2日以後	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	1987年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	70円以上315円以下
入院保障特約(A)	1987年 4月 2日以後		
入院保障特約(B)	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	325円以上1,560円以下
入院保障特約(C)	2007年 4月 2日以後		
	2011年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	100円以上1,330円以下
	2011年10月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき	75円以上980円以下
ファミリー保障特約		妻部分:家族基準保険金1万円につき	3.69円
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1990年 4月 1日以前	子部分:家族基準保険金1万円につき	7. 9円
	1990年 4月 2日以後	妻部分:家族基準保険金1万円につき	5.605円以上15.694円以下
	2007年 4月 1日以前	子部分:家族基準保険金1万円につき	13円以上36.4円以下
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	妻部分:家族基準保険金1万円につき	2.22円以上6.216円以下
	2007年 4月 2日以後	子部分:家族基準保険金1万円につき	4. 5円以上12. 6円以下
傷害特約	1983年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき	1円以上1.75円以下
	1983年 4月 2日以後		,,,,,
	1990年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき	0.5円以上0.75円以下
	1990年 4月 2日以後	災害保険金1万円につき	0.25円以上0.7円以下
家族傷害特約*	1983年 4月 1日以前	傷害特約の保険金1万円につき	1.95円
	1983年 4月 2日以後		
	1987年 4月 1日以前	傷害特約の保険金1万円につき	1.2円
	1987年 4月 2日以後		
	1990年 4月 1日以前	傷害特約の保険金1万円につき	0.45円以上1.2円以下
		1	

別表3 (続)

保 険 種 類	保険契約締結時	置	i			
災害入院特約	1987年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	45円以上165円以下			
	1987年 4月 2日以後 2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	100円以上560円以下			
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	50円以上560円以下			
	2011年10月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき				
家族災害入院特約*		災害入院給付金日額1,000円につき	180円			
新·家族災害入院特約*	2007年 4月 1日以前	新・災害入院給付金日額1,000円につき	26. 25円以上516円以下			
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	新・災害入院給付金日額1,000円につき	20円以上448円以下			
	2011年10月 2日以後	新・災害入院給付金日額1,000円につき	15円以上420円以下			
疾病保障特約*		特約保険金1万円につき	0.75円			
疾病入院特約 (1976) *		入院給付金日額1,000円につき	0円			
疾病入院特約 (1981) *		入院給付金日額1,000円につき	0円			
新·疾病入院特約*		入院給付金日額1,000円につき	225円以上625円以下			
疾病入院特約 (2001) *	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	125円以上1,240円以下			
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき	75円以上770円以下			
_	2011年10月 1日以前	1 時外从人口衛1 000円)。~~	50円以上560円以下			
安地库 1 哈胜约*	2011年10月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき	1.2.			
家族疾病入院特約*		疾病入院特約の入院給付金日額1,000円につ				
家族疾病入院特約(1981)*		疾病入院特約(1981)の入院給付金日額1,000円				
新·家族疾病入院特約*		新・疾病入院特約の入院給付金日額1,000円				
壹长広点 1 № 44.00 (0001) 4	00077 48 18814	から1 Po kt 45 (0001) の 1 Po 45 (4. A. 口 451)	135円以上855円以下			
医族疾病入院特約(2001)*	2007年 4月 1日以前	疾病入院特約(2001)の入院給付金日額1,				
		疾病入院特約(2001)の入院給付金日額1,	75円以上1,128円以下			
	2007年 4月 2日以後	45円以上798円以下				
_	2011年10月 1日以前	## 1 Philip (L. (000) - 2 Philip (L.) N. P. 15				
	2011年10月 2日以後	疾病入院特約(2001)の入院給付金日額1,	000円につき 30円以上672円以下			
成人病入院特約(1976)*		入院給付金日額1,000円につき	0円			
成人病入院特約(1981)*		入院給付金日額1,000円につき	0円			
新·成人病入院特約*		入院給付金日額1,000円につき	25円以上280円以下			
成人病入院特約 (2001) *		入院給付金日額1,000円につき	30円以上420円以下			
長期入院保障特約*		入院給付金日額1,000円につき	45円以上574円以下			
新·長期入院特約*		入院給付金日額1,000円につき	45円以上574円以下			
長期入院特約 (2001) *	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	45円以上574円以下			
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき	15円以上210円以下			
短期入院特約*		入院給付金日額1,000円につき	30円以上308円以下			
新·短期入院特約*	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	30円以上308円以下			
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき	10円以上112円以下			
通院入院特約*		通院給付金日額1,000円につき	50円以上350円以下			
通院療養特約 (2001) *		通院給付金日額1,000円につき	60円以上420円以下			
家族通院入院特約*		通院入院特約の通院給付金日額1,000円につ)き 25円以上280円以下			
家族通院療養特約(2001)*		通院療養特約(2001)の通院給付金日額1,				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			25円以上350円以下			
がん入院特約*		入院給付金日額1,000円につき	15円以上140円以下			
がん入院特約 (2001) *		入院給付金日額1,000円につき	15円以上140円以下			
手術保障特約		基準保険金1万円につき	0円			
新・手術特約		基準給付金1万円につき	0円			

別表3 (続)

保険種類	保険契約締結時	配 当	
歯科治療特約 (A) 歯科治療特約 (B)		基準保険金1万円につき	40円以上112円以下
女性医療特約		入院給付金日額1,000円につき	50円以上140円以下
女性専用医療特約*		入院給付金日額1,000円につき	75円以上420円以下
女性専用医療特約(2001)*		入院給付金日額1,000円につき	75円以上420円以下
退院給付特約		基準退院給付金1,000円につき	10円以上28円以下
新退院給付特約		基準退院給付金1,000円につき	10円以上28円以下
ファミリー退院給付特約		妻部分:家族基準退院給付金1,000円につき	10円以上28円以下
		子部分:家族基準退院給付金1,000円につき	20円以上56円以下
ファミリー新退院給付特約		妻部分:家族基準退院給付金1,000円につき	10円以上28円以下
		子部分:家族基準退院給付金1,000円につき	20円以上56円以下
レジャー保障特約		基準傷害給付金日額1,000円につき	50円以上140円以下
総合傷害保障特約		基準傷害給付金日額1,000円につき	25円以上70円以下
特定損傷特約*		保険金1万円につき	15円以上70円以下
疾病入院保障特約		保険金1万円につき	0.75円以上9.87円以下
こども入院保障特約	1987年 3月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	115円以上215円以下
	1987年 3月 2日以後 2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	450円以上1,680円以下
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき	150円以上700円以下
こども手術保障特約		基準保険金1万円につき	1円以上2.8円以下
こども総合保障特約*		災害保険金1万円につき	5.25円以上8.25円以下
こども総合保障特約 (1981)*		災害保険金1万円につき	7. 25円以上10. 25円以下
こども総合保障特約 (1983)*		災害保険金1万円につき	7.25円以上10.25円以下
新・こども総合保障特約*		災害保険金1万円につき	10.25円以上12.75円以下
新・こども総合保障特約 (1990)*		災害保険金1万円につき	10円以上34.3円以下
こども医療特約*		基準保険金1万円につき	3.5円以上11.9円以下
介護年金付終身保険入院保 障特約	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき	325円以上1,560円以下
ርጥ <i>ሀ</i> ነውን	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき	100円以上1,330円以下

- (注) 1. 入院保障特約 (B) および入院保障特約 (C) については、基準入院給付金日額を基準とします。
 - 2. 家族保障特約および疾病入院保障特約については、主契約の満期保険金額(災害疾病保障特約が付加されている場合はその災害保険金額)を基準とします。
 - 3. 上記にかかわらず、入院保障特約(A)・(B)・(C)、ファミリー保障特約、災害入院特約、家族災害入院特約*、新・疾病入院特約*、疾病入院特約(2001)*、新・家族疾病入院特約*、家族疾病入院特約(2001)*、こども入院保障特約、介護年金付終身保険入院保障特約以外の更新後の特約については零とします。

別表4

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

対象保険種類 (区分)

1. 5年ごと利差配当付養老保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付終身保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付新終身保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付最終生存者終身保険および同保険から変更された 払済保険

5年ごと利差配当付新養老保険および同保険から変更された払済保険 5年ごと利差配当付逓増終身保険

応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付払込期間満了後 終身保険および同保険から変更された払済保険

応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付一時払特別終身 保险

応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付利率変動型一時 払逓増終身保険、同(介護保障型) (ただし、介護発生後の契約は除 く)、同(2016)

応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付利率変動型一時 払定期支払金付終身保険

5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約

- · 養老買増特約
- 終身買増特約
- · 最終生存者終身買増特約
- · 連生終身保険特約
- ・応当日の前日が第2保険期間である払込期間満了後終身保険買増特 約

応当日の前日が第2保険期間である3年ごと利差配当付積立終身保険の 死亡保障部分

3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約

一時払終身特約

3年ごと利差配当付保険の主契約 (第2保険期間) の死亡保障部分 5年ごと利差配当付安田の新・養老保険および同保険から変更された払 済保険*

5年ごと利差配当付新・終身保険および同保険から変更された払済保険*5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約

- · 終身保険買増特約"
- 特定疾病保障終身特約
- ·介護保障終身特約*
- ·新・介護保障終身特約*
- 2. 5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付新定期保険

5年ごと利差配当付保険から変更された延長定期保険の死亡保障部分 5年ごと利差配当付新・定期保険*

5年ごと利差配当付保険から変更された延長定期保険の死亡保障部分*

- 3. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - · 定期保険特約
 - · 生存給付金付定期保険特約
 - · 新生存給付金付定期保険特約
 - ・第1回の収入保障年金および高度障害年金が発生していない収入保 障特約
 - 逓減定期保険特約
 - ・応当日の前日が第2保険期間である定期保険特約(2年間災害保障型)
 - 養育年金特約
 - ・ファミリー定期保険特約

3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約

- ·定期保険特約 [積立終身用]
- · 生存給付金付定期保険特約 [積立終身用]
- · 新生存給付金付定期保険特約 [積立終身用]
- ・第1回の収入保障年金および高度障害年金が発生していない収入保 障特約 [積立終身用]
- · 逓減定期保険特約 [積立終身用]
- ・応当日の前日が第2保険期間である定期保険特約 (2年間災害保障型) [積立終身用]
- ・遺族サポート特約 [積立終身用]
- ・ファミリー定期保険特約[積立終身用]

5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約

- ・定期保険特約 (ファミリー定期特約を含む)*
- · 逓減定期保険特約*
- · 逓増定期保険特約'
- ・祝金つき定期保険特約*
- ・祝金つき定期保険特約 (1999) *

計算式

(1)区分ごとに年額保険料10万円に対して下記の表で例示する金額

ア. 2007年4月1日以前の契約

区	性				現 在	年 齢			
分	別等	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	300	300	300	300	1,900	4,100	5,200	5,200
1	女	300	300	400	400	1,700	5,100	7,800	7,800
2	男	500	500	500	500	4,700	8,700	11,700	11,700
4	女	900	900	900	900	3,700	14,000	22,100	22,100
3	男	1,200	1,200	1,200	1,200	12,600	24,200	30,800	30,800
٥	女	1,500	1,500	1,500	1,500	9,500	18,000	25,300	25,300
4	男	900	900	900	900	7,700	14,900	19,100	19,100
4	女	1,000	1,000	1,000	1,000	5,100	8,700	12,200	12,200
5	男	1,200	1,200	1,200	1,200	11,800	22,300	27,700	27,700
9	女	1,300	1,300	1,300	1,300	7,500	11,500	15,700	15,700
6	男	1,700	1,700	1,700	1,700	14,600	29,400	37,100	37,100
0	女	1,500	1,500	1,500	1,500	8,700	14,700	19,900	19,900
7	男	2,400	3,100	3,000	5,700	12,200	17,800	17,300	21,200
l '	女	4,200	6,700	4,400	7,100	13,700	17,900	22,300	24,600
8	男	1,400	1,800	2,000	3,500	8,900	12,700	12,500	13,100
0	女	2,400	8,000	4,900	7,600	14,800	17,600	17,700	18,900
10	男	32,000	31,500	22,600	15,700	19,000	13,600	9,900	6,900
10	女	40,800	40,100	27,500	18,800	21,200	15,400	11,400	7,800
11	男	23,500	21,300	17,300	15,800	21,300	14,300	7,800	5,200
11	女	29,900	27,200	21,900	19,900	24,500	16,400	9,100	5,900
13	男	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100
13	女	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300
14	妻型	33,800	33,800	34,300	31,200	27,400	19,200	12,300	9,100
15	男	13,200	13,200	12,000	11,200	15,600	10,900	6,500	4,500
15	女	16,900	16,900	15,400	14,600	18,400	12,800	7,700	5,300
17	男	6,700	6,700	12,100	11,900	18,000	11,000	6,500	5,100
11	女	6,700	6,700	12,100	11,900	18,000	11,000	6,500	5,100
18	男	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
10	女	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200
19	妻型	14,300	14,300	14,300	12,400	10,200	13,400	7,700	5,700
13	妻子型	5,700	5,700	5,700	5,500	4,900	8,400	8,400	8,400
20	妻型	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900
20	妻子型	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

- 4. 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険
 - 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - 特定疾病保障定期保険特約
 - 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - · 特定疾病保障定期保険特約 [積立終身用]
 - •6大疾病保障定期保険特約「積立終身用〕
 - 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - •特定疾病保障定期保険特約*
- 5. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - 重度障害保障定期保険特約
 - 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - · 重度障害保障定期保険特約 [積立終身用]
 - 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ·総合障害保障定期特約*
- 6. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ·介護保障定期保険特約 [積立終身用]
 - ・新・介護保障定期保険特約 [積立終身用]
 - 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ·介護保障定期特約*
 - ·介護保障逓減定期特約*
 - ·新・介護保障定期特約*
 - ·新·介護保障逓減定期特約*
- 7. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・生活サポート特約 [積立終身用] (年金開始前)
- 8. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・新・生活サポート特約「積立終身用」(年金開始前)
- 9. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・生活サポート終身年金特約 [積立終身用] (年金開始前)
- 10. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・入院保障特約 (A)
 - 入院保障特約 (B)
 - ・入院保障特約 (C)
 - 增額型入院保障特約
 - 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・入院保障特約(A) [積立終身用]
 - ・入院保障特約(B) [積立終身用]
 - ・入院保障特約(C) [積立終身用]
 - ·增額型入院保障特約 [積立終身用]
- 11. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - 入院特約
 - 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ·入院特約 [積立終身用]
 - 3大疾病無制限入院特約 [積立終身用]
- 12. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・新・入院特約 [積立終身用]
- 13. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - 災害入院特約
 - 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - · 災害入院特約 [積立終身用]
- 14. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・ファミリー保障特約 (除く子型)
 - 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・ファミリー保障特約 [積立終身用] (除く子型)
- 15. 5年ごと利差配当付医療保険
- 16. 5年ごと利差配当付新医療保険 5年ごと利差配当付女性医療保険
- 17. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・新・疾病入院特約*
 - ·疾病入院特約 (2001) *
- 18. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・新・災害入院特約*

イ、2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

<u> </u>	性					1 . 4.1			
	引				現 在	年 齢			
分	等	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	200	300	300	300	400	900	900	900
1 7	女	200	200	300 300 400 900 900 200 200 200 200 400 600 600 1,000 4,000 4,200 4, 300 300 500 800 1,600 1, 1,200 1,200 4,100 11,300 11,300 11, 800 1,300 2,400 3,900 8,300 8,300 1, 900 900 2,900 6,400 6,400 6, 800 8,00 1, 1, 1, 2,000 3,800 3, 3, 1,200 1,200 2,900 6,800 6,800 6,800 6,800 6,800 6,800 6,800 6,800 6,800 6,800 6,800 1,000 1,000 1,400 1,700 3,300 3, 1,500 1,400 1,700 3,300 3, 1,500 1,400 1,700 3,900 3, 2,500 4,000 2,200 8, 9,00 1,000 9,300	400				
2 5	男	600	600	600	600	1,000	4,000	4,200	4,200
2 7	女	300	300	300	300	500	800	1,600	1,600
3	男	700	1,200	1,200	1,200	4,100	11,300	11,300	11,300
3 3	女	400	700	800	1,300	2,400	3,900	8,300	8,300
4	男	900	900	900	900	2,900	6,400	6,400	6,400
4 7	女	600	800	800	800	1,400	2,000	3,800	3,800
h h	男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,900	6,800	6,800	6,800
3	女	700	1,000	1,000	1,000	1,400	1,700	3,300	3,300
	男	1,500	1,500	1,500	1,500	3,400	8,200	8,200	8,200
3	女	900	900	900	1,000	2,000	2,100	3,900	3,900
7	男	2,600	2,600	2,500	4,300	7,200	10,000	9,300	11,400
7	女	6,500	6,500	6,500	5,700	9,600	13,800	14,100	17,900
8	男	1,000	1,400	1,600	2,900	5,100	6,100	5,400	6,000
- 3	女	1,500	7,400	4,400	6,700	11,100	12,400	15,300	17,800
10	男	4,100	4,100	6,400	5,800	6,100	4,000	2,200	1,200
7	女	8,500	8,500	11,200	11,600	10,700	7,100	3,800	2,300
	男	6,200	5,500	5,000	4,800	5,200	3,400		1,100
3	女	12,500	11,000	9,900	9,500	9,000	5,900	3,300	1,700
119	男	11,500	11,500	10,100	9,000	9,200	6,300	3,800	2,700
3	女	13,100	12,900	11,600	10,400	9,200	6,400	3,700	2,800
113 ⊢	男	5,500	5,500						5,500
7	女	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900
	型	10,300	10,300						2,800
15	男	3,500	3,500			3,600	2,100	1,400	1,000
7	女	7,000	7,000	-					1,700
10	男	3,900	3,600						800
7	女	7,900	7,300						1,300
	男	3,100	3,100						700
3	女	3,100	3,100						700
1181	男	5,500	5,500						5,500
3	女	21,900	21,900		-				21,900
119 -	型	3,200	3,200						900
妻	子型	2,100	2,100						1,900
120 ⊢	型	1,900	1,900						1,900
妻-	子型	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300

ウ. 2011年10月2日以後、2019年4月1日以前の契約

区	性				現 在	年 齢			
分	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	200	300	300	300	400	900	900	900
1	女	200	200	200	200	200	200	400	400
2	男	600	600	600	600	1,000	4,000	4,200	4,200
4	女	300	300	300	300	500	800	1,600	1,600
3	男	700	1,200	1,200	1,200	4,100	11,300	11,300	11,300
0	女	400	700	800	1,300	2,400	3,900	8,300	8,300
4	男	900	900	900	900	2,900	6,400	6,400	6,400
4	女	600	800	800	800	1,400	2,000	3,800	3,800
5	男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,900	6,800	6,800	6,800
9	女	700	1,000	1,000	1,000	1,400	1,700	3,300	3,300
6	男	1,500	1,500	1,500	1,500	3,400	8,200	8,200	8,200
0	女	900	900	900	1,000	2,000	2,100	3,900	3,900
7	男	2,600	2,600	2,500	4,300	7,200	10,000	9,300	11,400
(女	6,500	6,500	6,500	5,700	9,600	13,800	14,100	17,900
8	男	1,000	1,400	1,600	2,900	5,100	6,100	5,400	6,000
0	女	1,500	7,400	4,400	6,700	11,100	12,400	15,300	17,800
9	男	600	600	1,000	1,800	3,200	3,700	3,700	3,800
g	女	600	1,000	1,300	3,000	3,200	3,300	3,400	4,000
12	男	7,600	7,600	7,500	7,700	11,100	8,300	4,900	3,500
12	女	8,600	8,700	8,400	8,600	13,200	9,700	5,800	4,000
21	男	100	100	100	100	200	400	500	500
41	女	100	100	100	100	100	100	100	100
22	男	400	400	400	400	400	1,200	1,200	1,200
22	女	100	100	100	100	200	200	400	400
23	男	100	100	100	100	100	100	100	100
23	女	100	100	100	100	100	100	100	100
24	男	1,800	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
24	女	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

別表4 (続)

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

- 19. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・新・家族疾病入院特約 (除く子型)*
 - ・家族疾病入院特約 (2001) (除く子型)*
- 20. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約
 - ・新・家族災害入院特約(除く子型)*
- 21. 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険の1倍型
- 22. 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険の5倍型
- 23. 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険の10倍型
- 24. 5年ごと利差配当付入院保険

(注) 1. 上表にかかわらず、2014年6月2日以後、2019年4月1日以前の区分 12の契約については、下表とします。

区	性	現在年齢								
分	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	
12	男	4,300	4,700	4,400	4,000	12,700	8,300	5,200	2,800	
12	女	4,300	4,100	3,400	3,800	11,500	8,600	6,000	4,400	

2. 上表にかかわらず、2017年4月2日以後、2019年4月1日以前の区分 9の契約については、下表とします。

ſ	区	性				現在	年 齢			
	分	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
Ī	9	男	500	500	900	1,700	3,000	3,500	3,500	3,500
	9	女	500	500	1,100	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600

エ. 2019年4月2日以後の契約

区	性				現 在	年 齢			
分	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	200	300	300	300	400	900	900	900
1	女	200	200	200	200	200	200	400	400
2	男	600	600	600	600	1,000	4,000	4,200	4,200
2	女	300	300	300	300	500	800	1,600	1,600
3	男	700	1,200	1,200	1,200	4,100	11,300	11,300	11,300
	女	400	700	800	1,300	2,400	3,900	8,300	8,300
4	男	900	900	900	900	2,900	6,400	6,400	6,400
-	女	600	800	800	800	1,400	2,000	3,800	3,800
5	男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,900	6,800	6,800	6,800
	女	700	1,000	1,000	1,000	1,400	1,700	3,300	3,300
6	男	1,500	1,500	1,500	1,500	3,400	8,200	8,200	8,200
0	女	900	900	900	1,000	2,000	2,100	3,900	3,900
7	男	2,600	2,600	2,500	4,300	7,200	10,000	9,300	11,400
'	女	6,500	6,500	6,500	5,700	9,600	13,800	14,100	17,900
8	男	1,000	1,400	1,600	2,900	5,100	6,100	5,400	6,000
0	女	1,500	7,400	4,400	6,700	11,100	12,400	15,300	17,800
23	男	100	100	100	100	100	100	100	100
20	女	100	100	100	100	100	100	100	100
24	男	1,800	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
24	女	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

- (注) 1. 区分1において、養老保険・終身保険・新養老保険(いずれも一時払以外)、同保険から変更された払済保険については0円とします。
 - 2. 区分2において、養老保険・終身保険(いずれも一時払以外)が延長定期保険に変更された場合の死亡保障部分については0円とします
 - 3. 区分3において、定期保険特約・収入保障特約・逓減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約については0円とします。

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

- (2)主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、区分ごとに 年額保険料10万円に対して下記の表で例示する金額を(1)の金 額に加算する。
- ア. 2007年4月1日以前の契約

区	性				現在	年 齢			
分	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	100	100	100	100	600	700	300	100
1	女	100	100	100	100	400	400	200	100
2	男	100	100	100	100	600	900	700	300
2	女	100	100	100	100	600	700	500	600
3	男	900	800	400	600	2,700	3,200	1,500	700
J	女	500	500	500	400	2,900	3,200	1,700	800
4	男	800	700	300	400	1,300	1,400	700	300
4	女	500	400	300	200	1,300	1,300	700	400
5	男	800	700	300	500	1,800	2,000	900	500
J	女	500	500	400	300	1,800	1,700	800	400
6	男	300	300	300	500	2,300	2,500	1,100	500
0	女	400	400	400	300	2,300	2,400	1,100	500
7	男	700	700	300	500	2,000	2,100	900	400
ĺ'	女	400	400	400	300	2,000	1,900	900	400
8	男	800	700	300	500	2,100	2,100	900	700
O	女	500	500	400	300	2,000	1,900	700	300

イ. 2007年4月2日以後の契約

_									
区	性				現 在	年 齢			_
分	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	100	100	100	100	300	100	100	100
1	女	100	100	100	100	200	100	100	100
2	男	100	100	100	100	500	200	200	200
	女	100	100	100	100	400	200	200	200
3	男	400	400	300	200	2,100	100	100	100
	女	500	500	400	300	1,900	200	100	100
4	男	400	300	200	100	1,000	200	200	200
4	女	400	400	200	100	700	100	100	100
5	男	400	300	300	200	1,300	300	300	300
J J	女	500	400	300	200	1,100	100	100	100
6	男	300	300	300	200	1,700	100	100	100
U	女	400	400	300	300	1,500	100	100	100
7	男	200	200	200	200	1,300	300	300	300
Ľ	女	300	300	300	200	1,200	100	100	100
8	男	400	400	300	200	1,700	100	100	100
0	女	500	400	400	300	1,400	100	100	100
9	男	100	100	100	100	200	100	100	100
9	女	100	100	100	100	200	100	100	100
21	男	100	100	100	100	100	100	100	100
21	女	100	100	100	100	100	100	100	100
22	男	100	100	100	100	400	100	100	100
44	女	100	100	100	100	200	100	100	100
23	男	100	100	100	100	100	100	100	100
43	女	100	100	100	100	100	100	100	100

- (注) 1. 年額保険料は保険料払込期間および保険期間等で調整をかける ものとします。
 - 2. 区分3において5年ごと利差配当付保険に付加された養育年金特 約については零とします。
 - 3. 区分9は2011年10月2日以後の契約とします。
 - 4. 区分14の妻子型の配当金額は妻型と同額とします。
 - 5. 区分10~14、17~20の更新後は0.5倍、それ以外の更新後の特約 については零とします。
 - 6. 満年齢方式による契約は上記の表に所要の調整を行ないます。
 - 7. 上表イにおいて、2019年4月2日以後の契約でありかつ以下の契約については零とします。
 - ①養老保険・終身保険・新養老保険(いずれも一時払以外)、同保 険から変更された払済保険
 - ②養老保険・終身保険(いずれも一時払以外)が延長定期保険に変 更された場合の死亡保障部分
 - ③定期保険特約・収入保障特約・逓減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約
 - ④区分9、21、22

5年ごと配当付保険の危険差配当

対象保険種類 (区分)

別表5

- 5年ごと配当付終身入院保険
 5年ごと配当付3年間災害保障型逓増定期保険
- 2. 5年ごと配当付終身入院保険に付加された以下の特約
 - · 終身入院買増特約「終身入院用]
 - · 定期保険特約[終身入院用]
 - ·終身保険特約[終身入院用]
 - ·介護終身年金給付特約[終身入院用] (介護発生前)
 - 5年ごと配当付組立総合保障保険に付加された以下の特約
 - 定期保険特約[総合保険用]
 - · 終身保険特約[総合保険用]
 - 家計保障年金特約[総合保険用]
 - ・介護サポート終身年金特約[総合保険用] (介護発生前)
 - ・終身入院特約 [総合保険用]
 - ・新・入院特約 [総合保険用]
- 3. 5年ごと配当付終身入院保険に付加された以下の特約
 - ・生活サポート終身年金特約[終身入院用](年金開始前) 5年ごと配当付組立総合保障保険に付加された以下の特約
 - ・生活サポート終身年金特約[総合保険用] (年金開始前)
 - ・生活サポート定期保険特約[総合保険用]
- 4. 5年ごと配当付生活障害保障定期保険

計算式

(1)区分ごとに普通死亡の危険保険金1万円につき被保険者の現 在年齢に応じて下記の表に例示する金額

ア. 2017年4月1日以前の契約

ſ	区	性	現 在 年 齢										
	分	别	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳			
Т	,		円	円	円	円	円	円	円	円			
١	1	男	0.4	2. 4	1.4	2.5	5.8	10.8	17. 1	17.1			
١	2	女	0.4	0.7	1. 2	0.8	1.8	2. 2	6.3	6.3			
ſ	3	男	1.1	1.3	2. 5	5. 0	17.6	38.0	81.8	172.7			
-	J	女	1.1	1.9	2.6	7.8	16.7	28.8	75.8	196. 9			

イ. 2017年4月2日以後、2019年4月1日以前の契約

区	性			Ę	見在	年 歯	ŕ		
分	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1		円	田	円	円	田	円	円	円
	男	0.4	2. 4	1.4	2.5	5.8	10.8	17. 1	17.1
2	女	0.4	0.7	1.2	0.8	1.8	2. 2	6.3	6.3
3	男	1.0	1.1	2. 2	4. 4	16.2	34. 7	76. 3	156.3
J	女	1.0	1.0	2.0	6.6	13.7	22.6	58. 4	141.5
4	男	0.9	1.0	2.0	4. 5	12.5	35. 5	76.0	153.0
4	女	0. 9	0. 9	1.6	6.7	12. 4	23.0	61.0	140.9

ウ. 2019年4月2日以後の契約

区	性			Ę	見在	年 歯	ŕ		
分	別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
٠,		円	円	円	円	円	円	円	円
	男	0.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.7	1.1	1.1
2	女	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.5	0.5
3	男	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	2.0	7.8	24. 1
3	女	0.0	0.0	0.1	0.2	0.5	1.3	5.0	19.9
4	男	0.9	1.0	2.0	4.5	12.5	35. 5	76.0	153.0
4	女	0.9	0.9	1.6	6.7	12.4	23.0	61.0	140.9

更に、5年ごと配当付終身入院保険、終身入院買増特約[終身入院用]、終身入院特約[総合保険用] (2019年4月2日以後の契約を除く)および新・入院特約[総合保険用] (2019年4月2日以後の契約を除く)については、基準入院給付金日額1,000円につき26円以上1,033円以下を加算する。

(2)主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金 1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額 を(1)の金額に加算する。

性	現在年齢							
別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
	円	円	円	円	円	円	円	円
男	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4	0.4	0.1
女	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1

- (注) 1. 更新後の特約については零とする。
 - 2. 満年齢方式による契約は上記の表に所要の調整を行ないます。
 - 3. 区分4は満年齢方式による金額となります。
 - 4. 区分2・3における定期保険特約[終身入院用]・[総合保険用]、終身保険特約[終身入院用]・[総合保険用]、生活サポート終身年金特約[終身入院用]・[総合保険用]のうち2019年4月2日以後の一時払契約については、ウ表ではなくイ表を適用します。

団体保険

団体の規模に応じて、危険差益に乗じる率は以下のとおり

	団体定期保険(注1)	消費者信用	団体終身保険	団体信用	生命保険	団体信用 就業不能保障 保険	団体総合就業 不能保障保険
団体の被保険者数	総合福祉団体 定期保険(注2)	団体生命保険		死亡・高度障害 部分等(注3)	死亡・高度障害・ 3大疾病部分等(注4)		
~ 2	0.14	0.10	0. 25	0.10	0.08	0.15	0.05
25~ 9	0. 28	0.20	0. 25	0. 20	0.18	0.15	0.10
100∼ 19	0.40	0.30	0.35	0.30	0. 28	0.15	0. 15
200~ 29	0.48	0.40	0.45	0.40	0.38	0.15	0.20
300∼ 34	0.48	0.40	0. 55	0.40	0.38	0.15	0. 25
350∼ 39	0. 53	0.50	0. 55	0.50	0.47	0.15	0. 25
400~ 49	0. 53	0.50	0.65	0.50	0.47	0.20	0. 25
500~ 99°	0. 63	0.58	0.75	0.58	0.55	0.20	0.30
1,000~ 1,99	0.74	0.64	0.80	0.64	0.61	0.20	0.35
2,000~ 3,49	0.84	0.69	0.90	0.69	0.66	0.25	0.40
3,500∼ 4,99	0. 90	0.75	0.90	0.75	0.70	0. 25	0.45
5,000∼ 9,99°	0. 95	0.80	0.95	0.80	0.73	0.30	0.45
10,000~ 99,99	0. 97	0.87	0.97	0.87	0.77	0.35	0.50
100,000~299,99	0. 97	0.90	0. 97	0.90	0.80	0.50	0.50
300,000∼	0. 97	0.97	0. 97	0. 97	0.85	0.50	0.50

団体の被	保険者	新·団体定期保険 (注5)				
	\sim	24	_			
25	5~	49	_			
50)~	99	0.15			
100)~	199	0.20			
200)~	299	0.25			
300)~	349	0.25			
350)~	399	0.35			
400)~	499	0.35			
500)~	999	0.43			
1,000)~ 1	, 999	0.55			
2,000)~ 3	3, 499	0.66			
3, 500)~ 4	, 999	0.74			
5, 000)~ (, 999	0.83			
10.000)~		0. 90			

- (注1) 団体定期保険の本表記載の配当率を以下「本則の配当率」と呼ぶ
- (注2)総合福祉団体定期保険については被保険者数が500人以上の場合には支払率(保険金支払額 - 加工 日間 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000

団体の	支払率						
被保険者数	30%超40%以下	20%超30%以下	10%超20%以下	10%以下			
500∼ 999	0.720	0.745	0. 765	0.780			
1,000~ 1,999	0.835	0.860	0.875	0.880			
2,000~ 3,499	0.900	0.910	0. 920	0. 925			
3,500∼ 4,999	0.940	0. 945	0.950	0.955			
5,000~ 9,999	0.970	0. 973	0. 976	0.978			
10,000~	0.980	0. 983	0. 985	0. 987			

- (注3) 「死亡部分」、「死亡・身体障害部分」についても同一の率を用いる (注4) 「死亡・高度障害・がん部分」、「死亡・3大疾病・身体障害・介護部分」についても同一 の率を用いる
- (注5) 新・団体定期保険の本表記載の配当率を以下「本則の配当率」と呼ぶ

また、団体定期保険、新・団体定期保険については、加入率等に応じて以下の係数を本則の配当率に乗ずる。

団体定期保険(注6)

		加入率	
団体の被保険者数	25%以上	10%以上	10%未満
	35%未満	25%未満	
~ 24	0.70	0.35	0. 25
25 ~ 99	0.70	0.40	0. 25
100 ∼ 199	0.75	0.45	0.30
200 ∼ 349	0.75	0.50	0.35
$350 \sim 499$	0.80	0. 55	0.40
500 ∼ 999	0.80	0.60	0.45
$1,000 \sim 1,999$	0.85	0.65	0.50
$2,000 \sim 3,499$	0.85	0.70	0.60
$3,500 \sim 4,999$	0.90	0.75	0.65
$5,000 \sim 9,999$	0.90	0.80	0.70
10,000 ~	0.95	0.85	0.80

(注6) 2003年10月1日以降に契約又は更新した契約

新·団体定期保険(注7)

		加入率	
団体の被保険者数	25%以上 35%未満	10%以上 25%未満	10%未満
50 ~ 99	0.10	0.00	0.00
100 ∼ 199	0.20	0.00	0.00
200 ∼ 349	0.30	0.00	0.00
$350 \sim 499$	0.35	0.00	0.00
500 ~ 999	0.45	0.10	0.00
$1,000 \sim 1,999$	0.55	0.20	0.00
$2,000 \sim 3,499$	0.65	0.30	0.05
$3,500 \sim 4,999$	0.70	0.40	0.20
$5,000 \sim 9,999$	0.80	0.50	0.30
10,000 ~	0.90	0.70	0.30

(注7) 2004年1月1日以降に契約又は更新した契約